

草加市地域防災計画

＜風水害対策編＞

(第3章 風水害応急対策計画)

第1章
総則

第2章
災害予防計画

第3章
災害応急対策計画

目 次

第3章 風水害応急対策計画

第1節 風水害時の活動体制	水-3-1
1 災害時の本部活動及び配備体制	水-3-1
(1) 災害時の本部活動	水-3-1
(2) 各体制の設置基準概要	水-3-2
2 職員の動員体制	水-3-3
(1) 動員表	水-3-3
(2) 動員の対象外	水-3-4
3 警戒体制における各種本部の設置・運営	水-3-5
(1) 水防体制	水-3-5
(2) 災害警戒本部	水-3-6
4 非常体制における災害対策本部の設置・運営	水-3-8
5 災害対応チームの設置・編成	水-3-10
6 本部室、部局間調整員、対策部の組織・役割	水-3-12
7 分担業務	水-3-15
(1) 本部室（本部作業室を含む）の分担業務	水-3-15
(2) 対策部の分担業務	水-3-16
第2節 初動対応	水-3-21
1 災害発生前の対応	水-3-21
(1) 各職場の事前準備	水-3-21
2 災害発生直後の対応	水-3-24
(1) 勤務時間内	水-3-24
(2) 勤務時間外	水-3-28
3 職員の安否確認・参集状況の把握	水-3-31
(1) 職員参集状況の把握・人員配置	水-3-31
(2) 本部及び対策部（各部）の体制整備	水-3-31
4 重要事項の決定	水-3-32
第3節 本部業務	水-3-33
1 災害対策本部体制の迅速な構築及び運営	水-3-33
(1) 災害対策本部の設置及び運営	水-3-33
(2) 本部体制の整備	水-3-34
(3) 情報処理の体制と流れ	水-3-35
(4) 本部会議の開催等	水-3-36
(5) 庁内応援職員の動員（調整）に関する体制整備	水-3-36
(6) 職員の労務管理体制の構築	水-3-37
(7) 職員の長期活動体制の構築	水-3-37

(8) 災害対応に必要な物品購入・出納体制の準備	水-3-38
(9) 災害救助法の適用手続	水-3-39
(10) 災害救助対策室の設置	水-3-40
(11) 激甚災害の指定	水-3-41
2 受援体制の整備	水-3-42
(1) 関係機関との連絡調整	水-3-42
(2) 受援体制の構築	水-3-43
(3) 応援要請	水-3-44
(4) 応援の受入れ準備	水-3-50
(5) 応援部隊への支援等	水-3-51
(6) 受入れ後の進捗管理	水-3-51
(7) 労務者の雇上げと労務応援要請	水-3-52
(8) ボランティア活動体制の確立	水-3-52
3 情報収集・伝達体制の整備	水-3-53
(1) 気象情報等の収集・伝達	水-3-53
(2) 通信手段の確保	水-3-67
(3) 被害状況等の収集・分析	水-3-67
(4) 情報管理	水-3-68
(5) 広聴活動	水-3-69
(6) 広報活動	水-3-72
4 公民の施設・空間情報の管理	水-3-76
(1) 被害情報の収集、応援の受入れ準備	水-3-76
(2) 二次被害情報の収集	水-3-76
(3) 緊急輸送路線等の確保	水-3-76
(4) 交通対策	水-3-77
(5) 道路・ライフライン等の応急復旧情報の管理	水-3-80
(6) 利用可能な公共資源の情報管理	水-3-81
(7) 動物愛護	水-3-82
5 物資・輸送の管理	水-3-85
(1) 緊急輸送体制の確立	水-3-85
(2) 物資供給・輸送情報の収集方法	水-3-86
(3) 物資配布情報の伝達方法	水-3-86
6 費用・財源の管理	水-3-87
(1) 応急活動費用への予算措置	水-3-87
7 災害復興	水-3-88
(1) 災害復興対策本部の設置	水-3-88
(2) 被害状況の把握	水-3-93
(3) 災害復興方針の策定	水-3-93
(4) 都市復興基本方針の策定	水-3-93

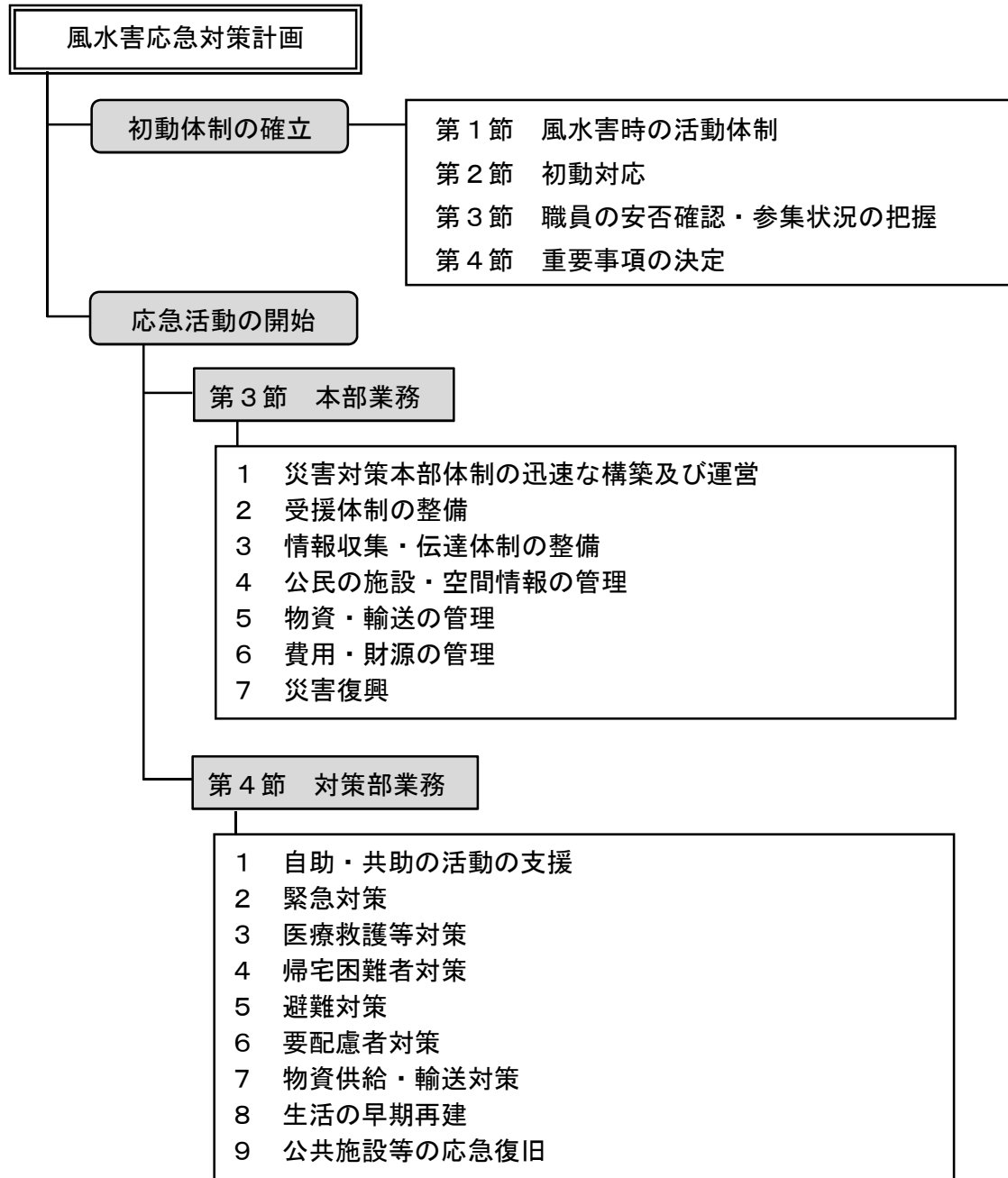
(5) 第一次建築制限区域の指定	水-3-93
(6) 復興対象地区の設定	水-3-94
(7) 復興計画の策定・公表	水-3-94
(8) 都市復興基本計画（骨子案）の策定	水-3-94
(9) 第二次建築制限区域の指定	水-3-95
(10) 復興まちづくり計画等の策定	水-3-95
(11) 都市復興基本計画の策定	水-3-95
(12) 復興事業の実施	水-3-96
第4節 対策部業務	水-3-97
1 自助・共助の活動の支援	水-3-97
(1) 災害情報の提供【各対策部】	水-3-97
(2) 避難所開設・運営における協力体制の構築【避難所統括チーム】	水-3-97
2 緊急対策	水-3-99
(1) 消防活動【草加八潮消防組合】	水-3-99
(2) 消防活動【草加市消防団】	水-3-99
(3) 水防活動	水-3-99
(4) 竜巻等突風等対策	水-3-101
(5) 二次災害防止活動【本部作業室・市民生活部・関係対策部・草加八潮消防組合】	水-3-104
(6) 被災宅地危険度判定調査【都市整備部・本部作業室】	水-3-107
3 医療救護等対策	水-3-109
(1) 医療需要の把握【健康推進部】	水-3-109
(2) 医療救護活動の実施【本部作業室・総務部・健康推進部】	水-3-110
(3) 防疫・保健衛生活動【健康推進部・市民生活部】	水-3-114
(4) 食品衛生指導【健康推進部】	水-3-116
(5) 入浴施設の確保【市民生活部】	水-3-117
(6) 遺体の取扱い【本部作業室・福祉部・市民生活部】	水-3-118
4 帰宅困難者対策	水-3-121
(1) 帰宅困難者対策【本部作業室・市民生活部・各対策部】	水-3-121
5 避難対策	水-3-124
(1) 注意喚起・避難の呼びかけ【本部作業室】	水-3-124
(2) 要避難地域の把握【本部作業室・各対策部】	水-3-125
(3) 避難情報の発令【本部作業室・草加八潮消防組合】	水-3-126
(4) 警戒区域の設定【本部作業室・草加八潮消防組合】	水-3-129
(5) 避難誘導【本部作業室・各対策部】	水-3-130
(6) 広域避難【本部作業室・避難所統括チーム】	水-3-132
(7) 避難所等の開設・運営【本部作業室・避難所統括チーム・地区参集部】	水-3-133
(8) 防犯対策【本部作業室・避難所統括チーム・地区参集部・市民生活部】	水-3-143
6 要配慮者対策	水-3-144

(1) 要配慮者支援対策【本部作業室・要配慮者支援チーム】	水-3-144
(2) 外国籍市民等の安全確保【総合政策部・災害ボランティアセンター】 ..	水-3-148
7 物資供給・輸送対策	水-3-149
(1) 救援物資等の集積・配送【総務部】	水-3-149
(2) 食料・生活必需品の供給体制の確立【総務部・教育総務部】	水-3-150
8 生活の早期再建	水-3-152
(1) 罹災証明書の交付【罹災証明チーム】	水-3-152
(2) 日本赤十字社に係る義援金及び被災者支援基金の受付・配分【総合政策部・福祉部】	水-3-156
(3) 被災者の生活確保【福祉部・本部作業室】	水-3-158
(4) 農業・中小企業への支援【自治文化部・本部作業室】	水-3-163
(5) 職業のあっせん【市民生活部】	水-3-164
(6) 市税等の徴収猶予及び減免等【総務部、各関係部】	水-3-165
(7) 文教対策【教育総務部】	水-3-166
(8) 保育対策【こども未来部】	水-3-170
(9) 災害廃棄物・し尿の処理【市民生活部】	水-3-172
(10) 住宅への障害物の除去【建設部】	水-3-176
(11) 被災住宅の応急修理【都市整備部】	水-3-177
(12) 応急住宅の供給【都市整備部】	水-3-178
(13) 住宅の建設【都市整備部】	水-3-180
9 公共施設等の応急復旧	水-3-181
(1) 避難所が不足する事態への対応【本部作業室】	水-3-181
(2) 公共施設の復旧【本部作業室・総合政策部・関係対策部】	水-3-182
(3) 道路・河川・公園被害応急復旧【建設部・都市整備部】	水-3-183
(4) 道路・河川の復旧計画【建設部】	水-3-185
(5) 農地、農作物、農業施設の応急復旧【本部作業室・自治文化部】	水-3-187
(6) 上下水道施設の応急復旧【本部作業室・上下水道部】	水-3-188
(7) 給水体制の確立【上下水道部】	水-3-190
(8) 電力施設の応急復旧	水-3-192
(9) ガス施設の応急復旧	水-3-193
(10) 通信施設の応急復旧	水-3-194
(11) 交通施設の応急対策	水-3-195

第3章 風水害応急対策計画

風水害応急対策計画の体系

災害発生直後の情報の収集・伝達、活動体制等を確立するとともに、人命の救急・救助、医療、消火等の応急対策活動を県、防災関係機関等と連携しながら実施し、被害の拡大防止と早期の復旧・復興を図る。



第1節 風水害時の活動体制

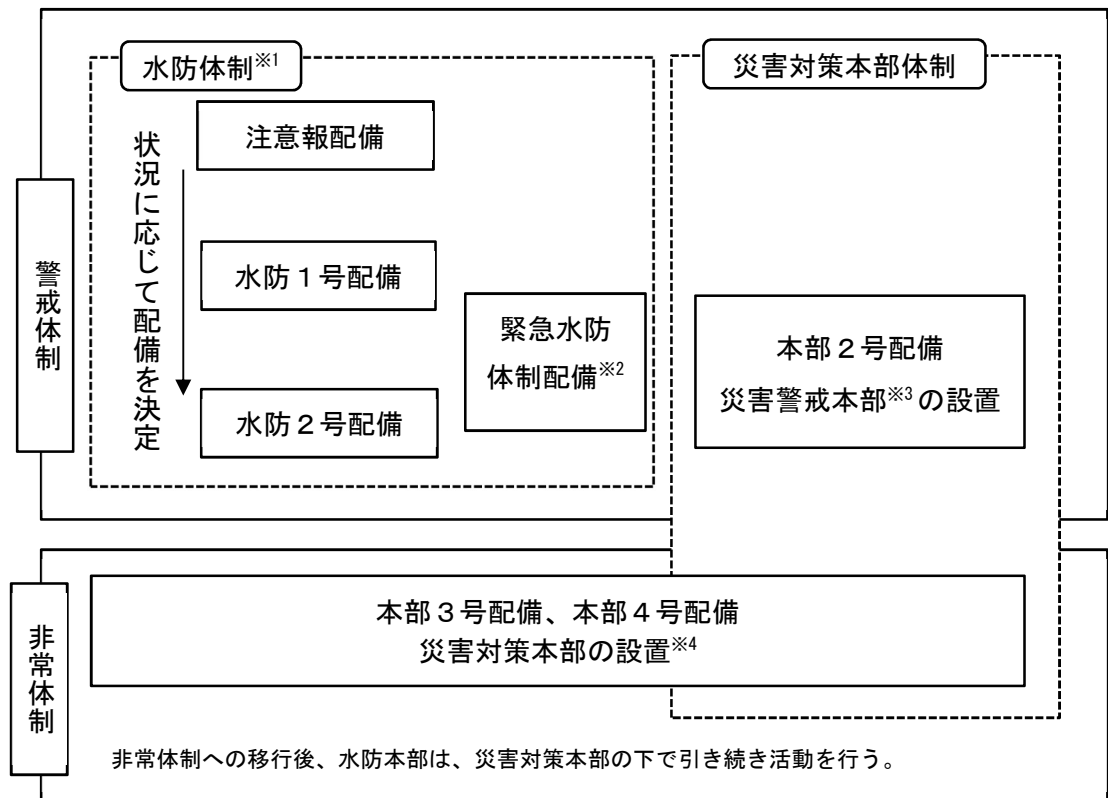
1 災害時の本部活動及び配備体制

(1) 災害時の本部活動

本市の災害時の本部活動は、大きく分けて、通常の組織を基本として警戒に当たる「警戒体制」と災害対策本部を設置して災害対策活動を推進する「非常体制」により構成する。

また、水防法に基づく水防活動を行うための体制を水防体制とし、建設部・都市整備部水防体制及び建設部・都市整備部緊急水防体制計画に基づき、気象予測や災害の状況に応じて各体制を敷く。

本部活動及び水防体制の流れ



※1 水防体制：建設部・都市整備部水防体制に基づく配備を行う。注意報配備は、気象情報をトリガーとして自動で配備となるが、水防1号及び水防2号配備については、原則として水防会議等で検討をもって配備が決定される。

※2 緊急水防体制：あらかじめ予測することが困難な集中豪雨等の発生時に、市役所近隣の職員を緊急で参集させ対応に当たる。

※3 災害警戒本部：水防体制の配備状況と連携し、河川の水位上昇や線状降水帯の発生、内水氾濫の発生等のおそれがある場合に設置される。設置基準については、水3-6「災害警戒本部の設置基準等」参照。

※4 災害対策本部：設置基準については、水3-8「災害対策本部の設置基準等」参照。

(2) 各体制の設置基準概要

第1章 総則
第2章 災害予防計画
第3章 災害応急対策計画

	区分	設置基準	備 考
警戒体制	※水防体制	注意報配備	・ 平日の勤務時間外及び休日における大雨注意報・警報、又は洪水注意報・警報発表時 気象情報発表状況により参集
		水防1号配備 (水防本部の設置)	・ 一層の注意と警戒が必要になったとき 水防会議等の決定に基づき参集
		水防2号配備 (水防本部の設置)	
		緊急水防体制配備	
	災害対策本部体制	本部2号配備 (災害警戒本部の設置)	・ 市内に相当規模の風水害が発生し、又は発生するおそれがあり、災害警戒本部を設置して対策を行う必要がある場合 ・ その他、市長が必要と認めたとき ※設置基準の詳細については、水3-6「災害警戒本部の設置基準等」参照。 発令者： 市長（本部長）
非常体制		本部3号配備 本部4号配備 (災害対策本部の設置)	

※水防体制は、建設部長を本部長とし、大きく分けて建設総務班と現場班より構成する。また、現場班には、河川班、道路班、維持補修班、新田班、みどり公園班、機動班を置く。

2 職員の動員体制

(1) 動員表

災害対策部 (本部設置時)	災害対策部に所属する行政組織 条例に定める部局等	警戒体制			非常体制	
		水防1号 配備	水防2号 配備	本部2号 配備	本部3号 配備	本部4号 配備
市長室(秘書課を除く)	市長室(秘書課を除く)	危機管理課 広報課 ※1	危機管理課 広報課 市長室 危機管理課付 ※1	危機管理課・ 広報課 全員 市長室 1/2 危機管理課付 全 員	危機管理課・広報 課 全員 市長室 1/2 危機管理課付 全員	全員
総合政策部	総合政策部 会計課(会計管 理者を含む)	-	総合政策課 ※1、※2	1/2	1/2	全員
総務部	総務部 選挙管理委員会	-	庶務課 職員課 ※1、※2	1/2	1/2	全員
自治文化部	自治文化部 農業委員会事務局	-	みんなでまちづくり課 ※1、※2	1/2	1/2	全員
福祉部	福祉部	-	福祉政策課 ※1、※2	1/2	1/2	全員
健康推進部	健康推進部	-	健康づくり課 ※1、※2	1/2	1/2	全員
こども未来部	こども未来部	-	こども政策課 ※1、※2	1/2	1/2	全員
市民生活部	市民生活部	-	交通対策課 ※1、※2	1/2	1/2	全員
都市整備部	都市整備部	各課所 1/2	全員	-	全員	全員
建設部	建設部	各課 1/2	全員	-	全員	全員
教育総務部	教育総務部	総務企画課 ※1	総務企画課 ※1、※2	各課 1/2	各課 1/2	全員
上下水道部	上下水道部	-	水道総務課 ※1、※2	各課 1/2	各課 1/2	全員
市立病院部	市立病院事務局	-	経営管理課 ※1、※2	各課室 1/2	各課室 1/2	全員
議会監査部	議会事務局 監査委員事務局	-	議会事務局 ※1、※2	各局 1/2	各局 1/2	全員
地区参集部	関係部局	-	-	全員(状況に 応じて 1/2)	全員(状況に 応じて 1/2)	全員
機動班	関係部局	-	関係部局 ※1	関係部局 ※1	関係部局 ※1	関係部局 ※1

※1 記載の課は、必要人員を派遣する。

※2 状況に応じて、記載の課の代わりに部局間調整員を配備する。

※ 表中の各部局の配備人員は、配備可能な人員(上限)とし、災害の状況に応じて適宜動員配備を調整する。

※ 機動班については、必要人員を招集する場合がある。

※ 注意報配備及び緊急水防体制配備については建設部・都市整備部水防体制及び建設部・都市整備部緊急水防体制に基づくものとする。

(2) 動員の対象外

次に該当する職員は動員の対象外とする。なお、動員対象外の指定は各所属長が行う。

- ・ 平時における病弱者、身体不自由等で、応急活動を実施することが困難な場合
- ・ 妊娠中又は出産後育児休業取得可能期間に相当する期間を経過しない等の状況にある職員で、応急活動に従事することが困難な場合
- ・ その他各所属長等が認める場合

3 警戒体制における各種本部の設置・運営

(1) 水防体制

建設部・都市整備部水防体制（以下「水防体制」という。）とは、草加市災害対策本部が設置されていない状況において、水防法に基づく水防活動を行うための体制をいう。その概要は次のとおりである。

① 水防体制の概要

水防関係機関	草加市役所、草加八潮消防組合、草加市消防団、（一社）草加市建設業振興会、草加環境事業協同組合	
水防会議の開催	建設部長は、必要に応じて水防会議等を開催し、協議に基づき本部会議の開催について判断を行う。	
構成員	水防準備会議	建設部長、建設部副部長、都市整備部長、都市整備部副部長、危機管理課長、建設管理課長、都市計画課長、その他建設部長が選任する者
	水防会議	建設部長、建設部副部長、都市整備部長、都市整備部副部長、市長室長、広報課長、危機管理課長、建設部・都市整備部各所属長、草加八潮消防局長が選任する消防職員、総務企画課長、水道総務課長、その他建設部長が選任する者

② 緊急水防体制

建設部・都市整備部緊急水防本部体制（以下「緊急水防体制」という。）とは、あらかじめ予測することが困難な集中豪雨等の発生時に、水防法に基づく水防活動を迅速に行うための体制をいう。

水防関係機関	草加市役所、草加八潮消防組合、草加市消防団、（一社）草加市建設業振興会、草加環境事業協同組合
招集方法	建設部長は、都市整備部長に連絡し、あらかじめ定めておいた各班の緊急連絡網を通して招集する。

(2) 災害警戒本部

市域において、相当規模の風水害が発生、又は、発生するおそれのある場合で、災害対策本部の設置に至らないときは、災害警戒本部を設置する。

災害警戒本部の設置基準等

設置基準	・綾瀬川谷古宇水位観測所の水位が氾濫注意水位（3.0m）に到達すると予測される場合 ・綾瀬川谷古宇水位観測所の水位が水防団待機水位（2.8m）、又は、中川吉川水位観測所の水位が水防団待機水位（3.3m）に到達し、さらに水位の上昇が見込まれ災害の発生が予想される場合 ・市内に大雨、洪水等に関する気象警報が発表され、災害の発生が予想される場合 ・線状降水帯の発生や発生の可能性を予想した気象情報の発表・台風の接近、集中豪雨等の発生に伴い、低い土地の浸水、河川の増水等が予想される場合 ・その他、市長が必要と認めたとき
設置場所	市役所本庁舎8階 災害対策室 ※ 本庁舎が被災した場合、後述代替施設に設置 ※ 緊急時等により本部設置場所への設置が困難な場合等には、オンラインによる設置を可能とする。
責任者	市長（本部長）
設置要件	本部室（作業室・本部会議）、対策部を設置 （災害対応チームは、災害対策本部へ移行した後に設置を判断）
災害対策本部への移行	災害が拡大、又は、拡大のおそれがある場合、災害対策本部体制へ移行
災害警戒本部の廃止	市域に被害が認められなかった場合、又は、事態が終息したときには、災害警戒本部を廃止

災害警戒本部の運営

災害警戒本部会議 の開催	災害予防及び災害応急対策の総合的な基本方針を審議、決定するため、本部長は必要に応じて本部会議を開催する
構成員	本部長（市長）、副本部長（副市長、教育長）、各対策部長、作業室統括（市長室長）で構成 ※ 本部長が必要と認めるときは、会計管理者、関係職員や職員以外を出席させることができる。
招集・主宰	本部長が招集し主宰する。ただし、本部会議構成員が、本部会議の招集が必要と判断した場合、作業室長に会議開催を要請することができる。
開催場所	市役所本庁舎8階 災害対策室 ※ 緊急時等により本部設置場所への参集が困難な場合等には、オンラインによる会議を開催することができる。
基本的 協議事項	・ 配備体制の切替え又は本部の廃止 ・ 災害情報、被害情報の分析と対策活動の基本方針の決定 ・ 職員の配備体制 ・ 応援の要請 ・ 避難所等開設の判断 ・ 台風接近時等における市のサービスセンター・公民館・コミュニティセンター・児童施設・高齢者施設等の公共施設の施設等の閉鎖の決定 ・ 台風時の保育所等の閉鎖の決定 ・ 台風接近時等における窓口業務の閉鎖・縮小等の決定 ・ その他災害対策に関する重要事項

4 非常体制における災害対策本部の設置・運営

市域において甚大な風水害が発生し、災害対策本部を設置して全庁が一丸となり対策を行う必要がある場合は、災害警戒本部を移行する。

災害対策本部の設置基準等

設置基準	・市内に甚大な風水害が発生、又は、発生するおそれがあり、災害対策本部を設置して対策を行う必要がある場合 ・綾瀬川谷古宇水位観測所の水位が氾濫注意水位（3.0m）、又は、中川吉川水位観測所の水位が氾濫注意水位（3.6m）に到達した場合 ・災害救助法を適用する災害が発生した場合 ・その他の状況により、市長が必要と認めたとき
設置場所	市役所本庁舎8階 災害対策室 ※ 本庁舎が被災した場合、後述代替施設に設置する。 ※ 緊急時等により本部設置場所への設置が困難な場合等には、オンラインによる設置を可能とする。
責任者	市長（本部長）
設置要件	本部室（本部作業室・本部会議）、対策部を設置。その他、必要に応じて室又は災害対応チームを設置する
災害対策本部の廃止	市域における災害の拡大するおそれが解消し、災害応急対策がおおむね完了したと認めたとき、災害対策本部を廃止（又は災害警戒本部に移行）。ただし、当該災害について、市が災害救助法の適用を受けている間は、災害対策本部を廃止（又は災害警戒本部に移行）しない。

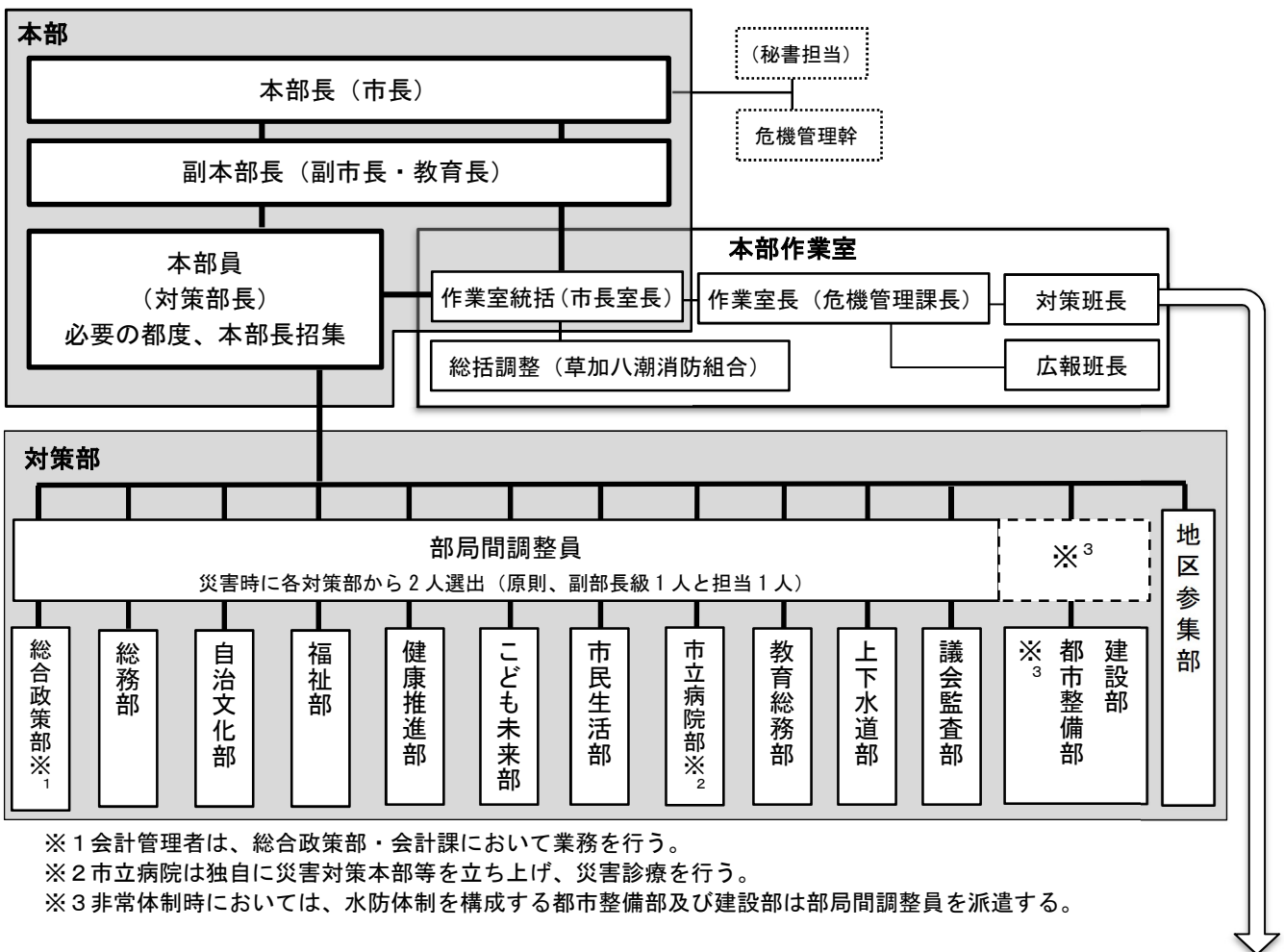
災害対策本部の運営

災害対策本部会議の開催	災害応急対策の総合的な基本方針を審議・決定するため、本部長は必要に応じて本部会議を開催する。
構成員	本部長（市長）、副本部長（副市長、教育長）、各対策部長、作業室統括（市長室長）で構成 ※ 本部長が必要と認めるときは、会計管理者、関係職員や職員以外を出席させることができる。
招集・主宰	本部長が招集し主宰する。ただし、本部会議構成員が、本部会議の招集が必要と判断した場合、作業室長に会議開催を要請することができる。
開催場所	市役所本庁舎8階 災害対策室 ※ 緊急時等により本部設置場所への参集が困難な場合等には、オンラインによる会議を開催することができる。
基本的協議事項	・本部の配備体制の切替又は廃止 ・災害情報、被害情報の分析と対策活動の基本方針の決定 ・職員の配備体制 ・応援の要請 ・対策部間の応援 ・災害対応チームの設置及び方針の決定、災害対応チームの廃止 ・業務継続に係る基本方針の決定、業務縮小の検討 ・その他災害対策に関する重要事項

■災害警戒本部・災害対策本部の代替施設

- ① 第二庁舎
- ② 高砂小学校多目的室
- ③ 高砂コミュニティセンター集会室

災害対策本部の構成図



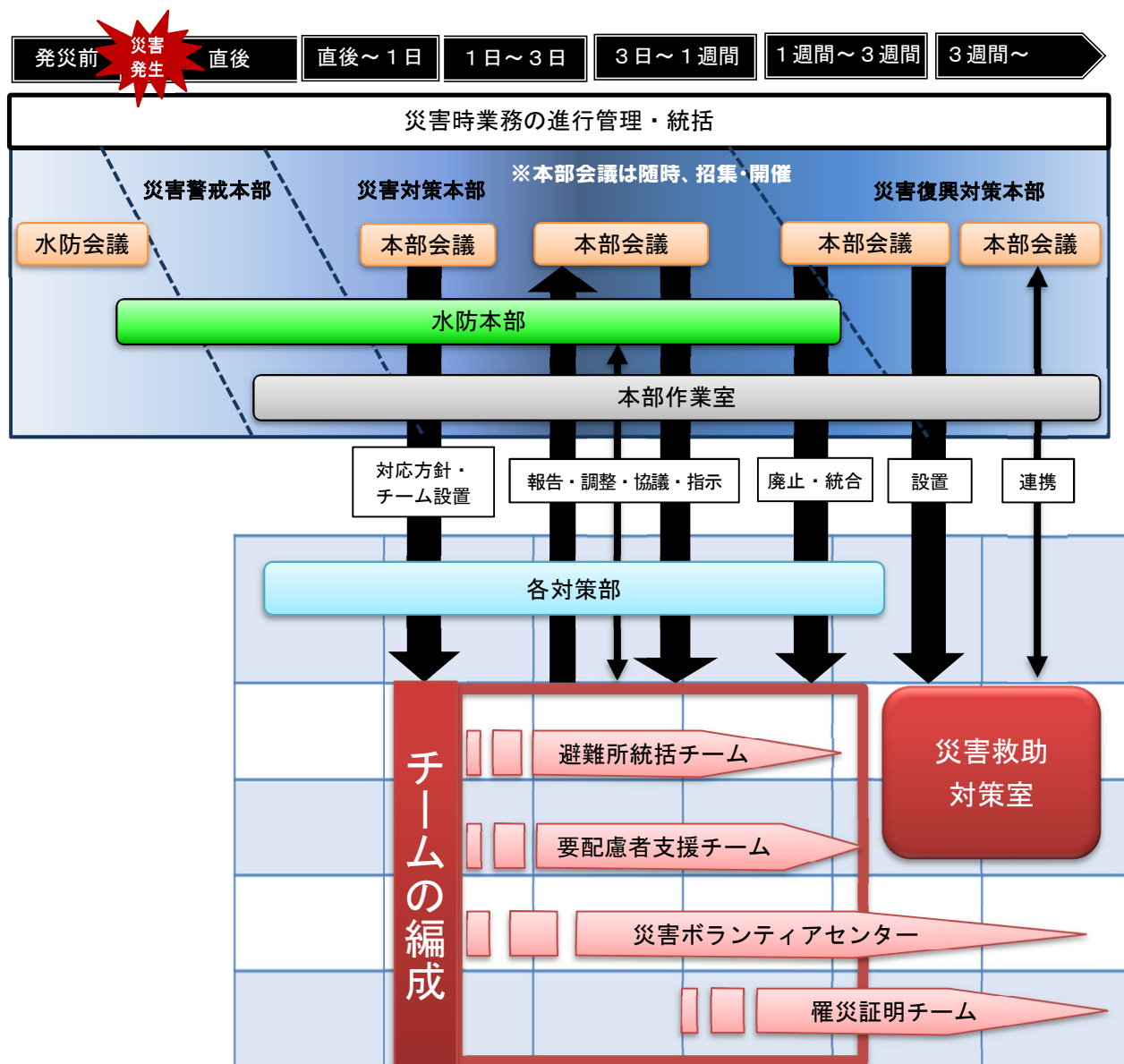
※1 会計管理者は、総合政策部・会計課において業務を行う。
※2 市立病院は独自に災害対策本部等を立ち上げ、災害診療を行う。
※3 非常体制時には、水防体制を構成する都市整備部及び建設部は部局間調整員を派遣する。

- 【対策班】
- 対策班には「対策」「広聴」「情報」「調整」「庶務」等の担当を配置する。
- 対策担当: 情報の精査・トリアージ、対応方針の検討
 - 情報担当: 情報共有化のための集計作業、地図表示
 - システム担当: 庁内ネットワーク復旧、作業室PC環境整備・システム入力
 - 庶務担当: 庶務・記録、庁内の人的・物的資源の収集・管理・集計
 - 調整担当: 対策部・関係機関の受付・調整（受援窓口）、発災当初の避難所との連絡
 - 広聴担当: 市民等からの連絡・情報の受付

5 災害対応チームの設置・編成

本部長は、被災者ニーズや平時における訓練の成果等に応じて、本部のもとに、対策部横断的な災害対応チームを設置することができる。災害対応チームを設置しない場合における対策部横断業務に関しては、本部作業室、水防本部及び部局間調整員が調整し、災害対応チームが担うべき業務を行う。

災害対応チームの設置イメージ



災害対応チームの編成表

災害対応チームの名称	主務部長	幹事課（副幹事課）
要配慮者支援チーム	福祉部長	福祉政策課 （障がい福祉課・長寿支援課・こども政策課・介護保険課等）
罹災証明チーム （罹災証明書発行・被害認定調査）	総務部長	市民税課 （資産税課・納税課・税外債権管理室等）
災害ボランティアセンター	自治文化部長	みんなでまちづくり課 （人権共生課・文化観光課等）
避難所統括チーム	市長室長※ 【教育総務部長】	危機管理課 （総務企画課・学務課・保育課・こども青少年課・みんなでまちづくり課・スポーツ振興課・くらし安全課・生涯学習課）

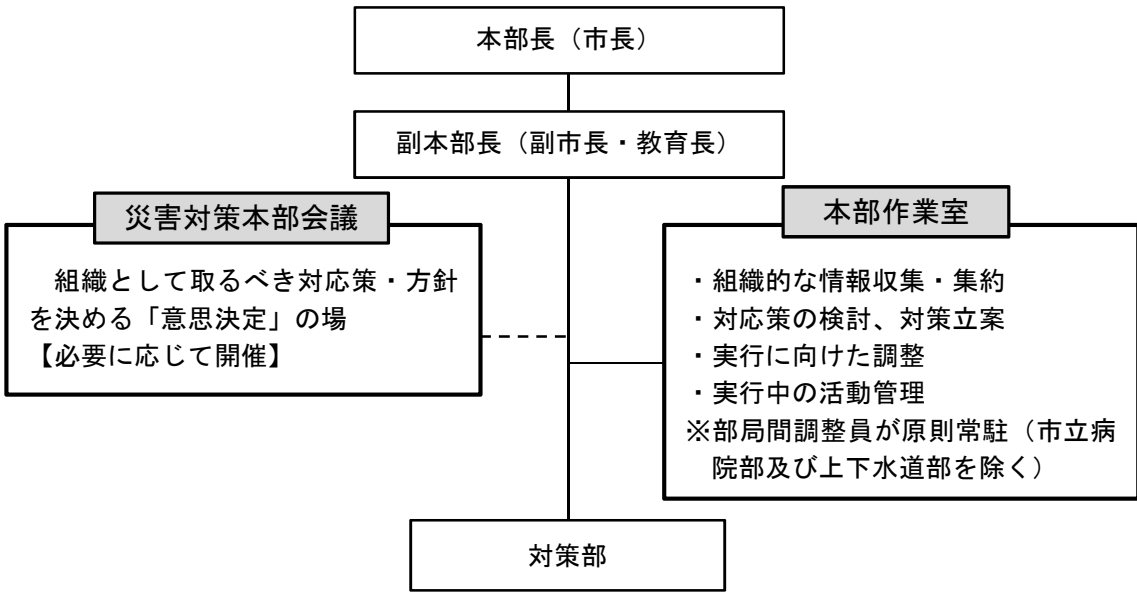
※ 市長室長は本部作業室の業務を行うため、業務の状況によっては代替の職制【 】を構築する。

6 本部室、部局間調整員、対策部の組織・役割

本部室の組織・役割

組織			役割
本部会議	本部長	市長	・重要事項の審議・決定 ※本部会議では、本部員補佐として本部方針の即時着手に備え、本部長が必要と認めたときは、部局間調整員が同席できる。 ※会議の庶務は本部作業室が担当 (注)本部長が必要と認めたときは、職員以外の防災及び危機管理に精通した者を本部員として指名できる。
	副本部長	副市長・教育長	
	本部員 ^(注)	各対策部の部長	
本部作業室	作業室統括	市長室長	・本部長、副本部長の補佐 ・本部作業室の統括 ・部局間調整員との調整
	作業室長	危機管理課長	
	総括調整	草加八潮消防局次長	
	対策班長	危機管理課課長補佐	・対策班の統括・調整 ・作業室長の補佐
	対策担当	主に危機管理課	・情報の分析 ・情報分析に基づく対応の検討
	情報担当	主に総合政策課	・被害情報等の収集・整理・表示
	システム担当	主に情報推進課	・〇Ａ環境・通信環境の統括 ・システム入力
	調整担当	主に総合政策部	・防災関係機関との連絡調整 ・部局間調整員との連絡調整 ・応援受入に関する連絡調整窓口 ・無線等による連絡調整（初動期）
	庶務担当	主に総合政策課	・本部会議・作業室における庶務 ・人員・車両等資源の把握・管理 ・災害救助法運用の総括 ・災害視察団に関する業務
	広聴担当	主に広聴相談課	・相談・要望等の広聴業務の統括
	広報班長	広報課長	・災害時広報（市民・外部） ・報道機関への対応
	広報班	広報課	
秘書担当		秘書課	・本部長・副本部長の秘書業務

本部会議と本部作業室の役割分担図



部局間調整員の組織・役割

組織		役割
部局間調整員※ 【各対策部（地区参集部を除く）2名】	対策部長が副部長又は次長から指名する者 （原則、市長室付職員）	・本部員の補佐 ・本部作業室との調整 ・本部方針に基づく他の対策部との調整 ・所属する対策部との連絡調整
	対策部長が指名する者	

※非常体制時においては、水防体制を構成する都市整備部及び建設部から調整員を派遣。

対策部の組織・役割

対策部名 (構成部局)	主務部長 (副部長は主務部長が指名する者)	役割
総合政策部 (総合政策部・会計課)	総合政策部長	1 所掌 地域防災計画及び災害対策本部条例に基づく要綱に沿って担任。ただし、本部決定に基づき、所掌以外の事務にも従事。 2 対策班の編成 班員及び班長等は、各対策部長が各担当課等から定め、対策班として編成する。 編成は部の所掌に照らし、通常の課組織に捉われず適正に実施。 3 災害対応チーム設置に伴う対応 本部決定に基づき災害対応チームが設置された場合には、災害対応チームに必要な人員の派遣を決定。 その際には当初編成した班編成の見直しを実施。 4 対策部の取りまとめ 主務部長の部局にある庶務担当課が、部局間調整員を窓口として、取りまとめを担当
総務部 (総務部・選挙管理委員会)	総務部長	
自治文化部 (自治文化部・農業委員会事務局)	自治文化部長	
福祉部 (福祉部)	福祉部長	
健康推進部 (健康推進部)	健康推進部長	
こども未来部 (こども未来部)	こども未来部長	
市民生活部 (市民生活部)	市民生活部長	
水防本部 (建設部、都市整備部)	建設部長	
	都市整備部長	
教育総務部 (教育総務部)	教育総務部長	
上下水道部 (上下水道部)	上下水道部長	
市立病院部 (市立病院事務局)	市立病院事務部長	
議会監査部 (議会事務局・監査委員事務局)	議会事務局長	
地区参集部 (関係部局：総務部長の指名職員)	総務部長 (総務部兼務)	・地区参集部の職員を、あらかじめ指定する

7 分担業務

(1) 本部室（本部作業室を含む）の分担業務

所 掌		
本部室	・ 本部の配備体制及び廃止に関すること。 ・ 本部の活動方針に関すること。 ・ 災害情報の収集及び伝達に関すること。 ・ 災害対策基本法の規定に基づく、避難指示等の設定に関すること。 ・ 災害対策基本法の規定に基づく、警戒区域の決定に関すること。 ・ 応急活動優先事項に係る対策部間の協同及び災害対応チームの設置及び方針に関すること。 ・ 他機関等への救援要請に関すること。 ・ 災害発生後の支援実施体制の検討に関すること。 ・ その他災害対策に関すること。 【機動班】 ・ 指定避難所、自主避難所の開設・運営に関すること。 ・ 冠水時の交通誘導に関すること。	
	分担業務	
	本部作業室	・ 災害対策（警戒）本部及び本部作業室の事務の統括に関すること。 ・ 本部会議の開催に関すること。 ・ 防災関係機関との連絡調整及び協力要請に関すること。 ・ 応援受入体制の整備に関すること。 ・ 応援受入に当たっての統括に関すること。 ・ 応援部隊業務の進捗管理の統括に関すること。 ・ 応急対策用の車両・輸送手段の調達に関すること。 ・ 災害視察団の応接に関すること。 ・ 災害の広報に関すること。 ・ 報道機関との連絡に関すること。 ・ 被災者の相談、陳情、要望及び広聴等の統括に関すること。 ・ 災害情報の収集及び伝達の統括に関すること。 ・ 防災行政無線及び通信機器に関すること。

(2) 対策部の分担業務

※災害時の部署名と（ ）内に所属部署名を記載

対策部名 (構成部局)	分担業務
共通事務	① 所属職員の安否確認及び参集に関すること。 ② 所管施設（事業関連施設を含む）の防災対策（二次被害防止対策を含む）及び被害調査に関すること。 ③ 活動時の写真・文書記録、情報伝達、連絡調整及び庶務に関すること。 ④ 所管事業の災害復旧復興計画の作成に関すること。 ⑤ 水防活動への従事・応援に関すること。 ⑥ 避難所運営などの業務への従事・応援に関すること。 ⑦ （対応可能な範囲で）関係機関及び団体との連絡調整並びに協力要請に関すること。
総合政策部 (総合政策部・会計課)	① 分担業務 ・ O A 機器の復旧に関すること。 ・ 本部設置に伴う機能（電気・水道・電話・通信回線）確保に関すること。 ・ 所管施設の防災対策（二次被害防止対策を含む）・被害調査の統括に関すること。 ・ 緊急資機材及び物品等の調達並びに借上げの統括に関すること。 ・ 災害対策の予算に関すること。 ・ 激甚災害法運用の統括に関すること。 ・ 被災者支援基金の受領、保管及び配分に関すること。 ・ 災害対策・水防に必要な現金の出納に関すること。 ・ 義援金の受領及び保管に関すること。 ・ 公共建築物の復旧計画に関すること。 ・ 市有財産の管理に関すること。 ・ 災害時空地管理（主に市有地）の統括に関すること。 ・ 公用車の配車・運行管理に関すること。 （応急対策用車両全般に関しては本部作業室に移行） ② 災害対応チームの設置が見込まれる分担業務（災害対応チームが設置されていない場合、対策部の分担業務として対応） 【災害ボランティアセンター】 ・ 外国籍市民への対応に関すること。 ・ 多言語支援センターの設置に関すること。
総務部 (総務部・選挙管理委員会)	① 分担業務 ・ 職員用食料の支給及び装備品の貸与に関すること。 ・ 職員の衛生管理に関すること。 ・ 職員の服務、給与及び公務災害補償に関すること。 ・ 職員の惨事ストレス対策に関すること。 ・ 税の減免に関すること。 ・ 救援物資のデータ管理及び集積、仕分けセンターの統括に関すること。 ・ 本部方針に基づく被災者の食料の調達、配分及び計画に関すること。 ・ 本部方針に基づく緊急輸送計画の作成に関すること。 ・ 救護物資の輸送・集積及び仕分けセンターに関すること。 ② 災害対応チームの設置が見込まれる分担業務（災害対応チームが設置されていない場合、対策部の分担業務として対応）

対策部名 (構成部局)	分担業務
	【罹災証明チーム】 ・被災者及び家屋の被害認定調査に関すること。 ・被害状況調書（罹災台帳）の作成に関すること。 ・罹災証明書の交付に関すること。
自治文化部 (自治文化部・ 農業委員会事 務局)	① 災害対応チームの設置が見込まれる分担業務（災害対応チームが設置されていない場合、対策部の分担業務として対応） 【災害ボランティアセンター】 ・ボランティアの受入れ及び各部局専門ボランティアの統括に関すること。 ・災害ボランティアセンターの設置及び運営の統括に関すること。 【避難所統括チーム】 ・避難所（コミュニティセンター、体育館）の開設及び運営に関すること。 ・避難所運営委員会、自主防災組織との避難所運営に関すること。
福祉部 (福祉部)	① 分担業務 ・日本赤十字に係る義援金の配分計画及び配布に関すること。 ・災害弔慰金、見舞金及び支援金の支出並びに災害援護資金の貸付に関すること。 ・社会福祉機関及び団体との連絡調整並びに協力要請に関すること。 ・遺体の納棺等の処理の統括及び埋火葬に関すること。 ・遺品等の保管に関すること。 ・遺体の収容及び安置に関すること。 ② 災害対応チームの設置が見込まれる分担業務（災害対応チームが設置されていない場合、対策部の分担業務として対応） 【要配慮者支援チーム】 ・福祉避難所の開設及び運営に関すること。 ・要配慮者への情報提供に関すること。 ・避難行動要支援者への支援・実態調査に関すること。 ・市福祉施設利用者の救護対策に関すること。
健康推進部 (健康推進部)	① 分担業務 ・医薬品及び医療資器材の調達に関すること。 ・医療相談及びメンタルケアに関すること。 ・保健衛生、感染症予防（保健衛生）に関すること。 ・医療需要の把握に関すること。 ・医療救護活動の実施に関すること。 ② 災害対応チームの設置が見込まれる分担業務（災害対応チームが設置されていない場合、対策部の分担業務として対応） 【避難所統括チーム】 ・医療救護所の設置及び管理に関すること。 ・避難所（救護所等）の衛生管理に関すること。
こども未来部 (こども未来部)	① 分担業務 ・保育園及び児童クラブの応急救護対策に関すること。 ・乳幼児救護に関すること。 ② 災害対応チームの設置が見込まれる分担業務（災害対応チームが設置されていない場合、対策部の分担業務として対応） 【要配慮者支援チーム】

対策部名 (構成部局)	分担業務
	・ 社会福祉機関及び団体との連絡調整並びに協力要請に関すること。 ・ 市福祉施設利用者の救護対策に関すること。 ・ 障がい児に関すること。 【避難所統括チーム】 ・ 避難所の乳幼児救護に関すること。
市民生活部 (市民生活部)	① 分担業務 ・ 仮設トイレの調達、設置及び管理に関すること。 ・ ごみ、し尿の収集及び処理に関すること。 ・ がれき処理の申請受付及び統括に関すること。 ・ 動物救護に関すること。 ・ 被災地の消毒、薬剤の散布及び調達に関すること。 ・ 防犯に関すること。 ・ 帰宅困難者対策に関すること。 ・ 死体火葬許可証の発行に関すること。
都市整備部 (都市整備部)	① 分担業務 ・ 被災住宅の応急修理に関すること。 ・ 被災者の一時住宅あっせんに関すること。 ・ 応急仮設住宅の建設計画に関すること。 ・ 応急仮設住宅の入居に関すること。 ・ 災害時空地管理（市有地以外）に関すること。 ・ 土地利用及び建築等に係る制限に関すること。 ・ 公園防災設備の運用・管理に関すること。 ・ 災害復興本部の設置に関すること。 ・ 災害復旧復興計画の統括に関すること。 ・ 市街地復興計画に関すること。 ・ 道路啓開（主に街路樹倒木の対処）に関すること。 ② 災害対応チームの設置が見込まれる分担業務（災害対応チームが設置されていない場合、対策部の分担業務として対応） ③ 水防本部の業務 ○ 道路冠水に関すること。 ・ 道路冠水状況の巡視 ・ 冠水時の通行止め ・ 道路冠水箇所の原因究明、対策立案、関係課調整 ○ 所管する公園・緑地等の安全確保に関すること。

対策部名 (構成部局)	分担業務
建設部 (建設部)	① 分担業務 ・ 水防本部に関すること。 ・ 水防情報の統括と指令の伝達に関すること。 ・ 水防関係機関との連絡に関すること。 ・ 水防時における河川・水路の定点観測及び応急復旧に関すること。 ・ 水防時における市内の状況査察に関すること。 ・ 水防時における市内の道路冠水状況等の把握に関すること。 ・ 緊急輸送道路の確保に関すること。 ・ 道路啓開（被害情報の収集・調査パトロールを含む）に関すること。 ・ 国及び県との道路啓開の連携に関すること。 ・ 土木施設等の応急対策計画に関すること。 ② 水防本部の業務 ○指揮・命令補助に関すること。 ・ 水防体制の編成 ・ 水防会議の運営、職員動員 ・ 都市整備部との連絡調整、相互支援 ・ 危機管理課との連絡調整、気象情報の提供 ・ 災害協定締結業者（（一社）建設業振興基金、環境事業組合等）、国県との調整 ・ 気象情報の収集 ・ 市外排水施設の稼働状況の把握、情報提供 ・ 市民からの問合せ対応、関係課への情報提供 ・ 随時報告書作成、情報提供 ・ 水防時の食料の調達手配 ・ 車両の手配 ・ 庶務：道路冠水図等作成、振興会との報酬調整 ・ 注意報配備の統括 ○道路冠水に関すること。 ・ 道路冠水状況の巡視 ・ 冠水時アンダーパスの通行止め ○市内の排水機場、水門、ゲートに関すること。 ・ 排水機場の運転指揮 ・ 河川班の動員配置 ・ 排水機場、水門操作時の県、関係市との連絡調整 ・ 河川巡視 ・ 受託排水機場に係る調整事項対応（県対応等） ○土のうの配布、管理、消防との調整に関すること。 ・ 冠水箇所の現場対応 ・ 降雨前後の集水桝、グレーチング清掃 ・ 水防倉庫の管理 ・ 草加八潮消防組合と道路冠水等に関する連絡 ・ 土のうの配布、管理

第1章	総則
第2章	災害予防計画
第3章	災害応急対策計画

対策部名 (構成部局)	分担業務
教育総務部 (教育総務部)	① 分担業務 ・ 児童・生徒の応急救護対策に関すること。 ・ 児童・生徒の学用品の給与に関すること。 ・ 応急教育に関すること。 ・ 教育相談に関すること。 ・ 児童・生徒のメンタルケアに関すること。 ・ 文化財の保護に関すること。 ② 災害対応チームの設置が見込まれる分担業務（災害対応チームが設置されていない場合、対策部の分担業務として対応） 【避難所統括チーム】 ・ 避難所の施設管理者との調整に関すること。 ・ 市立小中学校所属職員の避難所運営の分担に関すること。 ・ 非常炊き出しの実施に関すること。 ・ 避難所（公民館・文化センター）の開設及び運営に関すること。 ・ 避難所運営委員会との避難所運営の協働に関すること。
上下水道部 (上下水道部)	① 分担業務 ・ 応急給水及び広報に関すること。 ・ 応急給水施設及び資機材の整備に関すること。 ・ 応急給水の確保に関すること。 ・ 上下水道の応急対策に関すること。 ・ 道路啓開の協働に関すること。 ・ マンホール等から溢れ出た汚水の処理・消毒等に関すること。
市立病院部 (市立病院事務部)	① 分担業務 ・ 災害拠点病院としての業務（公的病院及び薬剤、資器材供給機関との連絡調整並びに協力要請）に関すること。 ・ 入院患者等の安全確保及び移送計画に関すること。 ・ 災害拠点病院としての被災者の医療及び助産に関すること。 ・ 災害拠点病院として必要な医薬品の備蓄に関すること。
議会監査部 (議会事務局・監査委員事務局)	① 分担業務 ・ 市議会との連絡調整に関すること。 ・ 市議会議員・監査委員・公平委員の安否確認に関すること。 ・ 市議会議員・監査委員・公平委員からの情報収集及び伝達の統括に関すること。
地区参集部	① 分担業務 ・ 避難所開設・運営に関すること。 ・ 発災初期の被害状況の現地情報収集に関すること。 ・ 災害対策本部との連絡調整に関すること。 ・ 医療救護所との連絡調整に関すること。

第2節 初動対応

1 災害発生前の対応

(1) 各職場の事前準備

各職場は、台風や集中豪雨等により、被害が発生、又は、発生するおそれのある場合、次の事前準備を行う。

■市役所本庁舎

内 容	
①	気象情報、河川の水位状況、洪水予報等の発表状況、道路の冠水箇所の有無等の情報収集
②	・重要設備等の保護・嵩^{かさ}上げ ・排水系統（排水溝・雨樋等）の点検 ・市民への注意喚起・周知の実施 ・庁舎内の浸水防止対策（止水板、土のうの準備）等
③	水防本部長（建設部長）は、状況に応じ必要な水防配備を設置する。
	建設部長が関係部局長に連絡をし、必要な水防配備を設置する。
	招集職員は、自ら参集し、おおむね次の業務を行う。 ・最新の河川の水位、気象情報等の収集 ・排水機場の状況確認 ・近隣自治体等の動向把握 等

■学校（各小・中学校）

業務内容	
①	気象情報、河川の水位状況、洪水予報等の発表状況、道路の冠水箇所の有無等の情報収集
②	下記の気象情報や避難情報が発令された場合、草加市災害対策（警戒）本部は、各小・中学校の閉鎖を決定する。 1）気象情報：市域への「暴風警報」又は「大雨特別警報」の発表 2）避難情報：該当地域への警戒レベル3「高齢者等避難」の発表
③	教職員は、所属先の学校へ参集
④	【児童・生徒の登校前の対応】 ・臨時休校等の措置 →学校長又は教職員は、必要に応じて教育総務部と臨時休校等の実施について協議 →臨時休校等の実施について、保護者へ連絡 →措置内容について、教育総務部へ報告
⑤	【在校児童・生徒の対応（部活動、課外活動等で、児童・生徒が在校の場合）】 ・通学路の安全が確認できるまで、学校に児童・生徒を留ませる。安全が確認された場合は帰宅促進 ・下校時刻を変更する場合は、速やかに保護者に連絡。必要に応じて保護者等への引き渡しを行う ・帰宅困難児童・生徒への対応
⑥	緊急対応措置 ・排水系統（排水溝・雨樋等）の点検 ・窓・扉の閉鎖・施錠 ・重要設備等の保護・嵩上げ ^{かさ} ・屋外物の撤収・養生 ・校舎の浸水防止対策（止水板、土のうの準備）
⑦	学校長は教職員に対し、避難情報が発令された際の避難所の開設及び避難者の受入れへの協力を指示 →地区参集職員及び避難所運営委員会と協力し、避難所の開設及び運営 →学校管理に必要な教職員を確保し、万全の体制を確立

■公共施設

業務内容	
①	気象情報、河川の水位状況、洪水予報等の発表状況、道路の冠水箇所の有無等の情報収集
②	下記の気象情報や避難情報が発令された場合、草加市災害対策（警戒）本部は、公民館、コミュニティセンター、児童施設、高年者施設等の公共施設の閉鎖を決定する。 1）気象情報：市域への「暴風警報」又は「大雨特別警報」の発表 2）避難情報：該当地域への警戒レベル3「高齢者等避難」の発表
③	職員は、所属先の施設へ参集
④	臨時休館の措置及び周知
⑤	緊急対応措置 ・排水系統（排水溝・雨樋等）の点検 ・重要設備・書類等の保護・嵩上げ ・窓・扉の閉鎖・施錠 ・屋外物の撤収・養生 ・施設内の浸水防止対策（止水板、土のうの準備）
⑥	第2避難所施設グループの開設（避難所運営委員会、派遣された市職員とともに、開設及び運営を行う。）

第1章
総則第2章
災害予防計画第3章
災害応急対策計画

■保育園等（民間認可保育所、放課後児童クラブ・児童館等を含む）

業務内容	
①	気象情報、河川の水位状況、洪水予報等の発表状況、道路の冠水箇所の有無等の情報収集
②	下記の気象情報や避難情報が発令された場合、草加市災害対策（警戒）本部は、保育園等の閉鎖を決定する。 1）気象情報：市域への「暴風警報」又は「大雨特別警報」の発表 2）避難情報：該当地域への警戒レベル3「高齢者等避難」の発表
③	施設長及び参集指定職員は、所属の保育園等へ参集
④	臨時休園等の措置 →施設長又は職員は、こども未来部と臨時休園（休室）等の措置について協議 →臨時休園（休室）の基準に基づき、臨時休園（休室）を判断 →臨時休園（休室）の実施について、保護者へ連絡 →措置内容について、こども未来部へ報告
⑤	特別保育の実施 →臨時休園（休室）日において、自宅で保育できない世帯の児童等を対象に特別保育を実施（実施施設：あずま保育園、高砂児童クラブ）
⑥	緊急対応措置 ・排水系統（排水溝・雨樋等）の点検 ・窓・扉の閉鎖・施錠 ・屋外物の撤収・養生 ・施設内の浸水防止対策（止水板、土のうの準備）
⑦	避難所の運営協力（市立施設の場合、本部作業室とこども未来部との協議により定められた避難所の開設及び運営に協力する）

2 災害発生直後の対応

(1) 勤務時間内

① 各職場における緊急措置の実施

風水害の発生直後、各職場において次の緊急措置を行う。

■市役所本庁舎

	業務内容
①	市役所等各公共施設の被害状況の把握 →各部局長は、所属の伝令要員等を通じて被害状況の概況等を危機管理課に連絡
②	来庁者の安全確保と避難誘導等 →必要に応じて応急救護措置を実施
③	被害状況を踏まえた各庁舎・施設の緊急防護措置 →同時に、非常用発電機能や通信機能の点検と機能確保
④	庁舎の応急復旧 ・流入水の排水措置 ・散乱物の片付け、清掃 ・破損箇所等の除去・早急修理 等
⑤	非常時持出品の搬出
⑥	出張中の職員の帰庁 →出張中の職員は所属長に安否情報を連絡し、所属長の判断を仰ぐ
⑦	出勤・安否情報の報告・連絡 →各所属長は、所属職員の出勤・安否状況を確認し部局長へ報告 →各部局長は、所属の伝令要員等を通じて被害状況等を危機管理課に連絡

■学校（各小・中学校）

	業務内容
①	児童・生徒の安全確保と被害状況の把握 →状況に応じて、児童・生徒の避難誘導 →屋外避難が不要な場合は、校舎内での児童・生徒の安全確保
②	一斉下校、臨時休校等の措置 →教育総務部との協議のもと判断
③	保護者への引渡し →保護者が帰宅困難となり、引き取りに來られない場合等は、児童・生徒を学校で保護
④	校舎の応急復旧 ・流入水の排水措置 ・散乱物の片付け、清掃 ・破損箇所等の除去・早急修理 等

■公共施設

	業務内容
①	利用者等の安全確保と被害状況の把握
②	臨時休館の措置と周知
③	施設の応急復旧 ・ 流入水の排水措置 ・ 散乱物の片付け、清掃 ・ 破損箇所等の除去・早急修理 等

■保育園等（民間認可保育所、放課後児童クラブ・児童館等を含む）

	業務内容
①	園児等の安全確保と被害状況の把握 → 状況に応じて、児童の避難誘導 → 避難が不要な場合は、施設内での児童・生徒の安全確保
②	臨時休園（休室）等の措置 → こども未来部との協議のもと判断。措置内容をこども未来部に報告 → 臨時休園（休室）等の実施について保護者へ連絡
③	保護者への引渡し → 保護者が帰宅困難となり、引き取りに来られない場合等は、児童を保育園、放課後児童クラブ等各施設で預かり → 登園（登室）児全員の引渡し後は、職員の安全確保のため、保育所等を閉鎖（閉園・室）
④	施設の応急復旧 ・ 流入水の排水措置 ・ 散乱物の片付け、清掃 ・ 破損箇所等の除去・早急修理 等

② 情報収集

各対策部は、次の情報を収集する。

■初動期災害情報の収集

対象部課	業務内容
危機管理課	・ 気象庁ホームページ、県災害オペレーション支援システム、県防災行政無線などから発出される気象情報や災害情報の収集 ・ 可能な範囲で被害の初期見積りを実施 ・ 各対策部等が収集した被害情報等の集約
各部局又は各対策部 (建設部・都市整備部を除く)	・ 風水害発生直後よりテレビ、ラジオ、携帯電話等から被害情報等を収集 ・ 収集した情報を、部局間調整員又は庶務担当課により危機管理課又は災害対策本部作業室対策班に報告
建設部 都市整備部	・ 早期に浸水被害の全体像が分かるよう概括的な被害情報を収集
	・ 国（利根川上流河川事務所、江戸川河川事務所、荒川下流河川事務所）、県（越谷県土整備事務所、総合治水事務所）、上下水道部との相互連携による迅速な情報収集
	・ 収集した情報について、画像情報伝達対応の携帯電話又は無線等を活用し、部局間調整員又は建設総務班職員を通じて、危機管理課又は本部作業室に報告
地区参集部	・ 建設部長は、建設総務班職員又は部局間調整員を通じて、危機管理課又は本部作業室に詳細な内容を報告
	・ 危機管理課又は本部作業室の指示により、リーダーの指揮のもと、指定された避難所へ参集
	・ 出勤途上において被害情報を収集するとともに、リーダーが集約し、災害情報共有システムにより危機管理課又は本部作業室に報告
	・ 危機管理課又は本部作業室の指示により、1班2名編成で各地区内の被害情報の収集と記録

③ 被害状況の報告

危機管理課は、甚大な風水害が発生した場合、県に速やかに被害状況を報告するものとし、報告様式、報告手段は次による。

報告すべき内容	人的被害・住家被害・非住家被害・市関係公共施設被害を優先																						
報告様式	①発生速報 被害発生直後に判明した必要事項を報告 ②経過情報（特に指示がある場合以外は2時間ごと） 被害状況の進展に伴い収集した被害情報を報告 ③確定報告（災害の応急対策の終了後から7日以内） 第3号の被害状況調べにより、報告																						
報告手段	<table><tr><td>優先順位</td><td>1位</td><td>県災害オペレーション支援システム</td></tr><tr><td></td><td>2位</td><td>ファクス【県様式第1号による】</td></tr><tr><td></td><td>3位</td><td>ファクス（県防災行政無線：地上系）【県様式第1号による】</td></tr><tr><td></td><td>4位</td><td>ファクス（県防災行政無線：衛星系）【県様式第1号による】</td></tr><tr><td></td><td>5位</td><td>電話連絡</td></tr><tr><td></td><td>6位</td><td>消防庁へ連絡（経由して国（内閣総理大臣）に報告）</td></tr><tr><td></td><td>7位</td><td>県災害対策本部春日部支部（東部地域振興センター）に職員を派遣</td></tr></table>		優先順位	1位	県災害オペレーション支援システム		2位	ファクス【県様式第1号による】		3位	ファクス（県防災行政無線：地上系）【県様式第1号による】		4位	ファクス（県防災行政無線：衛星系）【県様式第1号による】		5位	電話連絡		6位	消防庁へ連絡（経由して国（内閣総理大臣）に報告）		7位	県災害対策本部春日部支部（東部地域振興センター）に職員を派遣
優先順位	1位	県災害オペレーション支援システム																					
	2位	ファクス【県様式第1号による】																					
	3位	ファクス（県防災行政無線：地上系）【県様式第1号による】																					
	4位	ファクス（県防災行政無線：衛星系）【県様式第1号による】																					
	5位	電話連絡																					
	6位	消防庁へ連絡（経由して国（内閣総理大臣）に報告）																					
	7位	県災害対策本部春日部支部（東部地域振興センター）に職員を派遣																					

■県・報告先

報告先			公衆電話	防災行政無線地上系		防災行政無線衛星系	
				専用電話機	庁舎内線経由	専用電話機	庁内内線経由
時間内	災害対策課 災害対策担当	電話 FAX	048-830-8181 048-830-8159	—	200-6-8181	—	200-6-8181
時間外	危機管理 防災センター	電話 FAX	048-830-8111 048-830-8119	200-951 200-950	200-6-8111	200-951 200-950	200-6-8111 —

(2) 勤務時間外

① 参集

勤務時間外において、甚大な風水害が発生した場合、各職員は自ら情報を収集するとともに、各部局長又は所属長の指示により各指定参集場所に参集する。

■参集の概要

発生直後	・ 自分自身と家族等の安全を確保 ・ 職員連絡メールからの情報を受信していた場合、速やかに返信 ・ その後、あらかじめ指定された場所へ参集
参集手段	・ 原則として、徒歩、自転車、バイクを使用 (ただし、公共交通機関が利用できない場合に限りタクシーの使用も可能とする。)
服装、携行品等	・ 防災活動に支障のない安全な服装 ・ タオル、水筒、食料、筆記用具、メモ帳、衛生用品（マスク、消毒液等）等をできる限り携行
状況把握と緊急措置	・ 可能な範囲で、被害状況及び人命に関わる情報等を収集 ・ 人命に関わる緊急事態に遭遇した場合、人命救助を優先 (必要に応じて、消防及び警察に通報)

■動員区分ごとの行動

所属職員	・ あらかじめ指定された場所へ参集（部局間調整員については、災害対策本部へ参集） ・ 参集後は、対策部長又は在所の最先任者の指示により、対応活動を実施
地区参集部職員	・ あらかじめ指定された避難所へ参集 ・ 参集後は、施設管理者（学校）、避難所運営委員会の協力を得て、次の活動に従事する ① 正門、防災備蓄倉庫を開錠 ② リーダーの指示に基づき、体育館前等に集合 (リーダーが参集していない場合、サブリーダー、サブリーダーがいない場合、参集者の中から代理者を選任) ③ 参集途上での被害状況を集約し、災害対策本部に報告 ④ 避難状況や施設の被害状況等を確認 ⑤ 体育館の鍵保有者は、開錠し安全確認（施設管理者等の到着前で、避難所の収容が必要と判断した場合） ⑥ 参集職員から聴取した被害状況や避難者の避難状況を災害対策本部に報告 ⑦ 施設管理者及び避難所運営委員会と協力し、避難所の開設及び「避難所運営マニュアル」に基づく避難所の運営 ⑧ リーダーは、危機管理課、本部作業室又は避難所統括チームに連絡し、避難所運営要員の引継ぎの体制について指示を受ける

② 各職場における緊急措置の実施

勤務時間外に甚大な風水害が発生した場合、各職場において、次の緊急措置を行う。

■市役所本庁舎

	業務内容
①	警備員は、次の緊急措置を実施 ・被害状況を把握 ・被害状況を踏まえて、庁舎等の緊急防護措置を実施 ・庁舎内の応急復旧（流入水の排水措置、散乱物の片付け、清掃、破損箇所等の除去・応急修理等） ・緊急措置の実施内容について、資産活用課に報告 ・資産活用課（庁舎管理担当職員）及び情報推進課（OA復旧担当職員）が登庁した段階で、速やかに非常用発電機能、通信機能を点検し機能を確保

■学校（各小・中学校）

	業務内容
①	教職員は、所属先の学校へ参集
②	学校長又は教職員は、施設や周辺の被害状況等を把握し、教育総務部に報告（地区参集部職員が参集していた場合にはリーダーにも報告）
③	学校長は教職員に指示の上、地区参集職員及び避難所運営委員会と協力し、避難所を開設し避難者を受入れ →学校管理に必要な教職員を確保し、万全の体制を確立
④	臨時休校等の措置 →学校長又は教職員は、必要に応じて教育総務部と臨時休校等の実施について協議 →臨時休校等の実施について、保護者へ連絡 →措置内容について、教育総務部へ報告
⑤	児童・生徒の安全確認 →教職員は、児童・生徒や他の教職員の安否確認を実施
⑥	校舎の応急復旧 ・流入水の排水措置 ・散乱物の片付け、清掃 ・破損箇所等の除去・応急修理 等

■公共施設

	業務内容
①	職員は、所属先の施設へ参集
②	施設や周辺の被害状況等を把握し、各対策部へ報告
③	臨時休館の措置及び周知
④	第2避難施設グループの開設（避難所運営委員会、派遣された市職員とともに、開設及び運営を行う）
⑤	施設の応急復旧 ・流入水の排水措置 ・散乱物の片付け、清掃 ・破損箇所等の除去・早急修理 等

■保育園等（民間認可保育所、放課後児童クラブ・児童館等を含む）

	業務内容
①	施設長及び参集指定職員は、所属の保育園等へ参集
②	被害状況の把握 →施設長又は職員は、施設や周辺の被害状況等を把握し、こども未来部に報告
③	臨時休園等の措置 →施設長又は職員は、必要に応じてこども未来部と臨時休園等の措置について協議 →臨時休園等の実施について、保護者へ連絡。措置内容について、こども未来部へ報告 →措置内容について、こども未来部へ報告
④	施設の応急復旧 ・流入水の排水措置 ・散乱物の片付け、清掃 ・破損箇所等の除去・早急修理 等

③ 被害状況の報告

危機管理課は、甚大な風水害が発生した場合、県に速やかに被害状況を報告する。

3 職員の安否確認・参集状況の把握

各部局において、職員の安否・参集状況を速やかに把握した上で、参集の状況に応じた人員を配置し、本部・対策部の体制を整える。

(1) 職員参集状況の把握・人員配置

①	登庁者名簿を作成し、所属ごとに職員の安否・参集状況を把握
②	各部局において、所属ごとに職員の安否・参集状況を取りまとめ
③	各部局は、職員参集状況の結果を災害情報共有システム等を通じて危機管理課に報告
④	人員配置等 ・災害対策本部への部局間調整員派遣 ・災害対策（警戒）本部対応（本部と対策部との連絡） ・本部指示事項の回答及び報告事項の確認、整理 ※会計年度任用職員については、適宜配置

(2) 本部及び対策部（各部）の体制整備

災害対策本部	事務スペース被災状況の確認と報告
	ライフラインの確保（電話回線等の配備、電気、水の供給確保）
対策部（各部）	対策部（各部）の準備（会議室、各種備品、用品類）
	対策部（各部）の統括責任 ・対策部の運営（本部指示事項の確認） ・部局間調整員の指名 ・事務局内の記録、報告（応急活動の写真・文書記録、情報伝達、連絡調整） ・被害情報の集計・報告（人的、建物・構造物、ライフライン、火災等） ・現場対応の集計・報告（人員管理、作業内容等）

4 重要事項の決定

市長等は、風水害発生後、災害警戒本部又は災害対策本部体制が機能する以前の段階において、次の事項について速やかに意思決定を行う。

職務の代行	・ 本部長に事故があった場合又は本部長が欠けた場合の本部長代行者の順位は、次のとおりとする。 第1順位：副市長 第2順位：教育長 第3順位：総合政策部長 第4順位以下：草加市行政組織条例に掲げる部における部長の順
重要事項の意思決定	・ 勤務時間内に風水害が発生した場合、本部長、副本部長、本部員（対策部長）等は、次の項目について協議し、必要な意思決定を行う。 ・ 但し、迅速を要する場合や勤務時間外には、在庁又は連絡可能な最上級者が暫定的に意思決定できる。 【意思決定事項】 ①市の被害状況の確認と配備体制の指定 ②災害警戒本部又は災害対策本部の設置 ③災害情報及び被害情報の分析と、それに伴う対策活動の基本方針 ④避難指示等及び警戒区域の決定 ⑤広域応援要請 ⑥県・消防・自衛隊などの災害派遣要請 ⑦災害救助法の適用 ⑧その他次の重要事項 ・ 災害対策に関する経費 ・ その他必要事項

第3節 本部業務

1 災害対策本部体制の迅速な構築及び運営

水防体制から災害対策（警戒）本部体制に移行した場合、本部室は、災害対策本部を速やかに設置し、被害情報等の収集・分析を開始するとともに、災害応急対策や災害復旧事業等について協議する。

(1) 災害対策本部の設置及び運営

本部長は、応急対策活動を実施するため、災害対策（警戒）本部を設置する。

No.	項目	部署	業務内容	業務実施の目安					
				発災～ 3時間	～24 時間	～3日	～7日	～1か 月	1か月 ～
1	本部の 設置	作業室 対策班	【調整担当】 ・「本章第2節2(1)③ 被害状況の報告」及び「本章第2節2(2)③ 被害状況の報告」の報告手段に基づき、災害対策本部を設置した旨を県及び防災関係機関に通知する。	●	●				
2			【調整担当】 ・本部へ直接来庁してくる被災者等を最寄りの避難所等へ誘導する。	●	●				
3		作業室 広報班	・本部作業室の体制が整うまで、報道機関の取材等に対応する。		●				
4			・本庁舎会議室に（仮）「プレスセンター」の設置を検討する。		●				
5			・報道機関への対応等を行う。		●				

(2) 本部体制の整備

本部作業室、対策部は、本部の体制を確立するため、各種の体制整備を行う。

No.	項目	部署	業務内容	業務実施の目安					
				発災～ 3時間	～24 時間	～3日	～7日	～1か 月	1か月 ～
1	職員の 参集状 況把握	総務部	・「本章第2節3 職員の安否確認・ 参集状況の把握」に基づき、職員参 集状況の把握・人員配置を行う。	●	●				
2	本部室 立ち上 げ	本部作 業室	・本部室立ち上げに向けて、作業ス ペースの確保や執務環境（通信環境、 設備、ライフライン等）を整える。	●	●				
3	部局間 調整員 等の確 保	各対策 部	・部局間調整員（副部（次）長（原則） と部所属職員の計2名）を選出する	●					

(3) 情報処理の体制と流れ

本部作業室に、広報班及び対策班を設置し、情報収集・処理に当たる。

広報班は、広報活動を開始する。

No.	項目	部署	業務内容	業務実施の目安					
				発災～ 3時間	～24 時間	～3日	～7日	～1か 月	1か 月～
1	情報の精査	対策班 (対策担当)	- 様々な情報を精査し、信頼性の高い情報を取捨選択する。 - 重要な情報は本部長の判断又は本部会議で対応方針を仰ぐ。 - その他の情報は「対策担当」が対応方針を定め、他の担当に対応を引き継ぐ。	●	●				
2	情報の集計	対策班 (情報担当)	情報の集計作業や地図表示及び情報の共有化を図る。	●	●				
3	情報のシステム入力	対策班 (システム担当)	- 庁内ネットワーク等の復旧作業や本部作業室内のPC環境の整備、システム機器の設置・設定を行う。 - 県災害オペレーション支援システムへの入力を行う。	●	●				
4	関係機関等と調整	対策班 (調整担当)	- 対策部や関係機関の受付・調整窓口を担う。 - 発災当初は各避難所（小・中学校等）からの情報の受付窓口を担当する。 国、県、協力団体等の応援が必要となった場合、部局間調整員と連携し、各関係機関への応援要請を行う。 - 受援体制を整えるための調整を行う。	●	●				
5	情報の記録、資源管理	対策班 (庶務担当)	- 本部室での庶務（記録等）を行う。 - 関係対策部と連携し、人員や車両等の庁内の人的・物的資源の収集・管理等を行う。		●				
6	広聴	対策班 (広聴担当)	市民等からの被害情報や問合せ、苦情等を情報受信票に記入し、対策担当に引き渡す。		●				
7	広報	広報班	- 被害状況や対応状況を発表する。 - 対策班と連携して防災行政無線や草加お知らせメール、緊急速報メール等を利用した情報発信を行う。 - 記者会見の対応を含めた災害広報全般のマネージメントを担当する。		●				

(4) 本部会議の開催等

No.	項目	部署	業務内容	業務実施の目安					
				発災～ 3時間	～24 時間	～3日	～7日	～1か 月	1か月 ～
1	本部会議を開催	本部長 (市長)	・「本章第1節4 非常体制における災害対策本部の設置・運営」のとおり、本部長は、本部会議を開催し、災害対応策について協議する。	●					
2	優先度の高い業務の決定	本部長 (市長)	・優先度の高い業務（避難所の開設、職員の動員、優先度の高い通常業務）の実施について検討・決定する。	●					

(5) 庁内応援職員の動員（調整）に関する体制整備

No.	項目	部署	業務内容	業務実施の目安					
				発災～ 3時間	～24 時間	～3日	～7日	～1か 月	1か月 ～
1	応援職員の調整・配置	各 対 策 部	・対策部内の職員のみでは、所掌事務を処理できない場合、部局間調整員を通じて本部作業室に応援を要請する。	●	●				
2		本 部 作 業 室	・部局間調整員とともに調整し、方針を決定する。必要に応じて、関係機関への応援要請も検討する。	●	●				

(6) 職員の労務管理体制の構築

No.	項目	部署	業務内容	業務実施の目安					
				発災～ 3時間	～24 時間	～3日	～7日	～1か 月	1か月 ～
1	職員の 労務管 理体制 を構築	総務部 (職員課)	・本部作業室（主に庶務担当）と連携し、業務対応職員の補充・交代方法等のあり方を検討する。		●	●			
2		本部作 業室	・上記の労務管理体制のあり方に基づき、労務管理方針を定める。 (必要に応じて、本部長又は本部会議において協議・決定する。)		●	●			
3		本部作 業室	・職員への労務管理方針の徹底を図る。			●	●		
4		総務部 (職員課)	・本部作業室（主に庶務担当）と連携、労務管理方針について逐次検証し、必要に応じて見直す。			●	●		

(7) 職員の長期活動体制の構築

No.	項目	部署	業務内容	業務実施の目安					
				発災～ 3時間	～24 時間	～3日	～7日	～1か 月	1か月 ～
1	職員の 長期活 動体制 を構築	本部作 業室 (主に 庶務担 当)	・総務部（職員課）と連携し、長期活動体制への切替時期（発災後3日～1週間が目安）を検討する。			●	●		
2		本部作 業室 (主に 庶務担 当)	・長期活動体制への切替時期を決定する。 (必要に応じて、本部長又は本部会議において協議・決定する。)			●	●		
3		本部作 業室 (主に 庶務担 当)	・決定した長期活動体制について、本部会議又は部局間調整員を通じて、職員への徹底を図る。 【No.3】長期活動体制における労務方針 参照。			●	●		

【No.3】長期活動体制における労務方針

- ① 本部長は副本部長と適宜交代し、仮眠、休憩を取る。また、本部長又は副本部長が交代できない場合には、草加市行政組織条例に掲げる部における部長の順に代行し、適宜交代で仮眠、休憩を取る。
- ② 対策部長及び部局間調整員は、副部（次）長又は課長と適宜交代し、仮眠、休憩を取る。また、副部（次）長及び課長が交代できない場合には、代行する職員を対策部長が指名することで体制を整える。
- ③ 本部作業室・対策部では、それぞれの実情に応じて、当直体制と日勤体制を組み合わせ、改めて組織化する。
- ④ 労働作業に従事する現場の管理者（責任者）は、適宜休憩を取らせるよう努める。

(8) 災害対応に必要な物品購入・出納体制の準備

No.	項目	部署	業務内容	業務実施の目安					
				発災～ 3時間	～24 時間	～3日	～7日	～1か 月	1か月 ～
1	物品購入の準備	本部作業室 （主に庶務担当）	・関係部と連携し、災害対応に必要な物品の種別・数量を調査し把握する。		●	●			
2		本部作業室 （主に庶務担当）	・総務部と連携し、災害対応に必要な備蓄品の種別・数量を確認する。		●	●			
3		本部作業室 （主に庶務担当）	・必要な物品が不足する場合、総務部と連携し、協定事業者からの調達条件を確認する。			●	●		
4	出納体制の整備	本部作業室 （主に庶務担当）	・総合政策部（財政課）と連携し、当面の必要となる財源に予備費を充てることについて協議し決定する。			●	●		
5		本部作業室 （主に庶務担当）	・総合政策部（会計課）と連携し、現金の出納体制の整備に必要な作業について協議し、体制を整える。			●	●		

(9) 災害救助法の適用手続

No.	項目	部署	業務内容	業務実施の目安					
				発災～ 3時間	～24 時間	～3日	～7日	～1か 月	1か月 ～
1	災害救助法の適用手続	本部作業室	・災害により、被害の程度が一定の基準を超える場合、本部作業室は、総合政策部（財政課）と連携し、災害救助法の適用手続を行う。 【No.1-1】災害救助法の適用要請 参照。 【No.1-2】適用要請の特例 参照。 【No.1-3】特別基準の適用申請 参照。				●	●	
2		各対策部	・各対策部は、適用に必要な関係書類を作成する。				●	●	

【No.1-1】災害救助法の適用要請

市域内の災害が災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当することが見込まれる場合、市長は直ちにその旨を県知事に報告し、災害救助法の適用を要請する。

その場合、本部作業室は県危機管理防災部消防課へ、次に掲げる事項を付して要請（口頭又は電話）し、後日文書により改めて要請する。

- ① 災害発生の日時及び場所
- ② 災害の原因及び被害の概況
- ③ 適用を要請する理由
- ④ 適用を必要とする期間
- ⑤ 既に実施した救助措置及び実施しようとする救助措置
- ⑥ その他必要な事項

【災害救助法の適用基準】

1号	市町村の区域内で一定数以上の世帯の住家が滅失したこと
2号	都道府県の区域内で一定数以上の住家が滅失した場合であって、市町村の区域内で一定数以上の世帯の住家が滅失したこと
3号前段	都道府県の区域内で一定数以上の住家が滅失したこと
3号後段	災害が隔絶した地域に発生したものである等被災者の救護を著しく困難とする特別の事情があること
4号	多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合

（災害救助法施行令第1条第1項）

【No.1-2】適用要請の特例

事態が急迫し、県知事による救助の実施を待つことができない場合、市長は災害救助法による救助に着手し、その状況を直ちに県知事へ報告する。その後の処置に関しては県知事の指揮を受ける。

【No.1-3】特別基準の適用申請

次のような場合には、県知事を通じ、内閣府に対して特別基準の適用を申請することができる。なお、期間の延長等特例申請については、「救助の特例等申請様式（県地域防災計画様式）」に従い、救助期間内に行う必要がある。

- ① 災害救助法が適用されないときで、あらかじめ定められた基準では万全を期することが困難な場合
- ② 災害基準法の対象数量又は期間について特別な事情がある場合

(10) 災害救助対策室の設置

市が災害救助法の適用を受けようとするとき、又は適用されたときは、当該事務を統括するため、本部に災害救助対策室を設置する。

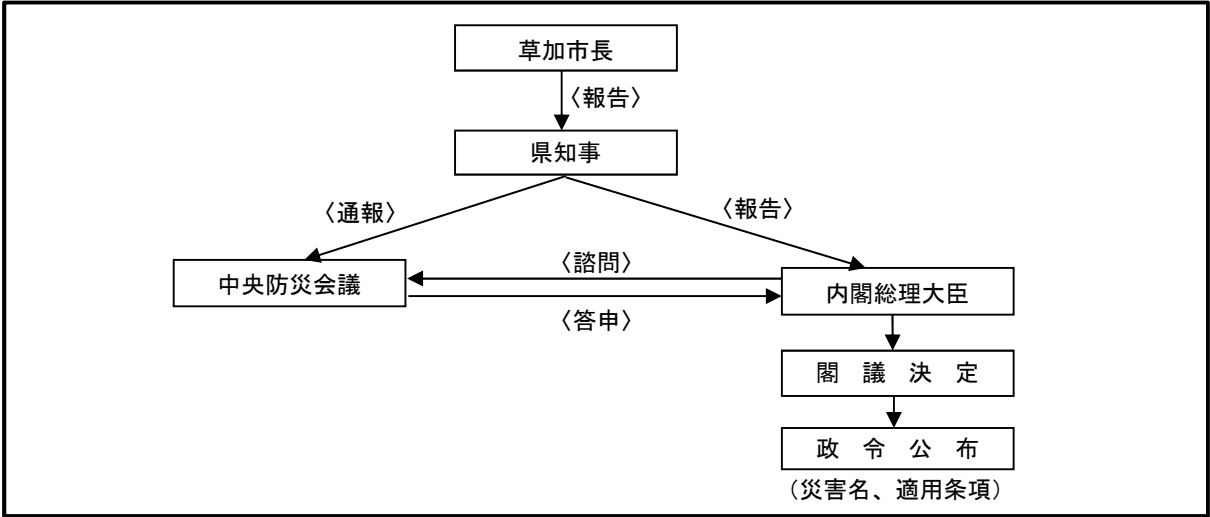
災害救助対策室を構成する対策部名	所掌する災害救助の種類
福祉部	・ 災害救助対策室の総括 ・ 福祉避難所の設置 ・ 被服、寝具等の給（貸）与 ・ 遺体の処理（収容、処理、安置、引渡）
健康推進部	・ 医療及び助産
総務部	・ 被害状況調査及び食糧の供給
上下水道部	・ 飲料水の供給
教育総務部	・ 学用品の給与
市民生活部	・ 遺体の埋葬（許可証の交付及び仮埋葬）
都市整備部	・ 応急仮設住宅の設置及び住宅の応急修理
建設部	・ 障害物の除去
本部作業室	・ 避難所の設置及び避難者の収容、介護

(11) 激甚災害の指定

No.	項目	部署	業務内容	業務実施の目安					
				発災～ 3時間	～24 時間	～3日	～7日	～1か 月	1か月 ～
1	激甚災害指定 の 手 続	本 部 作 業 室	・ 激甚災害の指定を受けたときは、総合政策部（財政課）と連携し、関係対策部に必要書類の作成を指示する。 【No.1-1】 激甚災害指定の流れ 参照。 【No.1-2】 知事への報告内容 参照。				●	●	
2		関 係 対 策 部	・ 指示を受けた関係対策部は、必要書類を作成する。				●	●	
3		本 部 作 業 室	・ 総合政策部と連携し、特別財政援助額の交付手続を行う。 【No.3】 激甚災害法による財政援助参照。				●	●	

第1章
第2章
第3章

【No.1-1】 激甚災害指定の流れ



【No.1-2】 知事への報告内容

- 災害発生時から当該災害に対する応急措置が完了するまでの間、被害状況に係る次の事項を県知事へ報告する。
- ・ 災害の原因
 - ・ 災害が発生した日時
 - ・ 災害が発生した場所又は地域
 - ・ 被害の程度（災害対策基本法施行規則別表第1に定める事項）
 - ・ 災害に対する措置
 - ・ その他必要な事項

【No.3】激甚災害法による財政援助

○ 激甚災害法による財政援助

「激甚災害に対処するための特別の財政援助に関する法律」（以下、「激甚災害法」という。）に基づき「激甚災害」に指定された場合は、国から特別の財政援助及び罹災者に対する特別の助成措置を受けることができる。

○ 激甚災害指定の手続

市長は、災害が発生した場合は、速やかにその災害の状況及び措置の概要を県知事に報告し、これを受けた県知事は内閣総理大臣に報告する（災害対策基本法第53条。激甚災害指定の有無に係わらず、本部作業室における業務として実施）。

内閣総理大臣は、その災害が激甚災害法第2条第1項に規定する激甚な災害に該当すると判断したときは、中央防災会議の意見を聴いた上で激甚災害として指定し、市は、必要な財政援助措置が取られることとなる。

2 受援体制の整備

大規模な風水害発生時等に、人的又は物的資源が不足する場合、応援要請を行うなど受援体制を開始する。

(1) 関係機関との連絡調整

No.	項目	部署	業務内容	業務実施の目安					
				発災～ 3時間	～24 時間	～3日	～7日	～1か 月	1か月 ～
1	被害状況の収集・取りまとめ	本部作業室 （主に 対策又は システム担 当）	・被害状況の収集・取りまとめを行い、県を通じて関係機関（自衛隊、近隣自治体、関係機関、民間団体等）に被害状況を報告する。	●	●				
2		本部作業室 （広報班）	・上記の被害状況を報道機関に提供する。	●	●				
3	支援者側に情報提供	本部作業室 （主に 対策又は 調整担 当）	・支援側関係機関に、被害状況等について情報提供する。	●	●				

(2) 受援体制の構築

No.	項目	部署	業務内容	業務実施の目安					
				発災～ 3時間	～24 時間	～3日	～7日	～1か 月	1か月 ～
1	連絡調整窓口の設置	本部作業室（調整担当）	・関係機関からの応援受入れに関する連絡調整窓口を担う。	●	●				
2		部局間調整員	・各対策部業務における応援受入れに関する連絡調整窓口となる。	●	●				
3	人的・物的支援に関する調整	本部作業室（主に庶務担当）	・庁内における人的・物的ニーズ量とこれらの受入れ可能予測数等を取りまとめる。	●	●				
4		本部作業室（主に庶務担当）	・受入れ可能予測数等から、資源の過不足を整理する。		●	●			
5		本部作業室（主に調整担当）	・部局間調整員と協議し、今後必要となる人的・物的資源を見積もるとともに、これらの受援のため本部会議に諮る。 ・部局間調整員を通じて、取りまとめた受援に係る情報を庁内で共有し、調整の必要性を検討する。		●	●			
6		本部作業室	・必要に応じて、応援部隊と部局間調整員を交えた調整会議を開催する。		●	●			
7		本部作業室（主に調整担当）	・総合政策部（資産活用課）や部局間調整員と連携し、応援職員の待機場所やミーティング会場等をあらかじめ準備しておく。		●	●			
8		各対策部	・応援を受け入れる対策部は、適切な執務環境の提供に努める。		●	●			

(3) 応援要請

No.	項目	部署	業務内容	業務実施の目安					
				発災～ 3時間	～24 時間	～3日	～7日	～1か 月	1か月 ～
1	応援要請	本部作業室 (主に調整担当)	・関係法令及び相互応援に関する協定等に基づき、県、自衛隊、広域消防、国土交通省（ホットライン、市長⇄事務所長）他市町村及び防災関係機関等に対し、速やかに応援要請を行う。 【No.1-1】 県への応援要請 参照。 【No.1-2】 自衛隊への応援要請 参照。 【No.1-3】 陸上自衛隊第1師団第32普通科連隊 連絡先 参照。 【No.1-4】 自衛隊への派遣要請の範囲 参照。 【No.1-5】 自衛隊の災害派遣部隊の受入体制 参照。 【No.1-6】 自衛隊の派遣に要した経費の負担区分 参照。 【No.1-7】 広域消防応援 参照。 【No.1-8】 他の市町村、各機関への応援要請 参照。 【No.1-9】 隣接市町・関係機関の応援要請 参照。 【No.1-10】 民間団体等への応援要請 参照。		●	●			

【No.1-1】 県への応援要請

要請の手続	県知事に対する応援又は応援のあつせん及び応急措置等の要請は、県災害対策本部に対し文書で行う。 ただし、急を要し、文書によることができない場合は、口頭、電話等で要請し、事後速やかに文書を送付する。
派遣要請の内容	要請は、極力、次の事項を明確にして行う。 ・災害の状況 ・応援（応急措置の実施）を要請する理由 ・応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量 ・応援（応急措置の実施）を必要とする場所 ・応援を必要とする活動内容（必要とする応急措置内容） ・その他必要な事項

【No.1-2】 自衛隊への応援要請

要請の手続	自衛隊の災害派遣を要請する場合は、県知事に対し、次の事項を明記した文書（3部）により依頼する。 ただし、緊急を要し、文書によることができない場合は、他の通信手段により依頼し、事後速やかに文書を送付する。 また、県知事に連絡ができない場合は、市の地域に係る災害の状況を陸上自衛隊第1師団第32普通科連隊へ直接通知することができる。 ・ 災害の状況及び派遣を要請する理由 ・ 派遣を希望する期間 ・ 派遣を希望する区域及び活動内容
-------	--

【No.1-3】 陸上自衛隊第1師団第32普通科連隊 連絡先

所在地	さいたま市北区日進町 1-40-7
連絡先	課業時間内：第3科 TEL (048) 663-4241 内線 436～9 課業時間外：部隊当直司令 TEL (048) 663-4241 内線 302

【No.1-4】 自衛隊への派遣要請の範囲

自衛隊の災害派遣は原則として、人命の救助を優先して行うものとし、緊急性の原則、公共性の原則及び非代替性の原則を勘案した上で行う。

自衛隊派遣 の3原則	1 緊急性の原則 差し迫った必要性があること 2 公共性の原則 公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護する必要があること 3 非代替性の原則 自衛隊の部隊が派遣される以外、他の適切な手段がないこと
要請の範囲	1 被害状況の把握 車両、航空機等状況に適した手段によって、情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。 2 避難の援助 避難の命令等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い救助する。その際、要配慮者を優先して援助する。 3 遭難者等の搜索救助 行方不明者、負傷者が発生した場合は、通常、他の救助活動に優先して、搜索救助を行う。 4 水防活動 堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。 5 消防活動 火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火に当たるが、消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。 6 道路又は水路の啓開 道路若しくは水路が決壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開、又は除去に当たる。 7 応急医療、救護及び防疫 被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行うか、薬剤等は通常関係機関の提供するものを使用する（薬剤等は県又は市が準備）。 8 人員及び物資の緊急輸送 救急患者、医師その他救難活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。 9 炊飯及び給水 被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。 10 物資の無償貸付又は譲与 「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」による。 11 交通規制の支援 自衛隊車両の交通が輻輳する地点における車両を対象とする。 12 危険物の保安及び除去 能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を行う。 13 予防派遣 災害を未然に防止するため、緊急を要し、かつ他に適当な手段がない場合。 14 その他 知事が必要と認め、自衛隊の能力で対処可能なものは関係部隊の長と協議し決定する。

【No.1-5】自衛隊の災害派遣部隊の受入体制

- ① 緊密な連絡協力
派遣部隊の移動、現地進入及び災害措置のための補償問題等が発生した際の相互協力、必要な現地資材等の使用協定等に関して緊密に連絡する。
- ② 他の災害救助復旧機関との競合重複の排除
自衛隊の作業が他の災害救助復旧機関と競合重複することのないよう最も効率的に作業を分担するよう配慮する。
- ③ 作業計画及び資材等の準備
自衛隊に対し作業を要請又は依頼するに当たっては、なるべく先行性のある計画を次の基準により樹立するとともに、作業実施に必要とする十分な資料の準備を整え、かつ諸作業に関係ある管理者の了解を取り付けるよう配慮する。
 - ・ 作業箇所及び作業内容
 - ・ 作業の優先順位
 - ・ 作業に要する資材の種類別保管（調達）場所
 - ・ 部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所
 - ・ 派遣部隊の受入れ
 - ・ 施設等の準備
 - ・ 本部事務室、宿舎、材料置場（野外の適当な広さ）
 - ・ 駐車場（車一台の基準3m×8m）
 - ・ ヘリコプター発着場（2方向に障害物がない広場）

【No.1-6】自衛隊の派遣に要した経費の負担区分

自衛隊の救助活動に要した経費は、原則として市が負担する。下記経費以外で負担区分に疑義ある場合は、自衛隊と協議する。

（想定される経費）

- ・ 派遣部隊が救助活動を実施するために必要な資機材（自衛隊装備に係るものを除く。）等の購入費、借上料及び修繕費
- ・ 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
- ・ 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道及び電話料金等
- ・ 派遣部隊の救助活動に伴い生じた（自衛隊装備に係るものを除く）損害の補償費

【No.1-7】広域消防応援

応援要請	① 緊急消防援助隊 緊急消防援助隊の応援要請は、市長が草加八潮消防組合消防局長と連携調整を図り、電話等の適切な通信手段により速やかに県知事に連絡する。 なお、災害状況等に関する書面の連絡は把握した段階で所定の様式により速やかに行う。 また、県知事に連絡ができない場合は直接、消防庁長官に要請する。この場合は事後速やかに県知事に連絡する。 ② 消防相互応援協定 大規模災害又は特殊災害等が発生した場合、草加八潮消防組合消防長が近隣の消防力を相互に活用して被害を最小限に防止するため、消防相互応援協定を締結している近隣消防本部又は県下消防相互応援協定に基づき、消防応援を要請する。
応援消防隊の受入れ	応援消防隊を円滑に受け入れるため、草加八潮消防組合は、消防受援計画に基づき受入体制を整える。

【No.1-8】他の市区町村、各機関への応援要請

要請の手続	他の市区町村、各機関への要請は文書で行う。ただし、急を要し、文書によることができない場合は、口頭、電話等で要請し、事後速やかに文書を送付する。
派遣要請の内容	① 災害の状況及び派遣を要請する理由 ② 派遣を希望する期間 ③ 応援を希望する物資、資材、機械器具等の品名及び数量 ④ 応援を希望する区域及び活動内容 ⑤ その他必要事項

【No.1-9】隣接市町・関係機関の応援要請

協定締結市町村	① 応援を求める場合 応援市町村に対し、必要事項を明らかにして電話等により要請する。 ② 知事の指示による応援協力 県知事から関係市町村の実施する応急措置について、応援すべきことの指示を受けた場合は、速やかに応援部隊を編成し派遣する。
防災関係機関	市内の電気、ガス、輸送、及び通信施設等の被災状況に応じ、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等に対し、必要な措置等の実施を要請する。

【No.1-10】民間団体等への応援要請

要請内容等	協定等の内容に基づき、次の事項等の協力を求める内容を明確にして要請する。 ① 食料、飲料水等の提供 ② 衣料品及び生活必需品等の提供 ③ 災害活動等に使用する燃料の供給 ④ 救助、救援活動に必要な資機材等の提供 ⑤ 施設及び設備等利用の提供 ⑥ 情報等の提供 ⑦ 上水道の復旧工事及び応急給水 ⑧ 緊急道路啓開作業等の実施 ⑨ 災害ボランティアセンターの設置及び運営 ⑩ 福祉避難所の開設
主な協定締結団体	災害の状況及び被災者の状況等に応じて、次の公共的団体等に対し協力を求める。 ① 医師会、歯科医師会及び薬剤師会（協定締結済） ② 草加市建設業振興会（協定締結済） ③ 草加市造園業協力会（協定締結済） ④ 草加市社会福祉協議会（協定締結済） ⑤ 埼玉県トラック協会草加支部（協定締結済） ⑥ 埼玉県倉庫協会東部地区協議会（協定締結済） ⑦ 埼玉土地家屋調査士会（協定締結済） ⑧ 町会・自治会、自主防災組織、避難所運営委員会等 ⑨ 市民ボランティア等 ⑩ 福祉施設 ⑪ 獣医師会 ⑫ タクシー協会 ⑬ バス協会 ⑭ その他協会等（資料集参照）
協力の内容等	① 負傷者等の応急処置、医療救護活動 ② 道路、公共施設等の応急復旧作業 ③ 応急仮設住宅等の建設 ④ 要配慮者等の避難及び避難所生活の支援 ⑤ 応急対策活動に必要な車両の提供及び救援物資搬送等の協力 ⑥ 救援物資の保管等 ⑦ 家屋の被害認定調査への土地家屋調査士の派遣 ⑧ 罹災証明に係る市民相談対応 ⑨ 救出、救助活動及び避難誘導 ⑩ 炊き出し、救援物資等の配分等の協力 ⑪ 避難所及び被災地域内の秩序維持活動 ⑫ ボランティアのあっせん等 ⑬ 生活必需品の調達活動 ⑭ 異常現象、危険箇所等を発見したときの通報 ⑮ その他、市が行う災害応急対策業務への協力

(4) 応援の受入れ準備

No.	項目	部署	業務内容	業務実施の目安					
				発災～ 3時間	～24 時間	～3日	～7日	～1か 月	1か月 ～
1	応援の 受入れ 準備	本部作業室 (調整 担当)	・部局間調整員と連携し、総務部（宿泊、食事、休息の総括）又は関係対策部と応援の受入れを調整する。		●	●			
2		関係対策部	・関係対策部は、本部作業室（調整担当）との調整の後、直接又は県担当部を通じて、受入れに当たっての調整事項に基づき、必要な準備を行う。 【No.2】 応援の受入れに当たっての調整事項 参照。		●	●			

【No.2】 応援の受入れに当たっての調整事項

① 応援側の予定

- ア 派遣期間（現地到着予定日時、現地撤収予定日時）
- イ 応援部隊規模（人数、車両等）、責任者の氏名、連絡手段
- ウ 実施業務
- エ 装備、資材（搬入品目、現地調達希望品目）
- オ 進出時の交通手段、交通路

② 受入れ側の準備

- ア 受入れ窓口（責任者の氏名、連絡手段）
- イ 応援の内容（活動計画）、範囲又は区域及び制約条件
- ウ 受入れ側と応援側の指揮系統
- エ 受入れ側提供・貸与装備、資材
- オ 案内者又は連絡員
- カ 域内での交通手段、交通路
- キ 宿泊施設の紹介（基本は応援側での対応）及び給食

(5) 応援部隊への支援等

No.	項目	部署	業務内容	業務実施の目安					
				発災～ 3 時間	～24 時間	～3 日	～7 日	～1 か 月	1 か月 ～
1	応援部隊を支援	本部作業室 (調整担当)	・支援窓口となり、部局間調整員と連携し、応援部隊の支援を行う。 ・応援部隊に対し、活動実施記録の作成及び提出を依頼する。		●	●			
2	現場での応援受入れ	関係対策部	・現場で新たに生じた調整事項に臨機に対応する。		●	●			
3		本部作業室(調整担当)	・全体調整の必要が生じた場合、部局間調整員を通じて、窓口となって調整する。		●	●			

(6) 受入れ後の進捗管理

No.	項目	部署	業務内容	業務実施の目安					
				発災～ 3 時間	～24 時間	～3 日	～7 日	～1 か 月	1 か月 ～
1	受入れ後の報告	関係対策部	・応援部隊を受け入れた各対策部は、総務部に受入れ後に報告する事項に基づき報告する。 【No.1】受入れ後に報告する事項 参照。		●	●			
2	応援部隊受入台帳を作成	総務部	・上記の報告をもとに、応援部隊受入台帳を作成し、随時、取りまとめの上、本部作業室に報告する。		●	●			

【No.1】受入れ後に報告する事項

- ① 応援部隊の名称
- ② 責任者の氏名
- ③ 連絡先
- ④ 派遣期間（現地到着予定日時、現地撤収予定日時）
- ⑤ 応援部隊規模（人数、車両等）
- ⑥ 実施業務
- ⑦ 宿泊（宿泊施設、野外設営地、駐車場等）及び食事
- ⑧ 受入窓口（担当所属、責任者の氏名、連絡手段）

(7) 労務者の雇上げと労務応援要請

No.	項目	部署	業務内容	業務実施の目安					
				発災～ 3時間	～24 時間	～3日	～7日	～1か 月	1か月 ～
1	労務者 を雇用	総務部	・災害応急対策を実施するための活動要員が不足し、又は特殊作業のための労力が必要なときは、労務者を雇用する。		●	●			
2		総務部	・労務者の雇用が不可能な場合、次の事項に関する方針を示し、本部作業室を通じて、県に応援を要請する。 【No.2】 県への労務応援要請 参照。		●	●			

【No.2】 県への労務応援要請

次の事項に関する方針を示し、県に応援を要請する。

- ① 応援を必要とする理由
- ② 作業場所
- ③ 作業内容
- ④ 人員
- ⑤ 従事期間
- ⑥ 集合場所
- ⑦ その他参考事項

(8) ボランティア活動体制の確立

No.	項目	部署	業務内容	業務実施の目安					
				発災～ 3時間	～24 時間	～3日	～7日	～1か 月	1か月 ～
1	災害ボ ランテ ィアセ ンター を設置	本部作 業室	・震災対策編 第2章第1節6(5) 草加市災害ボランティアセンターを参考に、災害ボランティアセンターの設置及び方針を決定する。		●	●			
2		自治文 化部	・草加市社会福祉協議会の協力を得て、おおむね発災後3日（72時間）以内に災害ボランティアセンターを設置できるよう準備する。		●	●			
3		自治文 化部	・災害ボランティアセンターの設置を本部作業室及び関係対策部に報告するとともに、市及び草加市社会福祉協議会のホームページ等を通じて周知を図る。		●	●			

3 情報収集・伝達体制の整備

本部作業室は、水防本部が収集した気象情報や被害状況等を確認・把握したうえで、引き続き各種情報の収集・分析に努め、避難情報の発令や応急活動等に活用する。

(1) 気象情報等の収集・伝達

No.	項目	部署	業務内容	業務実施の目安					
				発災～ 3時間	～24 時間	～3日	～7日	～1か 月	1か月 ～
1	気象情報等の収集	本部作業室 各対策部	・ 応急対策活動等を実施する上で必要となる気象情報等を収集・把握する。 ・ 市内に大雨警報等が発表された場合、「キキクル（危険度分布）」等で詳細を確認する。 ・ 必要に応じて、熊谷地方気象台に助言を求める。 ※初動期の対応については、本章第2節 初動対応を参照。 【No.1-1】気象業務法に基づく気象特別警報・警報・注意報等 参照。 【No.1-2】キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等 参照。 【No.1-3】水防法及び気象業務法に基づく洪水予報等 参照。 【No.1-4】気象情報等の収集 参照。 【No.1-5】気象警報等の伝達系統図 参照。 【No.1-6】異常な現象発見時の通報 参照。	●	●				

【No.1-1】気象業務法に基づく気象特別警報・警報・注意報等

■特別警報・警報・注意報

大雨や強風等の気象現象により、災害が発生するおそれがあるときには「注意報」が、重大な災害が発生するおそれがあるときには「警報」が、予想される現象が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときには「特別警報」が、県内の市町村ごとに現象の危険度と雨量、風速等の予想値が時間帯ごとに示されて、県内の市町村ごとに発表される。

また、土砂災害や低い土地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等により、実際に危険度が高まっている場所は「キキクル（危険度分布）」や「雷ナウキャスト」、「竜巻発生確度ナウキャスト」等で発表される。

<対象地域>

気象特別警報・警報・注意報は、市町村単位（二次細分区域）に区分して発表される。なお、大雨や洪水等の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、市町村等をまとめた地域の名称が用いられる場合がある。天気予報は一次細分区域（3区域）に区分して発表される。

予報、特別警報・警報・注意報の細分区域

一次細分区域名	市町村等をまとめた地域名	二次細分区域名
南部	南中部	さいたま市、川越市、川口市、所沢市、狭山市、上尾市、蕨市、戸田市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、北本市、富士見市、ふじみ野市、伊奈町、三芳町、川島町
	南東部	春日部市、草加市、越谷市、八潮市、三郷市、蓮田市、幸手市、吉川市、白岡市、宮代町、杉戸町、松伏町
	南西部	飯能市、入間市、坂戸市、鶴ヶ島市、日高市、毛呂山町、越生町
北部	北東部	行田市、加須市、羽生市、鴻巣市、久喜市
	北西部	熊谷市、本庄市、東松山市、深谷市、滑川町、嵐山町、小川町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、東秩父村、美里町、神川町、上里町、寄居町
秩父地方	（秩父地方）	秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町

■特別警報・警報・注意報の概要

種 類	概 要
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報
警 報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮によって重大な災害が発生するおそれがある場合、その旨を警告して行う予報
注意報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等によって災害が発生するおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報

■特別警報・警報・注意報の種類と概要

特別警報・警報・注意報の種類		概 要
特別警報	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況で、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかけられる。
警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。 大雨警報（土砂災害）は、高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。
	洪水警報	上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。

特別警報・警報・注意報の種類		概 要
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
注意報	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。
	なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が発生するおそれのあるときに発表される。
	着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が発生するおそれのあるときに発表される。
	融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水、土砂災害等の災害が発生するおそれのあるときに発表される。
	霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が発生するおそれのあるときに発表される。
	低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温による農作物等への著しい被害や、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害が発生するおそれのあるときに発表される。

■草加市の特別警報・警報・注意報発表基準

(令和6年5月23日現在)

草加市	府県予報区	埼玉県	
	一次細分区域	南部	
	市町村等をまとめた地域	南東部	
警 報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準 18
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準 ー
	洪水	流域雨量指数基準	毛長川流域＝9.5, 伝右川流域＝8.9, 古綾瀬川流域＝9.3
		複合基準※1	古綾瀬川流域＝(10.8.3)
		指定河川洪水予報による基準	中川〔吉川〕, 綾瀬川(谷古宇区間)〔谷古宇〕, 綾瀬川中流部(一の橋区間)〔一の橋〕, 芝川・新芝川〔青木水門〕
	暴風	平均風速	20m/s
	暴風雪	平均風速	20m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ 10cm
	波浪	有義波高	
	高潮	潮位	
注意報	大雨	表面雨量指数基準	13
		土壌雨量指数基準	117
	洪水	流域雨量指数基準	毛長川流域＝7.6, 伝右川流域＝7.1, 古綾瀬川流域＝7.4
		複合基準※1	毛長川流域＝(6, 7.6), 伝右川流域＝(6, 6.7), 古綾瀬川流域＝(6, 7.4), 綾瀬川流域＝(6, 14.5)
		指定河川洪水予報による基準	中川〔吉川〕, 綾瀬川(谷古宇区間)〔谷古宇〕, 綾瀬川中流部(一の橋区間)〔一の橋〕
	強風	平均風速	11m/s
	風雪	平均風速	11m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ 5cm
	波浪	有義波高	
	高潮	潮位	
	雷	落雷等で被害が予想される場合	
	融雪	※3	
	濃霧	視程	100m
	乾燥	最小湿度 25% 実効湿度 55%	
	なだれ	※3	
	低温	夏期：低温のため農作物に著しい被害が予想される場合 冬期：最低気温-6℃以下※2	
	霜	早霜・晩霜期に最低気温 4℃以下	
	着氷・着雪	著しい着氷(雪)で被害が予想される場合	
記録的短時間大雨情報		1時間雨量	100 mm

※1 (表面雨量指数, 流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表している。
※2 冬期の気温は熊谷地方気象台の値。
※3 現象による災害が極めて稀であり、災害との関係が不明確であるため具体的な基準を定めていない警報・注意報(洪水を除く。)についてはその欄は空白でそれぞれ示している。

資料：熊谷地方気象台

- (1) 警報とは、重大な災害が発生するおそれのある旨を警告して行う予報であり、注意報とは、災害が発生するおそれのある旨を注意して行う予報である。警報等は気象要素が本表の基準に達すると予想される当該市町村等に対して発表する。
- (2) 地震や火山の噴火等、不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でない状態となることがある。このような場合は、非常措置として基準のみにとられない警報等の運用を行うことがある。また、このような状態がある程度長期間継続すると考えられる場合には、特定の警報等について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。

■大雨特別警報（浸水害）の発表基準

気象台が、台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の大雨になると予想される場合に発表。

雨を要因とする特別警報の指標（発表条件）

過去の多大な被害をもたらした現象に相当する表面雨量指数及び流域雨量指数の基準値を地域毎に設定し、以下の①又は②を満たすと予想される状況において、当該格子が存在し、かつ、激しい雨※がさらに降り続くと予想される市町村等に大雨特別警報（浸水害）を発表します。

① 表面雨量指数として定める基準値以上となる 1 km 格子が概ね 30 個以上まとまって出現。

② 流域雨量指数として定める基準値以上となる 1 km 格子が概ね 20 個以上まとまって出現。

■気象等に関する特別警報の発表基準

現象の種類	基準	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合	
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高潮		高潮になると予想される場合
波浪		高潮になると予想される場合
暴風雨	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

（注）過去の災害事例に照らして、指数（土壌雨量指数、表面雨量指数、流域雨量指数）、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などに関する客観的な指標を設け、これらの実況および予想に基づいて発表を判断される。

■記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、気象庁から発表される。

この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低い土地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。

■竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意が呼びかけられる情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の対象地域と同じ発表単位（埼玉県南部など）で気象庁から発表される。

なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が一次細分区域単位で発表される。

この情報の有効期間は、発表からおおむね1時間である。

■早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。

当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（埼玉県南部など）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（埼玉県）で発表される。大雨に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

■全般気象情報、関東甲信地方気象情報、埼玉県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意・警戒を呼びかけられる場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点が解説される場合等に発表される。

大雨特別警報が発表されたときには、その内容を補足する「記録的な大雨に関する埼玉県気象情報」、「記録的な大雨に関する関東甲信地方気象情報」、「記録的な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が速やかに発表される。

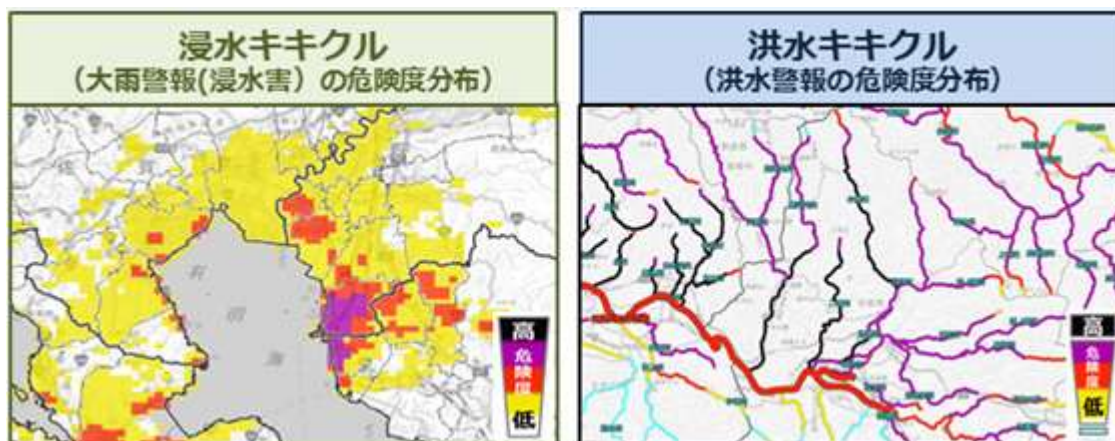
大雨・洪水警報や土砂災害警戒情報等で警戒を呼びかける中で、重大な災害が差し迫っている場合に一層の警戒を呼びかけるなど、気象台が持つ危機感を端的に伝えるため、本文を記述せず、見出し文のみの全般・地方・府県気象情報が発表される場合がある。

【No.1-2】キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等

	説 明
【浸水キキクル】 大雨警報（浸水害） の危険度分布	短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。 1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。
【洪水キキクル】 洪水警報の危険度 分布	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。
流域雨量指数の 予測値	各河川の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度（大河川においては、その支川や下水道の氾濫などの「湛水型内水氾濫」の危険度）の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。流域内における雨量分布の実況と6時間先までの予測（解析雨量及び降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。

- ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。
- ・「危険」（紫）：危険な場所から避難する必要がある。
- ・「警戒」（赤）：高齢者等が危険な場所から避難する必要がある。
- ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認を行う必要がある。
- ・「今後の情報等に注意」（白）：普段と同じ状況。雨のときは、雨水が周囲より低い場所に集まる。

キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布） キキクル（洪水警報の危険度分布）

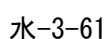


第1章
総則

第2章
災害予防計画

第3章 災害応急対策計画

※ 浸水リスクに関わらず、自治体から避難情報が発表された場合や下水道管理者から氾濫危険情報等が発表された場合は、速やかに避難行動をとること。



【No.1-3】水防法及び気象業務法に基づく洪水予報等

○ 水防法及び気象業務法に基づく洪水予報

河川の増水や氾濫等に対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考となるように、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示して発表される警報及び注意報である。警戒レベル2～5に相当する。

■指定河川洪水予報

種 類	標 題	概 要	警戒レベル
洪水警報	氾濫発生情報	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況で、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要がある。	警戒レベル 5に相当
	氾濫危険情報	氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状況が継続しているとき、または急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生への対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。	警戒レベル 4に相当
	氾濫警戒情報	氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。高齢者等避難の発令の判断の参考とする。	警戒レベル 3に相当
洪水注意報	氾濫注意情報	氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に到達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる。	警戒レベル 2に相当

<本市に係る洪水予報河川>

国管理河川	綾瀬川（東武鉄道以南）、中川、利根川、荒川、江戸川
県管理河川	綾瀬川（東武鉄道以北）

○ 水防法に基づく水位周知

洪水予報河川以外の河川で、洪水により相当な損害を生ずるおそれのあるものとして指定した河川について、住民が安全な場所への避難及びその準備を行うための目安となる水位「避難判断水位」に達した情報を関係機関に通知するとともに、一般に周知させるためのものである。

<本市に係る水位周知河川>

県管理河川	元荒川、芝川・新芝川
-------	------------

■本市に係る洪水予報対象河川の基準水位

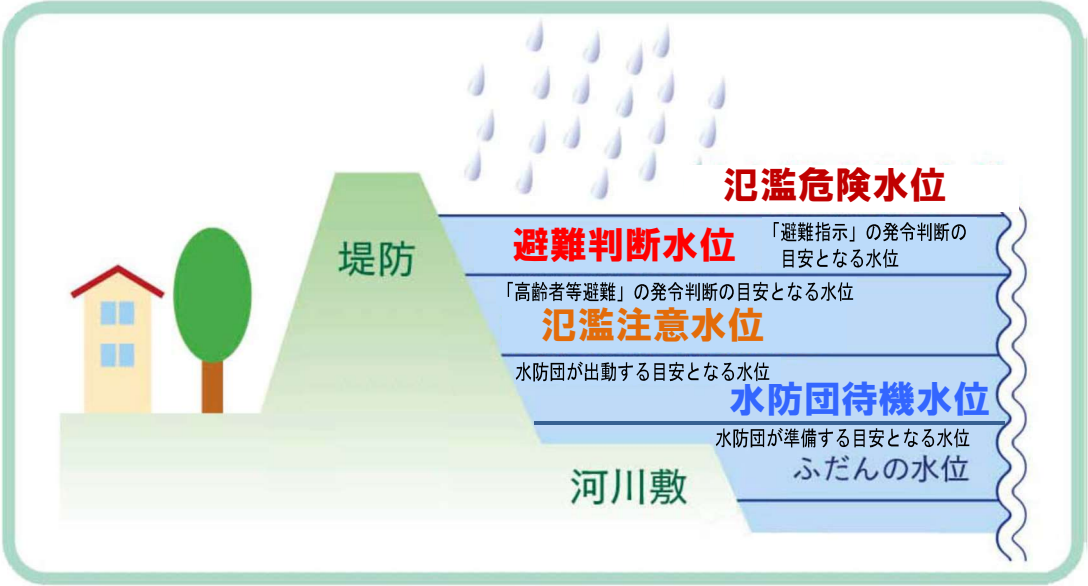
河川名	観測名	所在地	水位の状況（m）				
			水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	氾濫開始相当水位
利根川 （国管理）	栗橋	久喜市栗橋	2.70	5.00	7.60	9.20	
江戸川 （国管理）	西関宿	幸手市西関宿	4.50	6.10	8.10	8.90	
江戸川 （国管理）	野田	野田市中野台	4.60	6.30	8.50	9.10	
中川 （国管理）	吉川	吉川市平沼	3.30	3.60	3.70	4.10	5.27 ※1
綾瀬川 （国管理）	谷古宇	草加市松江	2.80	3.00	3.10	3.50	4.01 ※2
綾瀬川 （県管理）	一の橋	草加市長栄	3.60	4.05	4.12	4.60	
荒川 （国管理）	熊谷	熊谷市榎町	3.00	3.50	5.00	5.50	
	岩淵水門 （上）	東京都北区	3.00	4.10	6.50	7.70	

※1、※2 越水・^{いっすい}溢水の可能性が考えられる箇所

河川	基準観測所	氾濫開始相当水位（m）	越水・ ^{いっすい} 溢水の可能性が考えられる箇所
※1 中川	吉川	5.27	柿木町（右岸 28.0 km）
※2 綾瀬川	谷古宇	4.01	稲荷（左岸 13.5 km）
		4.01	手代（右岸 12.5 km）
		4.01	住吉（右岸 13.5 km）

資料：江戸川河川事務所防災対策課

洪水予報の発表基準となる河川水位



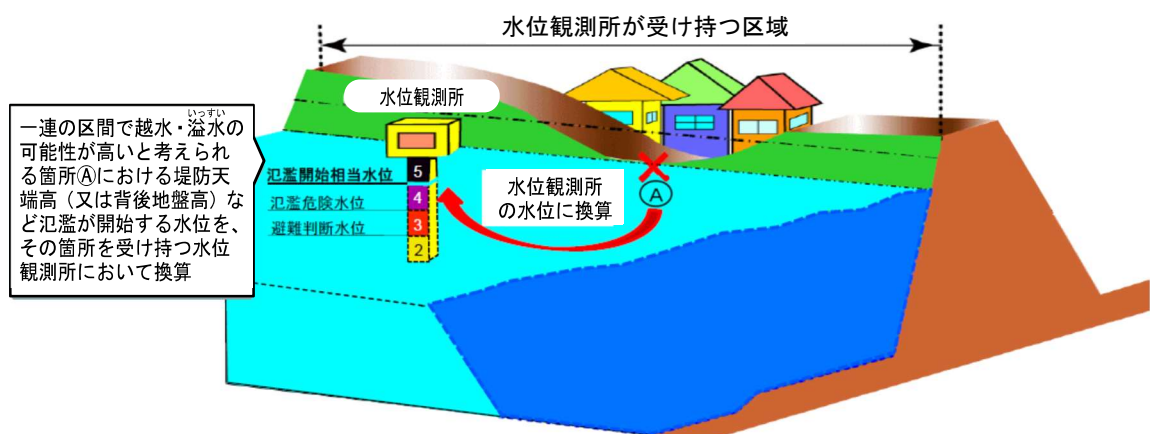
■本市に係る水位周知河川の基準水位

河川名	観測名	所在地	水位の状況（m）				
			水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	氾濫開始相当水位
元荒川 （県管理）	三野宮	越谷市三野宮	6.15	6.55	—	6.80	未設定
芝川・新芝川 （県管理）	青木水門	川口市辻	3.15	3.75	3.88	4.63	未設定

■氾濫開始相当水位とは

氾濫開始相当水位とは、河川の一連の区域で最も越水・^{いっすい}溢水の可能性が高いと考えられる箇所において、堤防天端高（又は背後地盤高）など氾濫が開始する各箇所の水位を、その箇所を受け持つ水位観測所において換算した水位である（災害対法基本法改正により令和3年5月から導入。氾濫開始相当水位は、国と県の洪水予報河川・水位周知河川に対して設定される。）

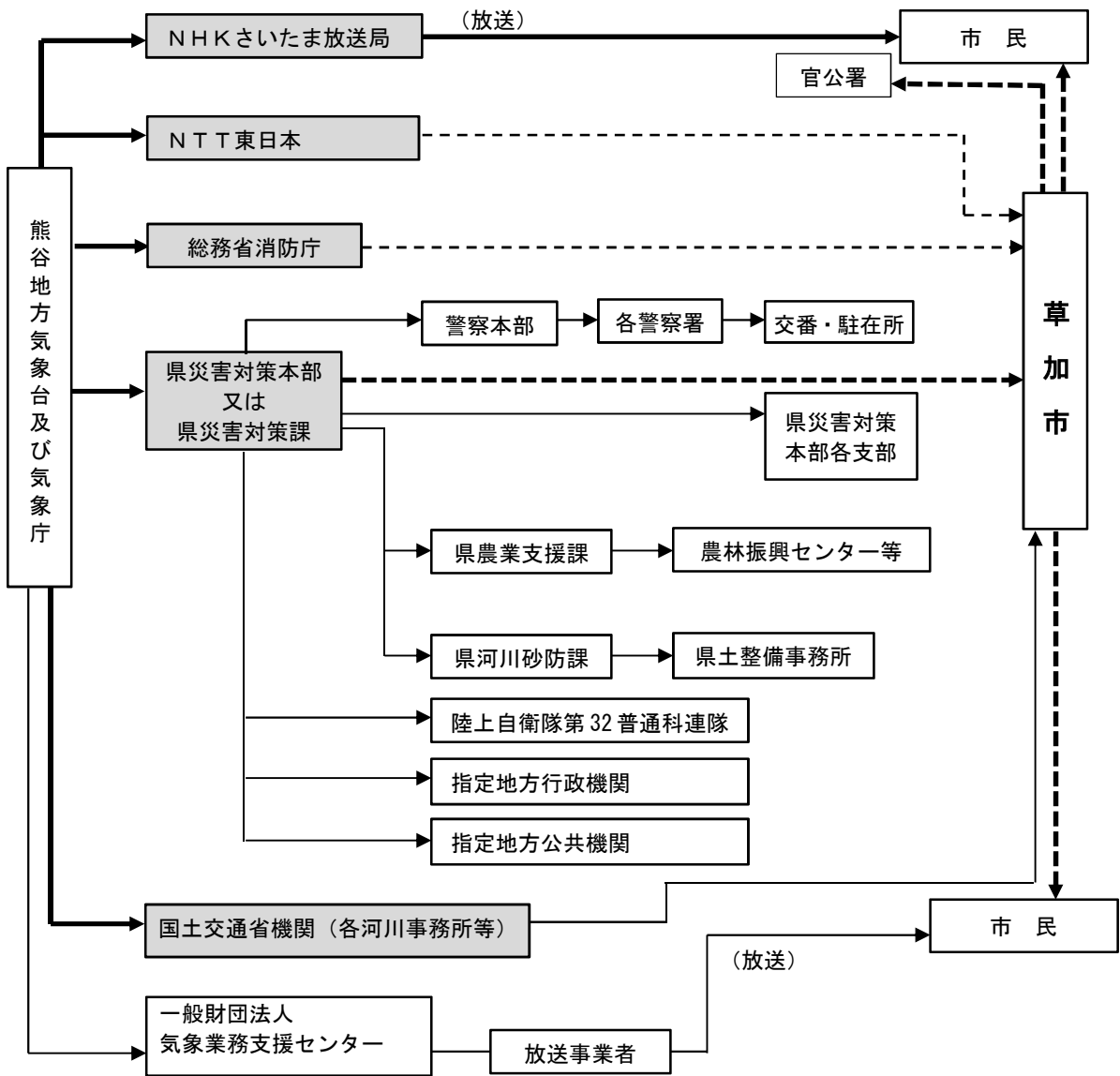
氾濫開始相当水位をもとに、警戒レベル4及び5の発令の判断が可能となり、住民による避難行動、安全確保の対応の迅速化が期待できる。



【No.1-4】 気象情報等の収集

気象情報の収集	大気の状態、降雨現象、台風、豪雨の全般的状況等についての一般的な気象情報並びに熊谷地方気象台が発表する気象注意報・警報等は、主として、県の防災情報システム及び気象情報会社システムを介して取得する。 また、国及び県の河川管理者等が観測する降雨情報については、江戸川河川情報表示機及びインターネット等から取得する。
河川情報の収集	関東中部、北部等の本市に係る河川の水位、流量等に関する情報は、江戸川河川情報表示機及びインターネット等から取得する。 本市域の河川水位は、埼玉県水防情報システム及び遠隔監視システム、川の防災情報、埼玉県水防情報により、随時モニターする。
洪水等に関する防災情報の収集	主として市民の避難に資するためのものとして、洪水予報及び水位の情報があある。また、水防活動に資するためのものとして水防警報があある。いずれも、河川及び区間ごとに指定される。

【No.1-5】 気象警報等の伝達系統図



第1章 総則

第2章 災害予防計画

第3章 災害応急対策計画

- 凡 例
- 気象業務法による伝達又は周知経路（義務）
 - 気象業務法による伝達又は周知経路（努力義務）
 - うち、特別警報が発表された際に、通知若しくは周知の措置が義務づけられる伝達経路
 - 地域防災計画、行政協定等による伝達経路
 - 気象業務法施行令第8条第1号、第3号及び第9条の規定に基づく法定伝達先

■ 熊谷地方気象台と県・市とのホットラインの運用

熊谷地方気象台は、次の場合において気象実況及び今後の気象予報を伝えるため、県防災担当者、又は、本市危機管理課の責任者等へ電話連絡する。

- ① 既に警報等で十分警戒を呼びかけている状況下において、更に災害の危険性が切迫している場合
- ② 特別警報の発表予告・発表・切替・解除をした場合
 - ・ 台風等の接近に伴う実況や予想により、特別警報の発表が予想され、特別警報発表の可能性に言及した気象情報を発表した場合
 - ・ 実況及び予想から大雨、大雪、暴風、暴風雪の特別警報を発表した場合、又は特別警報の切替えをした場合
 - ・ 特別警報を警報に切り替えた場合

注) ただし、予測技術の限界等から早期に警戒を呼びかけることのできない場合がある。

なお、緊急性が高い場合などには、市長又は幹部職員に直接連絡を行う。

また、市が避難指示等の判断や災害対策の検討等を行う際は、熊谷地方気象台に対して気象情報や今後の気象予報について助言を求めることができる。

【No.1-6】 異常な現象発見時の通報

- ① 取組方針

災害が発生するおそれのある異常な現象を速やかに把握する。
- ② 具体的な取組内容

災害対策基本法第 54 条に基づき、災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者の通報は次の要領による。

ア 発見者の通報

災害の発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なくその旨を市長又は警察官に通報しなければならない（災害対策基本法第 54 条）。

何人も、通報が最も迅速に到達するように協力しなければならない（同法同条第 2 項）。

通報を受けた警察官はその旨を速やかに市長に通報しなければならない（同法同条第 3 項）。

イ 市長の通報及びその方法

前項の通報を受けた市長は、気象庁その他の関係機関に通報しなければならない。

■ 気象庁（熊谷地方気象台）に伝達する事項

- 気象に関する事項

著しく異常な気象現象、例えば竜巻等
- 地震・火山に関する事項
 - ・ 地震関係

数日間にわたり頻繁に感ずるような地震
 - ・ 火山関係

噴火現象及び噴火以外の火山性異常現象

(2) 通信手段の確保

通信手段の選択	災害時の通信連絡は、MCA無線、一般加入電話及びファクス等のほか、県災害オペレーション支援システム、県防災行政無線、インターネット等のそれぞれの特性を活かして、迅速かつ効率的に運用する。
有線系通信の使用	主に情報量の多い通信に使用するものとし、関係機関と協力して被災回線等の早期復旧に努める。また、一般加入電話は通話が規制されるため、重要な通信には、あらかじめ登録されている「災害時優先電話」を利用する。
無線系通信の使用	有線系通信の途絶及び回線の制限における通信確保のほか、災害現場等から直接情報を収集する手段として、主に次の通信手段の活用を図る。 ① MCA無線 主に避難所となる小・中学校や一部関係機関に配備しているMCA無線について、各地域における被害・避難状況、ライフライン等の状況把握のための通信連絡に活用する。 ② 県防災行政無線（地上系及び衛星系） 県及び県内自治体、県関係機関との情報の送受及び報告等に使用する。

(3) 被害状況等の収集・分析

No.	項目	部署	業務内容	業務実施の目安					
				発災～ 3時間	～24 時間	～3日	～7日	～1か 月	1か月 ～
1	被害状況の収集	本部作業室 各対策部	・応急対策活動等を実施する上で必要となる被害状況等を収集・把握する。 ※初動期の対応については、「本章第2節2 初動対応」を参照。	●	●				

(4) 情報管理

No.	項目	部署	業務内容	業務実施の目安					
				発災～ 3時間	～24 時間	～3日	～7日	～1か 月	1か月 ～
1	情報の 整理・ 管理	本部作業室	・各対策部からの情報等を整理するとともに、情報の一元化及び共有化を図る。			●	●		
2		各対策部	・各対策部は、個別に情報を収集し、本部作業室への報告のほか、関係機関等へ伝達する。			●	●		
3	被害状況を県に報告	本部作業室（主にシステム担当）	・各対策部等から収集した被害状況を取りまとめ、県災害オペレーション支援システムにより県災害対策本部（災害対策課）に報告する。 ・県災害オペレーション支援システムが利用できない場合は、「本章第2節2(1)③ 被害情報の報告」に示す優先順位に基づく。			●	●		
4	生活関連情報等を公表	本部作業室（主に広聴担当）	・救援・生活情報等について、その概要、実施機関、団体、連絡先を活動項目ごとに整理し、各対策部及び市の窓口等に配布するとともに、定期的に更新する。 ・整理する活動項目の分類例は、【No.4】整理する活動項目の分類例のとおりとする。			●	●		

【No.4】整理する活動項目の分類例

- | | |
|--------------------|----------------|
| ① 各対策部の連絡先（ホットライン） | ⑦ 融資・生活資金 |
| ② 福祉 | ⑧ 住宅 |
| ③ 心のケア | ⑨ 浸水家屋の片付け・清掃等 |
| ④ 法律・税金 | ⑩ 教育・保育 |
| ⑤ 医療・保健 | ⑪ 外国籍市民等 |
| ⑥ 労働 | |

(5) 広聴活動

No.	項目	部署	業務内容	業務実施の目安					
				発災～ 3 時間	～24 時間	～3 日	～7 日	～1 か 月	1 か月 ～
1	被災者 相談窓 口の開 設	本 部 作 業 室 (広聴担 当)	・必要に応じて、関係機関や関係対策部と連携の上、庁舎等に被災者相談窓口を開設する。 ・市のみで対応できない相談については、県「災害情報相談センター」(県広聴広報課)と連携し、対応する。		●				
2	情報収 集と共 有	本 部 作 業 室 (広 聴 担当)	・市民等から情報を聴取し、本部作業室(対策担当)に報告する。 【No.2】市民からの情報提供に関する区分と処理 参照。			●			
3		本 部 作 業 室	・各対策部と連携し、常に情報収集に努めるとともに、情報を精査し、最新の災害対策本部情報を発信する。			●			
4		本 部 作 業 室	・各種情報を市民と共有できる体制を整備する。			●			
5		本 部 作 業 室 各 対 策 部	・市民へ提供した情報は、その都度収集し、それぞれの組織内で共有を図る。			●			
6	尋ね人 相談の 対応	本 部 作 業 室 (広 聴 担当)	・本部作業室及び対策部等と連携し、警察、消防、各避難所等との連携を緊密にし、被災者に関する情報を収集するとともに、被災者情報の把握に努める。 ・本部作業室の広報班及び他の担当と連携し、個人情報保護に留意しつつ、被災者の動向等に関する情報等を市民に提供する。				●		
7	総合相 談窓口 の設置	本 部 作 業 室 (広 聴 担当)	・総合相談窓口を開設し、関係対策部と連携を図りながら、柔軟に対応する。 【No.7】市民からの相談内容の区分 参照。					●	
8	広聴と 情報の 共有化	地 区 参 集 部 職 員	・避難所において、避難者等の意見・要望を聴取し、本部作業室に報告する。		●				
9	広聴と 情報の 共有化	地 区 参 集 部 職 員	・避難所の情報掲示板に、本部作業室に報告した意見・要望を掲示する。 ・本部作業室からの回答を随時、掲示し、情報の共有を図る。		●				

No.	項目	部署	業務内容	業務実施の目安					
				発災～ 3時間	～24 時間	～3日	～7日	～1か 月	1か月 ～
10	福祉避難所における 広聴	福祉部	- 福祉避難所において、避難者等の意見・要望を聴取し、本部作業室に報告する。 - 福祉避難所の情報掲示板に、本部作業室に報告した意見・要望を掲示する。 - 本部作業室からの回答を随時、掲示し、情報の共有を図る。		●				

【No.2】市民からの情報提供に関する区分と処理

照 会	「照会」は、いわゆる“問合せ”であり、正確な回答が求められる。このため、地域防災計画等示された基礎的資料や本部作業室から収集した最新の正確な情報に基づき回答する。
通 報	「通報」は、いわゆる“情報提供”であり、正確に情報を聴取する。なお、次の事項に係わるものについては、速やかに本部作業室に伝達（報告）する。 ① 人命に影響するもの ② 河川の水位上昇等災害の拡大を阻止する必要があるもの ③ 河川の水漏れや住家の浸水など水害が継続しているもの
要 請	「要請」は、いわゆる“SOS”で、“救助・救援を求める市民の声”である。 そのため、状況、内容や場所等については正確に聴取し、速やかに本部作業室に伝達する。なお、それぞれの要請に対し、広聴活動の範囲内で応諾を表明することは認められない。
苦 情	発災直後、災害規模が巨大である場合や対応可能職員人数が局限された場合等は、迅速な対応が図れないことも十分考えられる。そのような場合、寄せられた苦情に対し、傾聴に努めるのみとなってしまうこともやむを得ないものとする。 なお、苦情が長時間に渡る場合は、非常時であることの理解を促すとともに、一定の対応は行政に依存せず、地域コミュニティに基づく「共助」による対応が求められることにも理解いただきたい旨を強く表明することも、適正な広聴活動の一環として認められる。

【No.7】市民からの相談内容の区分

各種手続の相談	見舞金の交付、資金貸付、税の減免、中小企業者及び農業者への融資等に関する手続についての相談
専門分野の相談	医療、保健（精神の保健を含む）、福祉、住宅等に関する相談 ※相談内容に的確に対応するため、国及び県の担当部局と連携し、専門家の派遣等を要請する。また、ライフライン関係者との連携にも配慮する。
法律上の相談	各種法律上の相談に対応するため、弁護士等各士業の協力が得られるよう、発災直後から配慮しておく。
その他留意事項	ア 照会・通報・要請・苦情等は、聞くだけで終わらせることのないようにする。 イ 相談等は必要に応じて、避難所等への出向及び巡回対応も検討する。 ウ 要配慮者に関する相談等は、要配慮者支援チーム（同チームが設置されていない場合は福祉部）と連携し、対応可能な職員の配置、対応の一元化など被災者の視点に立った相談体制が確立できるよう検討する。

(6) 広報活動

No.	項目	部署	業務内容	業務実施の目安					
				発災～ 3時間	～24 時間	～3日	～7日	～1か 月	1か月 ～
1	発災前 及び直 後の広 報	本 部 作 業 室 (広 報 班)	・災害に関する予・警報をはじめ、予想される事態並びにこれに対処する措置等を市民に周知する。 ・指定避難所、避難時の注意事項等について、市民に迅速に広報する。 【No.1】注意喚起情報 参照	●					
2	広報活 動の展 開	本 部 作 業 室 (広 報 班)	・災害発生後速やかに、被害の状況、応急措置の実施方法及び行政の対応等について、市民へ周知する。 ・二次災害防止に必要な措置等についても周知するよう努める。 【No.2】広報内容 参照。			●			
3	報道機 関への 対応	本 部 作 業 室 (広 報 班)	・各対策部からの情報を取りまとめ、各報道機関に発表する。		●	●			
4		本 部 作 業 室 (広 報 班)	・広報の広域的対応等が必要な場合、県（災害対策本部報道部）に広報を依頼する。（県に連絡できない場合、直接、報道機関に要請する。） 【No.4】県に要請が可能な広報 参照。			●			
5		本 部 作 業 室 (広 報 班)	・報道機関からの取材に一括して対応する。 ・各対策部への取材についても、原則本部作業室（広報班）を通して行う。			●			
6	生活関 連情報 の広報	本 部 作 業 室 (広 報 班)	・次の方法等により市民の広報ニーズを把握する。 ① 各対策部からの報告 ② 避難所からの報告 ③ ボランティアからの報告 ④ 報道機関との情報交換 ⑤ 関係機関との連絡調整				●		
7		本 部 作 業 室 (広 報 班)	・上記の広報ニーズに基づき、生活関連情報等、被災者支援に関する情報を広報する。 【No.7】広報の時期と内容 参照。				●		

【No.1】注意喚起情報

伝達する時期	・市内に強い降雨を伴う前線や台風等が接近・通過することが予想される時 ・綾瀬川や中川などの河川の水位が上昇してきているとき ・市内で道路冠水が生じたとき ・市民の生命、身体を保護するために必要と認められるとき
伝達する情報	・気象情報等 ・自宅の点検等について ・避難行動について ・避難所の開設について
伝達する手段	市ホームページ、お知らせメール、防災アプリ、SNS、LINE、架電システム（必要に応じ使用）、防災行政無線（必要に応じ使用）、広報車（必要に応じ使用）

【No.2】広報内容

発災前		気象情報や河川情報、避難情報（避難指示等の発令状況、避難所の開設状況等）、避難行動要支援者に向けた広報など、人命の安全確保のために必要な事項について広報する。
発災直後	緊急に伝達するもの	避難指示等の伝達は、できるだけ直接市民に伝達できる手段（防災行政無線、各種メール及び広報車等）により広報を行う。また、草加八潮消防組合と調整の上、草加市消防団を含めた消防車両の活用を検討する。
	一斉に伝達するもの	気象情報、避難所開設及び医療救護所情報等は、あらゆる手段（防災行政無線、市のホームページ、Ｌアラート、各種メール、防災アプリ、SNS、架電システム及び広報車等）により周知するとともに、報道機関等の活用を図る。
	時間の経過及び地域に応じて伝達するもの	避難所及び生活関連情報、ライフラインの復旧状況等は市のホームページ、報道機関等への情報提供により広報を行う。 また、伝達内容や被害状況に応じて、各種メール等のほか、自主防災組織及び町会・自治会等を通じたチラシの配布や公共施設等への掲示を検討する。

【No.4】県に要請が可能な広報

- ① ヘリコプターによる広報
- ② 活字媒体による広報
 - ・「さいたま彩の国だより」の号外や臨時の災害ニュース
- ③ 放送媒体による広報
 - ・NHK、テレビ埼玉、エフエムナックファイブ
- ④ インターネットによる広報

【No.7】広報の時期と内容

時期（発災から）	種別等	内 容
発災直前	緊急情報	① 気象予報・警報の発表状況 ② 河川の水位情報 ③ 避難指示等の発令状況、避難所・避難路の情報
直後（1日まで）以降	緊急に伝達するもの	① 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保 ② 避難時危険箇所・浸水箇所等
	一斉に伝達するもの	① 大雨や台風等に関する情報 ② 通行止め情報 ③ 地域の被害状況 ④ 避難所の開設情報 ⑤ 医療救護所の開設情報 ⑥ 市民の取るべき行動に関する情報（電話自粛等）
	時間の経過及び地域に応じて伝達するもの	① 地域の被害情報 ② 避難所の開設・閉鎖情報 ③ 医療救護所の開設・閉鎖情報 ④ 交通機関及び道路の被害・復旧に関すること ⑤ ライフライン（電気・上下水道・ガス・通信）の被害・復旧に関すること ⑥ 給水及び給食に関すること ⑦ 二次被害防止に関するもの（電気・上下水道・ガス・防疫） ⑧ 相談窓口に関すること ⑨ 安否情報 ⑩ 自主防災活動の要請 ⑪ その他必要な事項
直後（1日まで）以降	時間の経過及び地域に応じて伝達するもの	
1日目以降	記者会見 ※ 1 本部会議に諮った上で適宜実施 ※ 2 必要と判断した場合には県に放送要請を行う	① 被害の情報 ② 市が実施する応急対策の内容（避難指示等の発令状況、避難所等の開設状況等） ③ 市民への要請内容 ④ その他必要な事項
3日目以降	基本情報	① 地域の被害情報 ② 市が実施する応急対策の内容（避難指示等の発令状況、避難所等の開設状況等）
	生活関連情報	① 避難所の開設（避難者数）・閉鎖情報 ② 医療救護所の開設・閉鎖情報 ③ 交通機関及び道路の被害・復旧に関すること ④ ライフライン（電気・上下水道・ガス・通信）の被害・復旧に関すること ⑤ 給水に関すること（場所・条件等） ⑥ 給食に関すること（場所・条件等） ⑦ 被災物資に関すること（配布場所・種類・条件等） ⑧ 仮設トイレに関すること（設置場所・条件等） ⑨ し尿処理に関すること（回収時期・回収頻度・集積場所・条件等） ⑩ ごみ処理に関すること（回収時期・回収頻度・集積場所・条件等）
	二次災害防止等に関するもの	① 市民への要請事項 ② 防疫情報と注意事項

時期（発災から）	種別等	内 容
	被災者支援に関する情報	① 浸水家屋の清掃・消毒等に関すること（受付窓口・問合せ先） ② 罹災証明書発行に関すること（受付窓口・問合せ先） ③ 各種相談窓口に関すること（設置場所・問合せ先） ④ ボランティアに関すること（募集・受付窓口・問合せ先） ⑤ 義援金に関すること（募集・支給・受付窓口・問合せ先） ⑥ 融資等に関する情報（受付窓口・問合せ先） ⑦ その他被災者救援に必要な情報
	その他必要な事項	

4 公民の施設・空間情報の管理

本部作業室、該当対策部は、水防本部が収集した被害情報を確認・把握した上で、引き続き公共・民間施設の被害情報の収集を行うほか、緊急輸送体制の確立や交通対策を実施する。

(1) 被害情報の収集、応援の受入れ準備

No.	項目	部署	業務内容	業務実施の目安					
				発災～ 3時間	～24 時間	～3日	～7日	～1か 月	1か月 ～
1	被害状況等の収集	本部作業室 各対策部	・応援受入れに当たり、被害状況等を収集・把握する。	●					

(2) 二次被害情報の収集

No.	項目	部署	業務内容	業務実施の目安					
				発災～ 3時間	～24 時間	～3日	～7日	～1か 月	1か月 ～
1	二次災害情報の収集	本部作業室 各対策部	・二次被害を招くおそれの高い施設について、継続して情報を収集し、本部作業室に報告する。	●	●				

(3) 緊急輸送路線等の確保

No.	項目	部署	業務内容	業務実施の目安					
				発災～ 3時間	～24 時間	～3日	～7日	～1か 月	1か月 ～
1	緊急輸送路確保の優先順位の決定	建設部	・県及び市指定の緊急輸送道路のうち、重要施設に通じる道路から順に、緊急輸送路を確保する方針を定める。 ・本部作業室の対応方針が別に定められた場合、同方針に基づき対応する。		●	●			
2	道路の啓開	建設部	・緊急輸送道路において、道路の損傷及び道路上の障害物等により交通不能となった場合は、道路管理者の要請に基づき、速やかに応急復旧や道路啓開を行い、交通を確保する。		●	●			

(4) 交通対策

No.	項目	部署	業務内容	業務実施の目安					
				発災～ 3時間	～24 時間	～3日	～7日	～1か 月	1か月 ～
1	道路・交通情報等の報告	建設部	・道路・交通状況等について、本部作業室に報告するとともに、警察及び他の道路管理者（国、県）と相互に連絡を取る。		●	●			
2	交通規制の措置	建設部	・市管理道路において、通行の危険性が認められた場合、直ちに通行止め等の措置を取るとともに、本部作業室に報告する。 ・通行止め等の措置を講じた場合は、標識を設置する。		●	●			
3		建設部	・交通対策の必要性が認められた場合、理由等を本部作業室に報告する。 ・県公安委員会が緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うことになった場合、協力する。		●	●			
4		本部作業室	・建設部から報告を受けた情報について、関係対策部や関係機関と情報を共有するとともに、警察に必要な交通規制を要請する。 【No.4】通行禁止等の種類等 参照。		●	●			
5		建設部	・道路の通行禁止等を行った場合、警察と連絡協議の上、必要に応じてう回路を設定する。		●	●			
6		建設部 本部作業室	・建設部は、交通規制を実施した場合、表示板の掲示等により、通行者に周知を図る。 ・本部作業室は、交通規制を実施した場合、必要な広報活動を実施する。		●	●			
7		建設部 本部作業室	・交通対策を円滑に行うために必要が認められるときは、警備業者との連携を検討する。		●	●			
8	道路上の障害物の除去	建設部	・市が管理する道路の巡視を行い、道路上の障害物を除去する。		●	●	●		
9		建設部	・国及び県が管理する道路に障害物が堆積し障害となっている場合、本部作業室と連携し、この旨を各道路管理者に通報し、これらの除去を要請する。		●	●	●		
10	放置車両等の移動	建設部	・市が管理する道路において、放置車両等により、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがある場合、当該車両等の所有者等に対し、当該車両等を付近の道路外の場所に移動することを命じる。 【No.10】通行禁止等における義務及び措置命令 参照。			●	●	●	

No.	項目	部署	業務内容	業務実施の目安					
				発災～ 3時間	～24 時間	～3日	～7日	～1か 月	1か月 ～
11	放置車両等の移動	建設部	- 所有者等により移動の措置を取ることができない場合、当該車両等の移動の措置を行う。 - 車両等の移動場所を確保するため、周辺に公有地等がなく、やむを得ない必要があるときは、他人の土地を一時使用し、又は竹木その他障害物を処分する。 - 車両等の移動等の措置を記録した情報を草加警察署に提供する。			●	●	●	
12		建設部	国及び県管理道路における放置車両等については、本部作業室と連携し、各道路管理者へ移動を要請する。			●	●	●	

【No.4】 通行禁止等の種類等

実施者	適用条件	根拠法
道路管理者 (国土交通大臣、知事、市長)	■ 区間を定めて道路通行禁止又は制限 ① 道路の破損、欠壊、その他の理由により通行が危険であると認められる場合 ② 道路の構造を保全し、又は、交通の危険を防止する場合	道路法第46条
	■ 区間を指定し車両の運転者等への移動命令又は移動等 緊急車両の通行を確保する緊急の必要がある場合（運転者の不在時は車両を移動できる。また、この措置のため、やむを得ない必要があるとき、他人の土地を一時使用し、又竹木その他の障害物を除去できる）	災害対策基本法第76条の6
県公安委員会	■ 緊急通行車両以外の車両の道路での通行禁止又は制限 災害が発生し、又は、まさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるとき	災害対策基本法第76条
	■ 交通整理、通行禁止、その他交通規制 道路における危険を防止し、その他、交通の安全と円滑を図る必要があると認めるとき	道路交通法第4条
警察署長	■ 交通整理、通行禁止、その他交通規制 道路における危険を防止し、その他、交通の安全と円滑を図る必要があると認めるとき（適用期間が短いもの）	道路交通法第5条又は第114条の3
警察官	■ 進行車両等の通行禁止又は制限、後退 道路の損壊、火災の発生、その他の事情により道路において、交通の危険が生じるおそれがある場合、又は、混雑するおそれがある場合に、交通の円滑を図るためやむを得ないと認めるとき	道路交通法第6条又は第75条の3
	■ 車両その他物件の移動、その他必要な措置の命令 通行禁止期区域等で車両その他の物件が、緊急通行車両の妨害となることで災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがある場合	災害対策基本法第76条の3
自衛官・消防吏員	■ 車両その他物件の移動、その他必要な措置の命令 警察官がその場にはいない場合に限り、通行禁止区域等で災害対策基本法第76条の3に定められた職務を行うことができる。	災害対策基本法第76条の3第3項及び第4項

【No.10】 通行禁止等における義務及び措置命令

1 車両の運転者の義務等

- 道路の通行禁止等が行われたときは、車両の運転者は速やかに車両を禁止区間の場合は区間外の場所へ、また、禁止区域の場合は道路外の場所へ移動する。

移動が困難な場合は、できる限り道路の左端に沿って駐車する等、緊急車両通行の妨害とならない方法により駐車する。ただし、警察官等の指示を受けたときは、その指示に従う。

- 車両を置いて避難するときは、次の例による。

- ・ エンジンを切り、エンジンキーは付けたままにする。
- ・ ドアはロックをしない。
- ・ 貴重品は車内に残さない。

2 警察官、消防吏員及び自衛官による措置命令

- 警察官は、通行禁止区域等において、車両、その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となると認めるときは、所有者等に対して必要な措置を命ずる。

- 消防吏員又は災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、警察官がその場にいない場合に限り、消防用緊急車両又は自衛隊用緊急通行車両の通行のため、同様の措置を講ずる。

(5) 道路・ライフライン等の応急復旧情報の管理

No.	項目	部署	業務内容	業務実施の目安					
				発災～ 3時間	～24 時間	～3日	～7日	～1か 月	1か月 ～
1	応急復旧情報の管理	関係対策部	・ 所管する道路・ライフライン等の応急復旧情報（進捗及び復旧予定）を本部作業室に報告する。	●	●	●	●		
2		本部作業室	・ 関係対策部から報告を受けた道路・ライフライン等の応急復旧情報（進捗及び復旧予定）について、一元的に管理するとともに、随時更新しつつ、庁内及び関係機関と情報を共有する。		●	●	●	●	

(6) 利用可能な公共資源の情報管理

No.	項目	部署	業務内容	業務実施の目安					
				発災～ 3時間	～24 時間	～3日	～7日	～1か 月	1か月 ～
1	利用可能な公共空地等の把握	本部作業室 (主に庶務担当)	・医療救護活動や災害廃棄物の仮置場、応急仮設住宅用地等に利用可能な公共空地の有無について、関係対策部に確認を要請する。				●		
2		関係対策部	・各施設の管理者等と協議し、利用可能な公共空地や利用条件等を確認し、本部作業室に報告する。 ■必要となる資源情報 ・利用可能な場所(施設名)・被害状況 ・利用可能スペースの広さ・利用環境・利用可能日時・その他利用条件				●		
3	利用可能な民間施設等の把握	本部作業室 (主に庶務担当)	・公共空地のみでは対応できないことを想定し、利用可能な民間施設の空きスペースの有無について情報を把握する。 ・上記について、各対策部に情報提供を要請する。				●		
4		関係対策部	・協力を得られる可能性の高い事業者や土地所有者に関する情報を取りまとめ、本部作業室に報告する。 ■必要となる資源情報 ・利用可能な場所(施設名)・所在地・被害状況 ・権利情報(所有者・貸借者・使用者等の連絡先・住所など) ・利用可能スペースの広さ・利用環境・その他利用条件				●		
5	活用方針の検討	本部作業室 (庶務担当)	・既存用地等が不足した際の公共・民間空地の活用方針を迅速に定めることができるよう、集約した情報を一元管理する。				●	●	●
6		本部作業室 (調整担当)	・防災関係機関や対策部から、用地提供の要請があった際に、調整の必要性を検討する。 ・その後の手順は、「本節2(2) 受援体制の構築」に規定する手順に基づく。				●	●	●

(7) 動物愛護

災害時には、負傷又は逸走状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。このため、市民生活部は、関係機関に協力を要請し、動物愛護に関する調整役を担う。

No.	項目	部署	業務内容	業務実施の目安					
				発災～ 3時間	～24 時間	～3日	～7日	～1か 月	1か月 ～
1	動物病院の被害状況等の確認	市民生活部	・市民生活部は、協定を締結している獣医師を含め、市内の動物病院の被害状況を確認するとともに、再開見込みを確認し本部作業室に報告する。		●	●	●	●	
2	危険動物への対処	市民生活部	・市民生活部は、特定動物（危険な動物）等が逸走した連絡を受けた場合は本部作業室に報告するとともに、必要な広報活動について調整を図る。 ・市民生活部は、特定動物の捕獲情報等の進捗を随時確認し、必要な調整を図る。		●	●	●	●	
3	被災地域における動物の保護	市民生活部	・市民生活部は、県、獣医師会及び関係機関等とともに、所有者不明の動物、負傷動物等の保護及び動物保護施設等への搬送等に係る調整を行う。			●	●		
4	獣医師会による動物救護所の設置	市民生活部	・市民生活部は、獣医師会及び本部作業室と連携し、動物救護所設置の必要性を判断する。 【No.4】動物救護所の設置要領 参照。			●	●		
5	動物救護所における環境整備	市民生活部	・市民生活部は、本部作業室と連携し、動物救護所の設置のための人員、備品、医薬品等を確保する。 【No.5】動物救護所における必要備品、医薬品等例 参照。			●	●		
6	避難所における動物（ペット）の適正な飼養	市民生活部	・市民生活部は、県動物救護本部や獣医師会等と連携し、避難所における動物（ペット）の適正飼養の指導を行うための体制を整備する。 【No.6-1】避難所における動物（ペット）の受入れ体制 参照。 【No.6-2】ペット連れ避難者への対応 参照。			●	●	●	
7	情報の交換	市民生活部	・市民生活部は、県動物救援本部と連携して次の情報を収集し、飼い主に提供する。 ①必要資機材の提供について ②獣医師の派遣について ③動物の預け入れ先について			●	●	●	

【No.4】動物救護所の設置要領

- 動物救護所は、獣医師会との協定に基づき動物救護活動を行う場所とする。
- 動物救護所を設置する必要がある場合、
 - ①獣医師会に対して災害状況や活動内容等を通知する。
 - ②設置場所については、利用可能な公共施設について本部作業室と調整を行い、獣医師が保有する施設の利用を含め、獣医師会と協議の上、決定する。
 - ③獣医師会から職員派遣のほか、必要な備品、医薬品及び餌等の整備が必要となった場合は本部作業室に報告する。
 - ④職員が派遣できない場合や協定に定める内容を超える負担等を求められた場合等、本部作業室を通じて調整を図る。なお、調整後、本部作業室で広報活動を行い、市民生活部は市民への周知方法を獣医師会に通知する。
- 動物救護所の設置が必要ない場合、市民生活部は、動物病院の再開見込みなどの情報を確認し、必要に応じて本部作業室に報告するとともに、避難所での巡回活動等に備えた調整を行う。

【No.5】動物救護所における必要備品、医薬品等例

保健所の物品に加えて、獣医師会と調整しながら、次の備品、医薬品等の確保を検討する。

- 手術設備
- 診療設備（診察台、体温計、聴診器等）
- 医療資材（包帯、テープ、ガーゼ、注射器等）
- 薬剤、薬品（抗生剤、鎮痛剤、栄養剤、止血剤等） 等

【No.6-1】避難所における動物（ペット）の受入れ体制

次の手順をもとに避難所における受入れ体制を構築する。

ペット登録台帳への登録	飼い主とともに避難した動物（盲導犬、聴導犬、介助犬を除く）は避難所の円滑な運営のために必要な情報（住所、氏名、動物の種類・数など）を届け出てもらい、避難所運営委員会において把握する。
飼育スペース	避難所では様々な価値観を持つ人が共同で生活を営むことから避難者の生活する居室での持ち込みや同伴は原則禁止とし、敷地内の屋外に飼養専用スペースを設ける。 ただし、施設管理者及び避難所運営委員会（委員会が設置されていない場合は避難者の同意）との合意形成のもと、避難所の居住スペースや動線、施設運営上の利用等への影響を考慮の上、屋内に飼養専用スペースを設けることもできる。
飼育	動物（ペット）への給餌、排泄物の清掃等の飼育・管理は、当該動物の飼い主が全責任を負う。

【No.6-2】 ペット連れ避難者への対応

次の内容を参考に、避難所運営委員会の中で対応を検討する。

第1章 総則	ペットは家族の一員であるという意識が広がっている。災害時には、置いてきたペットのために家に戻った飼い主が二次被害にあったり、避難所でペットの受入れを拒否された飼い主が車中避難を余儀なくされた結果、エコノミー症候群に陥った事例がみられた。 また、ペットを放浪状態のままに放置すると、人に危害を及ぼすおそれもある。 このような過去の大きな災害の教訓を踏まえ、避難所において円滑にペット連れ避難者を受け入れる対応について確認を行う。
第2章 災害予防計画 第3章 災害応急対策計画	※盲導犬・介助犬・聴導犬は避難者の居住スペースでの同伴が原則となる。 (1) ペット連れ避難者の受付 ペットが他の避難者等に危害を与えることのないよう、又、一般の避難者と同時に受け付けることによって受付作業が混乱することのないようにする。(ペット連れ避難者用専用の受付窓口を設け、専用窓口であることを掲示・周知等)。 (2) 「ペット登録台帳」への登録 ペット連れ避難者には、ペット登録台帳に記入してもらう。 (3) ペット連れ避難者への説明 ① 同行避難できると判断した場合 あらかじめ定めた避難所における「ペット飼育のルール」(飼育のほか、飼育場所の設営・管理・清掃等を行う責任・必要があることなど)を説明し順守を促すとともに、飼い主としての責任を持ってもらうよう伝える。また、避難所を退所する際は、必ず受付に申し出るよう伝える。 ② 同行避難できないと判断した場合 避難所の状況や特別な管理が必要等、受入れが困難なペットは、受入れが可能な預け先に預けることを前提に一時的な受入れを行い、飼い主に今後の対応を説明する。

5 物資・輸送の管理

発災後速やかに、物資供給・輸送体制を確保する。

(1) 緊急輸送体制の確立

No.	項目	部署	業務内容	業務実施の目安					
				発災～ 3時間	～24 時間	～3日	～7日	～1か 月	1か月 ～
1	緊急輸 送手段 の確保	本部作 業室	・物資輸送に関する対応方針（①優先的に手配する輸送内容 ②協定及び活用範囲 ③中核給油所使用の可否）について、本部長又は本部会議に諮る。 【No.1】緊急輸送の対象 参照。		●				
2		総合政 策部	・市有車両に不足が生ずる場合は、本部作業室（調整担当及び庶務担当）と連携し、協定締結団体や県等に協力（応援）を要請する。		●				
3	燃料の 調達	本部作 業室・ 総合政 策部	・本部作業室（調整担当及び庶務担当）と連携し、公用車及び借上げ車に必要な燃料を調達する。 ・調達に当たっては、業者との燃料供給に関する協定に基づく調達や中核給油所（資源エネルギー庁指定）を活用する。		●	●			
4	配車の 措置	各対策 部	・緊急輸送等に必要な車両や寝台ストレッチャー・車いす対応等車両の確保について、必要事項を明示して総務部に請求する。	●	●				
5		総合政 策部	・対応方針に基づき、配車の必要性を判断し配車する。	●	●				
6	緊急輸 送用車 両の確 認	本部作 業室	・緊急通行車両確認申請に必要な事項を記入の上、県知事又は県公安委員会に申請する。 ・交付が想定される車両をリストアップし、県公安委員会に対し事前届出を行う。		●	●	●		
7	航空輸 送・鉄 道輸送 の手配	総務部	・陸上輸送が困難な場合は、本部作業室（調整担当又は庶務担当）に、航空輸送・鉄道輸送の手配を依頼する。			●	●	●	
8		本部作 業室（調 整担当 又は庶 務担当）	・本部作業室（主に対策担当）と調整し、航空輸送又は鉄道輸送の応援要請について、本部長又は本部会議に諮る。			●	●	●	
9		本部作 業室（対 策担当）	・鉄道輸送の場合、列車の増発等の協力を東武鉄道株式会社に要請する。			●	●	●	

【No.1】緊急輸送の対象

第一段階 (被災直後)	・救急・救助活動、医療活動の従事者及び医薬品等の物資 ・消防・水防等の災害の拡大防止活動の従事者及び物資等 ・災害対策要員、通信、電力、ガス、水道施設の保安要員等の応急対策に必要な人員及び物資等 ・後方医療機関へ搬送する負傷者等 ・緊急輸送に必要な輸送施設及び輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資等
第二段階 (被災後～約1週間後まで)	・第一段階の続行 ・食料・飲料水等の生命維持に必要な物資 ・傷病者及び被災者の被災地外への輸送 ・生活必需品 ・医療救護所に対応できない負傷者の医療機関への搬送 ・避難行動要支援者の自宅からの避難 ・要配慮者の福祉避難所への入所 ・遺体の搬送等

(2) 物資供給・輸送情報の収集方法

No.	項目	部署	業務内容	業務実施の目安					
				発災～ 3時間	～24 時間	～3日	～7日	～1か 月	1か月 ～
1	情報収集体制の整備	本部作業室(庶務担当及び調整担当)	・総務部と連携し、物資の供給及び輸送に関する情報の収集体制を整え、情報を把握する。		●	●			

(3) 物資配布情報の伝達方法

No.	項目	部署	業務内容	業務実施の目安					
				発災～ 3時間	～24 時間	～3日	～7日	～1か 月	1か月 ～
1	情報の発信・広報の開始	本部作業室(庶務担当及び調整担当)	・本部作業室(広報班)や総務部と連携し、被災者ニーズや被害状況に応じて、物資配布情報を伝達するための体制・連絡手段を確立し、必要な情報の発信・広報を行う。			●	●		

6 費用・財源の管理

(1) 応急活動費用への予算措置

No.	項目	部署	業務内容	業務実施の目安					
				発災～ 3時間	～24 時間	～3日	～7日	～1か 月	1か月 ～
1	災害対策の予算編成	本部作業室 (庶務担当)	・総合政策部と連携し、今後の予算措置の対応（専決処分・補正予算）についての検討を行う。				●	●	●
2	災害対策費用の経理	総合政策部	・本部作業室（庶務担当）と連携し、災害対策費用等の会計管理を行う。 ・関係対策部（部局）に照会しながら、事業ごとに災害救助法の適用の可否を検討・精査する。				●	●	●

7 災害復興

災害復興を円滑に進めるために、災害復興事業の基本となる方針を定める。

(1) 災害復興対策本部の設置

No.	項目	部署	業務内容	業務実施の目安					
				発災～ 3 時間	～24 時間	～3 日	～7 日	～1 か 月	1 か月 ～
1	災害復興対策本部の設置検討	本部作業室 各対策部	・災害復興の必要性を確認した場合には、発災後 1 週間を目安に市長を本部長とする災害復興対策本部（以下、「復興本部」という。）の設置を検討する。 ・復興本部の設置が困難な場合等は、災害対策本部がその機能を代替する。 ・復興本部を速やかに設置できるよう、条例整備や必要な手続等をあらかじめ確認の上、体制の確立に向けた手順等を検討する。 【No.1-1】復興本部に関する業務（例）参照。 【No.1-2】復興・復旧ハンドブック（内閣府（防災担当）令和 3 年 3 月（抜粋）参照。				●	●	

【No.1-1】復興本部に関する業務（例）

No.	項目	復興本部に関する業務
第 1	人的資源、執務環境、設備に関すること	・人的資源の確保に関すること ・復興に係る人事計画、服務に関すること ・職員の公務災害補償に関すること ・議会との連絡に関すること ・他自治体からの応援要員の対応に関すること ・情報システムの復旧及び復旧・復興に関する情報活用に関すること
第 2	関係機関との情報連絡、広報、記録等に関すること	・災害情報の収集及び関係部課への伝達に関すること ・県災害復興本部及び関係防災機関との連絡に関すること ・生活復興期の市民活動との連携に関すること ・市民生活の再建状況等の把握に関すること ・復興に係る広報及び広聴に関すること ・被災者への相談窓口の設置・運営に関することの調整 ・報道機関との連絡に関すること ・復興の記録に関すること
第 3	本部の設置・運営、復興計画に関すること	・災害復興本部の設置・運営・廃止に関すること ・災害復興本部会議の設置・運営に関すること ・災害復興総合計画の策定に関すること ・災害復興対策の総合調整及び進行管理に関すること ・災害復興本部業務と災害対策本部業務の総合調整に関すること

No.	項目	復興本部に関する業務
第4	復興に係る費用に関すること	・復興に係る費用に関すること ・復興関係の予算に関すること ・復興に係る財政計画に関すること ・復興事業の実施に係る公金の支出及び収入に関すること ・復興基金の協議等に関すること ・災害後の税収見込みに関すること ・復興に係る税制の調査研究に関すること
第5	生活再建、産業復興に関すること	・家屋・住家の被害調査に関すること ・罹災証明に関すること。 ・災害援護資金の貸付けに関すること ・被災者生活再建支援金の支給に関すること ・義援金品の配分に関すること ・災害弔慰金等の支給に関すること ・課税、減税等の措置に関すること ・国民健康保険料の減額、徴収猶予又は免除に関すること ・消費生活相談に関すること ・町会・自治会のコミュニティ活動の支援に関すること ・外国人への支援に関すること ・市内産業、所管施設の被害状況等の把握に関すること ・共同仮設工場・店舗の設置・提供に関すること ・施設の再建のための金融支援に関すること ・雇用の維持に関すること
第6	福祉、衛生に関すること	・被災幼児の健康管理、メンタルヘルスケアに関すること ・被災幼児への支援に関すること ・被災市民の健康管理、メンタルヘルスケアに関すること ・災害復興公営住宅等への巡回相談等に関すること ・医療機関の復旧状況に関する情報提供に関すること ・防疫活動の実施に関すること ・公衆浴場の営業状況に関する情報提供と再開支援に関すること ・食品・飲料水の安全確保に関すること ・動物愛護に関すること
第7	学校等に関すること	・市立学校等教育施設及び社会教育施設等の被害状況の調査に関すること ・市立学校等教育施設及び社会教育施設等の再建及び再開に関すること ・幼稚園・保育園等の被害状況の調査に関すること ・幼稚園・保育園等の再建及び再開に関すること ・小・中学校の被災児童・生徒への支援に関すること ・小・中学校の被災児童・生徒の健康の維持、メンタルヘルスケアに関すること ・学校備品、教材教具等の整備に関すること ・文化財の復旧支援に関すること

No.	項目	復興本部に関する業務
第8	都市基盤、環境整備に関する事	・ まちの復旧・復興状況の把握に関する事 ・ 復興基本方針・基本計画の策定・公表に関する事 ・ 第一次・第二次建築制限に関する事 ・ 復興まちづくり計画等の策定に関する事 ・ 仮設市街地の配置計画と建設・運営に関する事 ・ 用地の確保・調整に関する事 ・ 応急仮設住宅の用地確保に関する事 ・ 宅地の応急危険度判定に関する事 ・ 応急的な住宅（一時提供住宅、応急仮設住宅）の供給・管理に関する事 ・ 市営住宅等の供給・管理に関する事 ・ 民間住宅に対する住宅再建支援・協力に関する事 ・ 民間賃貸住宅入居者に対する支援・協力に関する事 ・ マンション建替え・補修に対する協力に関する事 ・ 応急仮設住宅建設への協力に関する事 ・ 被災建築物の復旧相談に関する事 ・ 災害廃棄物の処理に関する事 ・ ライフラインの復旧状況の把握に関する事 ・ 道路障害物（主に道路占有物件及び車両）の除去に関する事 ・ 道路等の復興事業に関する事 ・ 公園施設の復興事業に関する事 ・ 公園、児童遊園、公園予定地等の土地利用の調整に関する事

【No.1-2】復興・復旧ハンドブック(内閣府(防災担当)令和3年3月(抜粋))

施策名	復興体制の整備
項目	(1) 復興本部の設置
趣旨・概要	○復興対策を計画的かつ円滑、迅速に実施するためには、全庁的な体制を敷くとともに、それを統括、調整するための組織として「復興本部」の確立が必要である。
項目・手順等	①復興本部の設置 1) 設置時期 ○復興本部準備室→復興本部事務局→復興本部という段階的な体制の確立 ・基本的には、災害発生後の早い時期に復興本部も設置していくことが望ましい。ただし、発災当初は災害対策本部での対応が中心になるため、まず準備室（事務局機能）を設置し、応急活動がおおむね終息して市民生活に関する再建など地域の復興事業が本格的に求められる時期において、迅速に業務が移行できるように体制の準備を図っておく。 ・災害直後に設置する災害対策本部の組織に、復興対策の準備を行う復興本部準備室を設置し、応急対策が一段落した段階で同準備室を本格的に復興対策に向けた復興本部事務局に移行し、かつ復興本部（災害対策本部とは別組織）を設置する。 2) 設置・廃止 ○復興本部の設置については、復興本部設置条例の制定などが必要となる。重大な被害により都市の復興及び市民生活に関する事業を迅速かつ計画的に実施する必要があると認めたときに設置することとするのが標準的である。 ○廃止については、設置と同様に知事あるいは市町村長が、復興及び市民生活の安定を確保することが確実であると認めたときに廃止することとするのが標準的である。 ②復興本部の組織 ○復興本部は復興計画の策定や各分野の復興施策の実施主体となるため、本部長は知事又は市町村長とする。 ○復興本部を運営する復興本部事務局については、各施策間の調整を図るためにも防災担当部署と企画担当部署が連携を図りながら担当することが重要である。 ○復興計画策定体制としては、庁内組織を設置するとともに復興関連分野の専門家が参画する審議会、また、他の地方公共団体との連携を図る場として連絡協議会を設置する。 図 1.2.1-3 災害対策本部と復興本部の関係 ③復興本部会議の運営 ○復興施策を展開していくためには、復興にかかわる各部署が相互に協議・調整を図ることが必要になるため、その場として復興本部会議を運営することが必要である。 ○復興本部会議は、本部長、副本部長、本部員を構成員とし、復興基本方針、復興計画の策定等の復興に係わる重要事項の審議、復興施策、事業の進行管理などを行う。 ④人的資源の確保 ○復旧・復興への取り組みにあたって、特に人材の不足が予想される部門・職種に対して、庁内から弾力的、集中的に職員を配置する。 ○必要に応じて、会計年度任用職員の雇用、他地方公共団体への職員の派遣要請を行う。

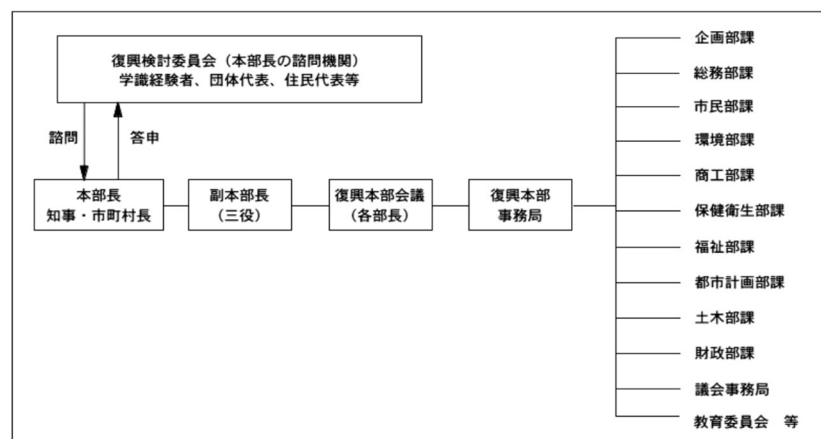


図 1.2.1-4 復興本部の組織構成例

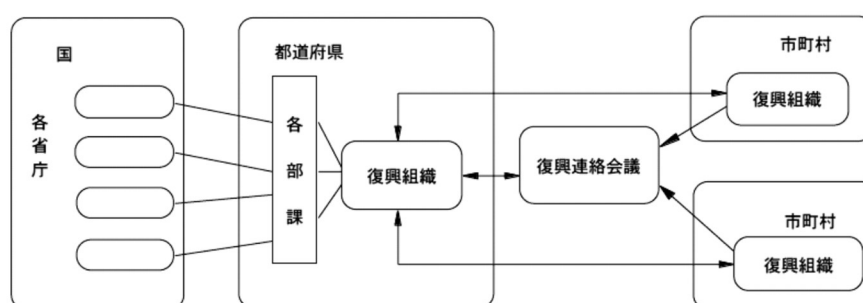


図 1.2.1-5 国・都道府県・市町村の連携イメージ

留意点

- 1) 庁内規模と事務局の新設
○庁内規模が小規模である場合等においては、企画担当部門や総務部門が復興組織の事務局機能を果たす方が適切な場合もある。このため、各地方公共団体の特性に適した事務局組織を早期に検討することが必要である。
- 2) 庁内外への十分な情報伝達の実施
○復興対策が進むにつれて、復興全体の進捗状況が不明確になりがちであり、住民及び庁内等でも情報が十分伝達されない場合もある。このため、住民及び庁内の関係各部課や関係機関が常に復興状況の把握ができるよう、復興関連の情報等を随時伝達するように努めることが必要である。
- 3) コンサルタントの選定・委託
○状況に応じて、復興対策を迅速、円滑に推進するために、各種資料作成や調査等を行うコンサルタント等を選定し、業務委託を行うことを検討する。
- 4) 復興組織の解散・組織更新
○各種復興事業が平常業務へ移行したと考えられる時点において、庁内で関係機関と調整を図りつつ、復興組織の解散あるいは縮小についての検討を行う。

事前対策

- 1) 整備すべき具体的復興体制の検討
○どのような構成により復興体制を整備するのかをあらかじめ検討しておく。
- 2) 事務局（復興課等）の設置場所の検討
○復興課等を新設する場合は、その設置場所を検討しておく。
- 3) 復興に係わる諸業務の担当部課を明確にする
○復興計画策定、仮設住宅、義援金配分、災害時のマスコミ対応等、既存部課の分掌事務にない復興関連業務の担当部課を明確にしておく。
- 4) 復興条例の制定
○市町村における復興対策を進める上での根拠として、復興対策の基本理念や考え方、復興本部の設置に係る事項、生活等の復興に係る事項などを示す復興条例を市町村の実情に応じて制定しておくことが望ましい。

(2) 被害状況の把握

No.	項目	部署	業務内容	業務実施の目安					
				発災～ 3時間	～24 時間	～3日	～7日	～1か 月	1か月 ～
1	被害状況の把握	本部作業室・各対策部	・復興計画の策定に当たり、家屋被害概況等、被害状況を把握する。				●		

(3) 災害復興方針の策定

No.	項目	部署	業務内容	業務実施の目安					
				発災～ 3時間	～24 時間	～3日	～7日	～1か 月	1か月 ～
1	復興計画の策定・公表	本部作業室・各対策部	・関係機関等との連携のもと、速やかに災害復興検討委員会を設置するとともに、災害復興方針を策定し、その内容を市民に公表する。					●	

(4) 都市復興基本方針の策定

No.	項目	部署	業務内容	業務実施の目安					
				発災～ 3時間	～24 時間	～3日	～7日	～1か 月	1か月 ～
1	都市復興基本方針の策定	本部作業室・各対策部	・発災後3週間までに、「都市復興基本方針」を策定する。					●	

(5) 第一次建築制限区域の指定

No.	項目	部署	業務内容	業務実施の目安					
				発災～ 3時間	～24 時間	～3日	～7日	～1か 月	1か月 ～
1	建築制限区域の指定	本部作業室・各対策部	・必要に応じて、災害が発生した日から1か月に限り、建築物の建築を制限又は禁止できる「第一次建築制限区域」を指定する。					●	

(6) 復興対象地区の設定

No.	項目	部署	業務内容	業務実施の目安					
				発災～ 3時間	～24 時間	～3日	～7日	～1か 月	1か月 ～
1	復興対象地区の設定	本部作業室・各対策部	・被災市街地の復興を被害の程度及び都市基盤整備状況などに応じて計画的に進めるため、復興対象地区を設定する。 【No.1】復興地区の指定について 参照。					●	

【No.1】復興地区の設定について

復興対象地区の設定	① 被災前の地区の整備課題 ② 既往計画 ③ 被害状況を根拠として設定する。
復興地区区分	① 重点復興地区（抜本改造型） ② 復興促進地区（部分改造・自力再建型） ③ 復興誘導地区（自力再建型） ④ 一般地区

(7) 復興計画の策定・公表

No.	項目	部署	業務内容	業務実施の目安					
				発災～ 3時間	～24 時間	～3日	～7日	～1か 月	1か月 ～
1	復興計画の策定・公表	本部作業室・各対策部	・災害復興方針に基づき「災害復興計画」を策定するとともに、所定の手続により公表する。					●	

(8) 都市復興基本計画（骨子案）の策定

No.	項目	部署	業務内容	業務実施の目安					
				発災～ 3時間	～24 時間	～3日	～7日	～1か 月	2か月 ～
1	都市復興基本計画の策定	本部作業室・各対策部	・発災後2か月以内を目安に、基本方針の考え方をより具体化した「都市復興基本計画（骨子案）」を策定する。						●

(9) 第二次建築制限区域の指定

No.	項目	部署	業務内容	業務実施の目安					
				発災～ 3時間	～24 時間	～3日	～7日	～1か 月	2か月 ～
1	建築制限の指定	本部作業室・各対策部	・第一次建築制限期間内に復興都市計画に至らないものの、地区設定の検討を要する区域については、「被災市街地復興推進地域」に指定する。						●

(10) 復興まちづくり計画等の策定

No.	項目	部署	業務内容	業務実施の目安					
				発災～ 3時間	～24 時間	～3日	～7日	～1か 月	2か月 ～
1	復興まちづくり計画等の策定	本部作業室・各対策部	・都市復興基本計画（骨子案）の都市づくりの骨格部分を踏まえ、個別地区の復興施策を具体化した計画を策定する。 ・復興地区の区分に応じて、個々の事業を定めた復興まちづくり計画又は修復型事業計画を作成する。						●

(11) 都市復興基本計画の策定

No.	項目	部署	業務内容	業務実施の目安					
				発災～ 3時間	～24 時間	～3日	～7日	～1か 月	2か月 ～
1	都市復興基本計画の策定	本部作業室・各対策部	・復興都市計画（骨子案）策定後の復興まちづくりの進捗状況や復興の見通しを勘案した上で、「都市復興基本計画」を策定する。						●

(12) 復興事業の実施

No.	項目	部署	業務内容	業務実施の目安					
				発災～ 3時間	～24 時間	～3日	～7日	～1か 月	2か月 ～
1	復興事業の実施	本部作業室・各対策部	・災害復興に関する専門の部署を設置し、災害復興計画に基づき、災害復興事業を推進する。						●

【参考】復興に関する計画等の種類について

災害復興方針・災害復興計画	・災害により大規模な被害を受けた場合は、その復興に際し、関係機関等との連携を図りつつ、速やかに災害復興検討委員会を設置し、災害復興方針を策定する。その後、災害復興方針に基づき復興に係る最上位計画として、市街地復興・生活復興・産業復興に関する計画、各事業手法・財源確保推進体制等を明らかにした「災害復興計画」を策定する。
都市復興基本方針・都市復興基本計画（骨子案）	・発災後3週間までに、都市復興、復興の理念や目標等の基本的な考え方とともに、被災した都市基盤施設やライフラインの復旧・復興、市街地の復興及び被災者の生活再建のための住宅供給に関する大まかな方向性を示した「都市復興基本方針」を策定する。その後、発災後2か月以内を目安に、基本方針の考え方をより具体化したものとして、復興の目標（期間、姿勢など）、土地利用方針、都市施設の整備方針、市街地復興の基本方針等から構成される「都市復興基本計画（骨子案）」を作成する。
第一次建築制限区域	・都市計画又は土地地区区整理事業のために必要がある場合には、災害が発生した日から1か月に限り（更に1か月間の延長が可能）、建築物の建築を制限又は禁止できる「第一次建築制限（建築基準法第84条：被災市街地における建築制限）」区域を指定する。
第二次建築制限区域	・「都市復興基本計画（骨子案）」の作成に当たり、第一次建築制限期間内に復興都市計画の決定に至らないものの、地区設定の検討を要する区域については、一定の土地の形質の変更又は建築物の新築、改築、若しくは増築をしようとする際に県の許可を要する被災市街地復興推進地域（被災市街地復興特別措置法第5条）に指定する（指定できる期間は発災日から2年以内）。
復興まちづくり計画	・都市復興基本計画（骨子案）で示された都市づくりの骨格部分を踏まえ、個別地区の復興施策を具体化した計画を策定する。策定に当たっては、地区の全体像を明らかにする復興まちづくり計画とともに、復興地区の区分に応じて、個々の事業を定めた復興都市計画又は修復型事業計画を作成しする。

第4節 対策部業務

1 自助・共助の活動の支援

各対策部は、自助・共助の活動を支援する。

(1) 災害情報の提供【各対策部】

各対策部は、地区単位の応急活動を支援するために、災害情報の提供を開始する。

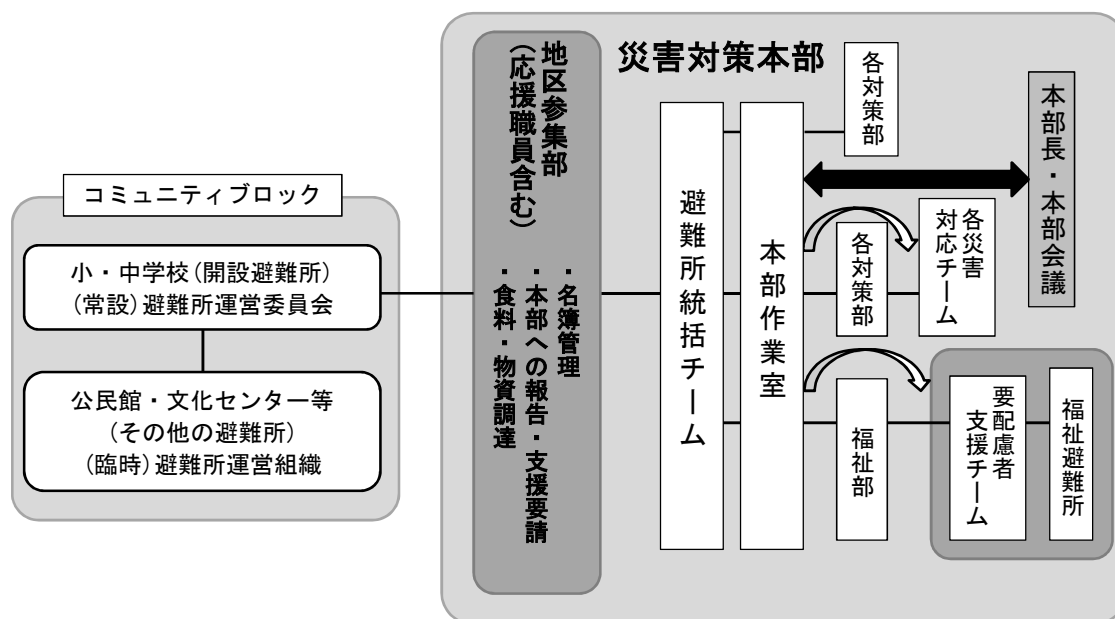
No.	項目	部署	業務内容	業務実施の目安					
				発災～ 3時間	～24 時間	～3日	～7日	～1か 月	1か月 ～
1	災害情報 の提供	各 対 策 部	・「本章第3節3(5) 広聴活動」に基づき、各対策部は応急対応活動等を実施する上で必要となる被害状況を合わせて収集・把握し、本部作業室に報告する。 ・これらの情報は本部作業室が行う広報活動の手段を用いて、提供する。	●	●	●			

(2) 避難所開設・運営における協力体制の構築【避難所統括チーム】

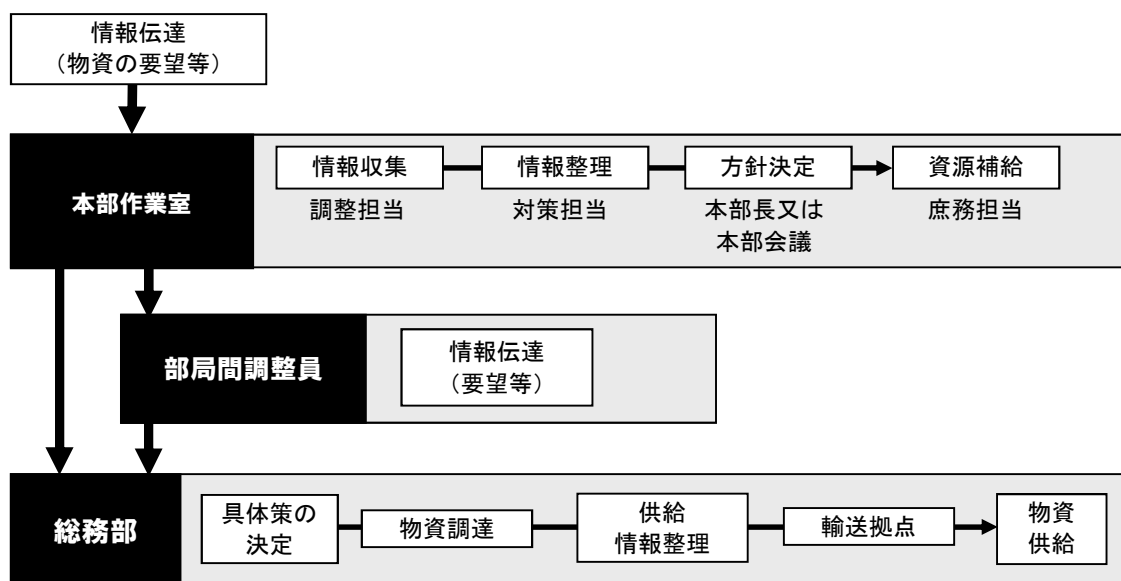
本部作業室、市長室長は、避難所単位の自主的な開設・運営に対する支援体制を構築する。

No.	項目	部署	業務内容	業務実施の目安					
				発災～ 3時間	～24 時間	～3日	～7日	～1か 月	1か月 ～
1	避難所 との連 絡調整	本 部 作 業 室 調 整 担 当	・本部作業室（調整担当）は、避難所との連絡調整窓口を担う。 【No.1】避難所統括チームの災害対策本部における位置づけ 参照。	●	●				
2	避難所 の協力 体制の 統括	避 難 所 統 括 チ ー ム （ 避 難 所 統 括 チ ー ム 設 置 前 は、本 部 作 業 室）	・避難所統括チームが設置された場合、避難所との調整連絡窓口を担うとともに、避難所の協力体制を統括する。 【No.2】避難所統括チームからの情報連絡の流れ（例：物資供給の場合）参照。		●	●	●	●	

【No.1】避難所統括チームの災害対策本部における位置づけ



【No.2】避難所統括チームからの情報連絡の流れ（例：物資供給の場合）



2 緊急対策

各対策部は、緊急対策を実施する。

(1) 消防活動【草加八潮消防組合】

草加八潮消防組合は、各種規定及び計画等に基づき、速やかに対応し、草加市消防団と緊密に連携し、限られた消防力を最大限有効に活用し効果的な消防活動を実施する。

(2) 消防活動【草加市消防団】

草加市消防団は、草加八潮消防組合と緊密に連携し、地域における消防力の要として、「草加市消防団大規模災害マニュアル」等に基づき、消防活動を実施する。

(3) 水防活動

市域における水防活動は建設部、都市整備部が主体となり、草加八潮消防組合、草加市消防団、警察等の防災関係機関と綿密な連携を図り実施する。

No.	項目	部署	業務内容	業務実施の目安						
				発災前	発災～3時間	～24時間	～3日	～7日	～1か月	1か月～
1	監視・警戒	建設部、都市整備部	・洪水予報等の通知を受けたときは、重要水防箇所や浸水履歴箇所、その他特に重要な箇所を中心に監視等を行う。	●						
2	水防準備体制、水防本部体制	建設部、都市整備部	・建設部長は、豪雨等により局地的被害が発生し、又は発生のおそれがある場合、水防体制（水防2号配備）又は緊急水防体制を設置する。 「本章第1節3 警戒体制における各種本部の設置・運営」参照。	●	●	●				
3	水防本部の運営	建設部、都市整備部	・水防体制の各班は、「本章第1節3(3) 所掌事務」に基づき、水防活動を開始する。	●	●	●				
4	警戒区域の設定	本部作業室、消防	・水防作業のため必要がある場合、市長又は草加八潮消防組合は、警戒区域を設定し、無用の立入りを禁止、若しくは制限又はその区域からの退去を命ずる。	●	●	●				

5	浸水地域の排水等	建設部、都市整備部	・ 浸水のおそれのある地域に、あらかじめ排水ポンプや土のうを準備し、これを用いていっすい溢水の流入の阻止や滞留した水を河川等に放出する。 ・ 排水機場を稼働させる。	●	●	●				
6		建設部、都市整備部	・ 道路側溝や雨水ますの支障となるゴミや障害物を除去し、清掃する。	●	●	●				
7	決壊時の措置	本部作業室、消防	・ 堤防その他の施設が決壊したとき、直ちにその旨を越谷県土整備事務所長及び氾濫を予想される方向の隣接水防管理者に通報する。	●	●					
8		本部作業室	・ 護岸の決壊、又はこれに準ずべき事態が予想されるときは、市長は警察署長に対して警察官の出動を要請する。	●	●					
9	避難のための立退き	本部作業室	・ 洪水により著しい危険が切迫していると認められるときは、立退きを指示する。この場合、遅滞なく県及び警察にその旨を通知する。	●	●					
10		本部作業室、警察	・ 立退き区域等の居住者の救出・避難については、市が消防及び警察の協力のもと誘導する。	●	●					
11	応援要請	本部作業室	・ 水防のため緊急の必要があるときは、他の水防管理者、近隣市町村区又は消防団、協定団体等に対し応援を求める。	●	●	●				
12		本部作業室	・ 市民の生命・財産を保護するため、必要と判断する場合は県を通して自衛隊に災害派遣を要請する。 「本章第3節2(3)応援要請」 【No.1-2】自衛隊への応援要請 参照。	●	●	●				
13	水防解除	本部作業室	・ 水防警戒の必要がなくなったときは、水防解除を命ずるとともに、これを地域住民に周知し、県に対してその旨を報告する。	●	●	●	●			

(4) 竜巻等突風対策

竜巻等突風が発生、又は、発生の可能性が高まった際、市民に対して適切な対処を促すための情報を伝達し、被災者への緊急救援を図る。

No.	項目	部署	業務内容	業務実施の目安						
				発災前	発災～3時間	～24時間	～3日	～7日	～1か月	1か月～
1	竜巻等突風に関する情報発信	本部作業室	- 市民が竜巻等突風から身の安全を守るため、市民が主体的に状況を判断し、適切な対処行動をとるために必要な情報を迅速に発信する。 - 市民に情報伝達を行うに当たり、可能な範囲で、市民が対処行動を取りやすいよう市単位の情報の付加等を行う。 【No.1-1】竜巻・突風等被害における初動期の行動 参照。 【No.1-2】市町村単位での情報の付加に係る参考 参照。	●						
2	救助の適切な実施	本部作業室、福祉部	被害の規模に応じて避難所の開設等、適切な救助を実施する。 「第3節 1(9) 災害救助法の適用手続」 参照。		●	●				
3	道路の応急復旧	建設部、都市整備部	竜巻・突風等により道路上に飛散したがれき等の障害物を、迅速に処理し、交通に支障のない状態とする。		●	●				
4	避難所の開設・運営	避難所統括チーム・地区参集部	竜巻・突風等の被災者に対し、避難所を開設し、迅速に收容する。 「本節 5(6) 避難所等の開設・運営」 参照。		●	●				
5	がれき処理	市民生活部	竜巻・突風等により生じたがれきを迅速に処理し、早期の生活再建につなげる。 「本節 8(9) 災害廃棄物・し尿の処理」 参照。			●	●			
6	応急住宅対策	都市整備部	竜巻・突風等の被災者に対して、被災住宅の応急修理、応急住宅の供給を行う。 「本節 8(11) 被災住宅の応急修理」 参照。				●	●	●	

【No.1-1】竜巻等突風被害における初動期の行動

草加市の竜巻等突風被害における初動期の行動

対策本部設置時（被害レベル大）

草加市の竜巻等突風災害における初動期の行動

総務部

- ① 物資の運搬（ブルーシート等、防災倉庫から現場に運搬）
- ② 罹災証明の発行業務

自治文化部

- ① コミュニティセンターへの受入れ準備（和室）
- ② 災害ボランティアセンターの立ち上げ

福祉部
健康推進部

- ① その他の避難所（コミュニティセンター）の開設状況を踏まえ、福祉避難所開設準備
- ② 保健センターが草加八潮医師会と連携

市民生活部

- ① 被害家屋の防犯パトロール
- ② がれきの受入れ（瀬崎の中継基地・瀬崎グラウンド）
- ③ 専用車両による瓦礫の回収

都市整備部
建設部

- （都市整備部関連）
- ① 街路樹の障害物除去 ② 家屋の被害状況調査
- ③ 造園業協会の協力
- （建設部関連）
- ① 道路パトロール ② 道路規制 ③ 交通規制 ④ 道路啓開（障害物の撤去）
- ⑤ 民家屋根のブルーシート貼り（建設業振興会への協力） ⑥ 建設業振興会の協力

教育総務部

被害状況に応じて避難所開設準備

上下水道部

上水道の確保及び給水車の手配

負傷者の受入れ

救助及び救急搬送・本部への情報伝達

災害対策本部設置を報告

- ① 埼玉県庁 048-824-2111
- ② 越谷県税事務所 962-2191
- ③ 越谷県土整備事務所 964-5221
- ④ 草加警察署 943-0110
- ⑤ 草加保健所 925-1551
- ⑥ 草加郵便局 931-3001
- ⑦ 北首都国道事務所 942-4041
- ⑧ NTT 東日本埼玉東営業支店 048-626-6102
- ⑨ 東京電力川口支店 048-218-4207
- ⑩ 東武鉄道草加駅 927-0065
- ⑪ 埼玉県トラック協会草加支部 995-6470
- ⑫ 東京ガス埼玉支社 048-862-8651
- ⑬ 草加八潮医師会 928-8760
- ⑭ 報道機関 月幹事社
- ⑮ 陸上自衛隊第1師団第32普通科連隊 048-663-4241
- ⑯ 熊谷地方気象台 048-521-5858

記載の無い部局

災害対策本部の指示で応援と情報収集

【No.1-2】市町村単位での情報の付加に係る参考

(A) 「竜巻」の注意喚起を含む気象情報及び雷注意報発表時における対応(竜巻に関する情報・状況の確認)

- 「竜巻」の注意喚起を含む気象情報及び雷注意報が発表された場合には、気象の変化及び竜巻注意情報等のその後の防災気象情報の発表について注意する。
- なお、竜巻注意情報の前に発表される気象情報及び雷注意報において、「竜巻」の注意喚起を含む情報が発表された場合は、大気の状態が不安定で、竜巻等突風のみならず、落雷、降ひょう、急な強い降雨等が発生する可能性がある。

(B) 竜巻注意情報発表時における対応(竜巻に関する情報・状況の確認)

- 竜巻注意情報が当該市町村の属する都道府県に発表された場合、気象の変化に注意するとともに、竜巻発生確度ナウキャストを確認する。
- 気象の変化については、空を見て、空が急に暗くなる、雷が鳴る、大粒の雨やひょうが降り出す、冷たい風が吹き出す等の積乱雲が近づく兆しがないか、注意する。強い降水域の接近については気象レーダー画像で確認できる。
- 竜巻発生確度ナウキャストを用い、当該市町村が、実況及び予測で発生確度2、発生確度1、発生確度表示なしのいずれの状況なのか確認する。なお、竜巻発生確度ナウキャストは、10 km格子単位の表示であるため、当該市町村が発生確度1又は2の範囲に含まれているかどうかは目視により判断する。

(情報伝達)

- 多くの人が集まったり、安全確保に時間を要したりする学校、社会福祉施設、集客施設等の管理者等へ既存の連絡体制や同報メール、同報ファックスを用いて情報伝達を行う。

(C) 当該市町村内において気象の変化が見られ、かつ竜巻発生確度ナウキャストで発生確度2の範囲に入ったときにおける対応

(情報伝達)

- 当該市町村内において、気象の変化（「空が急に暗くなる、雷が鳴る、大粒の雨やひょうが降り出す、冷たい風が吹き出す」等の積乱雲が近づく兆し）が見られ、かつ竜巻発生確度ナウキャストで当該市町村が発生確度2の範囲に入った場合に、住民に対して防災行政無線や登録型防災メール等を用いて情報伝達を行う。
- 情報伝達の内容としては、竜巻等突風への注意喚起（竜巻注意情報が発表された、気象の変化が見られた等）、及び住民の対処行動（第2章風水害予防計画 第13節6「竜巻注意情報発表時等状況ごとの対処行動例」を参照）の2点がある。以下に情報伝達の例文を示す。

（例文）先ほど、〇〇市内に竜巻が発生したようです。大粒の雨が降り出す、雷や風が急変するなど積乱雲が近づく兆しがある場合には、頑丈な建物内に移動するなど、安全確保に努めてください。竜巻が接近するのを確認した場合には、直ちに窓の無い部屋等へ移動し、低くかがんで頭と首を守るなど、安全確保に努めてください。（竜巻の特徴は、地上から雲の底に伸びた渦や飛散物が筒状に舞い上がることが見えたり、ゴーというジェット機のようなごう音がする、気圧の変化で耳に異常を感じるなどです。）

資料：竜巻等突風対策局長級会議報告（平成24年8月15日）

(5) 二次災害防止活動【本部作業室・市民生活部・関係対策部・草加八潮消防組合】

本部作業室及び関係対策部は、草加八潮消防組合と連携し、危険物の流出、建物倒壊等の二次災害による人的被害の防止対策を実施する。

No.	項目	部署	業務内容	業務実施の目安					
				発災～ 3時間	～24 時間	～3日	～7日	～1か 月	1か月 ～
1	二次災害防止活動	本部作業室 関係対策部	・危険物施設等から災害が発生したとき又は危険が迫った場合は、各関係機関と緊密な連携を図りながら、二次被害防止対策活動を実施する。 ・避難対策については、「本節5 避難対策」に基づき、本部作業室と緊密に連携を図りながら対応を図る。 【No.1-1】危険物施設等の管理者による二次被害防止対策活動の原則 参照。 【No.1-2】応急対策の実施方法 参照。		●				

【No.1-1】危険物施設等の管理者による二次被害防止対策活動の原則

- 1 災害の発生、又は、発生危険を察知した際の対応
直ちに、消防及び警察に通報するとともに、周辺住民に対して避難を呼びかける（風水害発生時は早期の応急復旧が困難な場合が予想されるため、周辺住民の避難を優先する）。
- 2 対策活動時における留意点
本部作業室や草加八潮消防組合のほか、草加保健所等と連携して対策活動を実施する。

【No.1-2】 応急対策の実施方法

災害種別	部署・機関	応急対策の内容
危険物施設	草加八潮消防組合	危険物施設の事業所等に対し、必要な応急措置を指示するとともに、関係機関と連携し、付近住民の避難及び消防隊等の安全確保に十分配慮して、人命救助、火災又は爆発等の防止措置を行う。
	危険物施設の関係者	施設の実態に応じて、速やかに次の措置を行う。 ・危険物の流出や爆発等のおそれがある場合は、弁の閉鎖などの二次被害の防止又は抑制するため、緊急停止等に必要な処置を行う。 ・危険物施設、消防用設備及び保安用電源設備等の緊急点検を行い、施設及び周囲の状況を把握する。 ・危険物施設に損傷等の異常を発見した場合は、応急補修及び危険物の除去等の適切な処置を行う。 ・危険物の流出等が発生した場合は、消火剤、オイルフェンス及び中和剤等を活用して、火災の発生防止、流出拡大の防止等の措置を実施する。 ・速やかに消防、警察等の防災関係機関に通報する。 ・担当対策部に報告し、報告を受けた担当対策部は本部作業室を通じて県に報告する。ただし、緊急を要する場合には、直接、本部作業室に報告する。
火薬類保管施設	草加八潮消防組合	火薬類保管施設の事業所等に対し、必要な応急措置を指示するとともに、関係機関と連携し、付近住民の避難及び消防隊等の安全確保に十分配慮して、人命救助、火災又は爆発等の防止措置を行う。
	火薬類保管施設の関係者	草加八潮消防組合の実施する消防活動及び救助活動に協力する。
放射線施設	草加八潮消防組合	放射線施設の事業所等に対し、必要な応急措置を指示するとともに、関係機関と連携し、付近住民の避難及び消防隊等の安全確保に十分配慮して、人命救助、火災又は爆発等の防止措置を行い、放射能汚染区域の拡大防止に努める。
	放射線施設の関係者	放射線防止活動実施要領に基づき、災害の状況に応じて次の措置を行う。 ・関係機関等への通報 ・危険場所の設定と放射線量の測定 ・被災者の救出・救護 ・危険要因の応急的排除 ・危険場所内在者の避難誘導 ・汚染の拡大防止 ・必要な広報活動 ・その他の必要事項
	市民生活部	市民生活部は本部作業室や草加八潮消防組合と連携しながら、各対策部の協力を得て、市外の放射線施設からの放射能汚染の拡大防止に向け適切な対応を図る。 ・空間放射線量の測定 ・放射性物質の測定

災害 種別	部署・機関	応急対策の内容
高圧ガス施設	草加八潮 消防組合	高圧ガス施設の事業所等に対し、必要な応急措置を指示するとともに、関係機関と連携し、付近住民の避難及び消防隊等の安全確保に十分配慮して、人命救助、火災又は爆発等の防止措置を行う。
	高圧ガス 施設管理者	爆発、火災又は可燃性ガス等の漏えいに際しては、直ちに消防機関等に通報するとともに、状況に応じて次の措置を行う。 ・ 負傷者等の救出・救護 ・ 警戒区域の設定 ・ 火気厳禁の広報 ・ 漏えい防止の措置 ・ 避難の指示 ・ 引火性、爆発性物品等の移動
毒物劇物 保管施設	草加八潮 消防組合	毒物劇物保管施設の事業所等に対し、必要な応急措置を指示するとともに、関係機関と連携し、付近住民の避難及び消防隊等の安全確保に十分配慮して、人命救助、火災又は爆発等の防止措置を行い、汚染区域の拡大防止を図る。

(6) 被災宅地危険度判定調査【都市整備部・本部作業室】

風水害により宅地が大規模かつ広範囲に被災し、二次災害を軽減又は防止する必要がある場合には、被災宅地危険度判定を実施する。

No.	項目	部署	業務内容	業務実施の目安					
				発災～ 3時間	～24 時間	～3日	～7日	～1か 月	1か月 ～
1	被災宅地危険度判定実施の決定	本部作業室	・都市整備部と連携し、被害状況及び被害予測に基づき被災宅地危険度判定の実施について、作業室長を通じて本部長又は本部会議の判断を仰ぐ。		●	●			
2	被災宅地危険度判定拠点の設置	都市整備部	・被災宅地危険度判定拠点及び問合せ窓口を定め、本部作業室に報告する。		●	●			
3	判定準備	都市整備部	・被災宅地危険度判定拠点の設置に伴い、直ちに被災宅地危険度判定の準備を行う。 【No.3】被災宅地危険度判定の準備事項参照。		●	●			
4	被災宅地危険度判定調査の実施	都市整備部	・必要に応じて本部作業室と連携し、判定実施の順番や方法等を定めた上で判定を実施する。 ・判定結果については集計を行い、随時、本部作業室に報告する。 ・被害の状況によっては、被災宅地危険度判定を行い、二次災害の防止と建物の使用可能性を判断する。 ・被災宅地危険度判定を実施する場合は、県に被災宅地危険度判定士の確保を要請する。 【No.4】被災宅地危険度判定の方法参照。			●	●		
5	判定の実施	都市整備部	・被災宅地の危険度判定を実施する。 ・判定結果は集計し、本部作業室を通じて本部長に報告する。 ・県・近隣市町村・関係団体等からの協力が必要な場合や要員・資器材等が不足する場合などは、随時、本部作業室と調整を図る。					●	●
6	判定の終了	都市整備部	・被災宅地危険度判定実施区域の判定が終了する予定時期をあらかじめ予測し、作業室長を通じて本部長又は本部会議の判断を仰ぐ。					●	●
7		本部作業室	・終了予定時期を広報する。					●	●

No.	項目	部署	業務内容	業務実施の目安					
				発災～ 3時間	～24 時間	～3日	～7日	～1か 月	1か月 ～
8	判定の 終了	都市整備部	- 全体の集計結果について本部作業室を通じて本部長に報告する。 - 必要な業務の引継ぎが都市整備部において対応できると判断された時点において、作業室長を通じて本部長又は本部会議に解散の可否を仰ぐ。					●	●
9	判定結果の活用	本部作業室	判定結果に基づき、都市整備部や関係対策部と連携し、解体に伴う粉塵やアスベスト等による環境汚染等の防止を含む二次災害の防止に向けた対策を検討する。						●
10		本部作業室	都市整備部や関係対策部と連携し、判定結果をもとに、住宅の応急修理戸数を推計する。						●

【No.3】被災宅地危険度判定の準備事項

- ① 県を通じた被災宅地危険度判定士、判定コーディネーターの動員の要請の検討
- ② 県を通じた判定ステッカー、マニュアル等資機(器)材の確保の要請
- ③ 判定実施計画の策定
- ④ 判定士等の輸送、宿泊所の手配
- ⑤ 判定実施チーム及び班の編成
- ⑥ 判定士に対するガイダンス 等

【No.4】被災宅地危険度判定の方法

擁壁、地盤、のり面、排水施設を中心として、クラックやずれ、崩壊等、損傷の程度を調査し、宅地の二次災害の危険性を判定する。

判定結果は、「危険」(赤色)、「要注意」(黄色)、「調査済」(緑色)に区分し、宅地等の見やすい箇所に判定結果を色紙で表示する。

3 医療救護等対策

関係対策部は、医療機関の機能低下及び混乱により、医療及び助産の途を失った市民に応急的な医療を施し、助産処置を行うための、被災地域の緊急医療体制を確保する。

なお、草加市立病院は災害拠点病院としての機能を果たす役割を担う。

(1) 医療需要の把握【健康推進部】

発災時、速やかに負傷状況の把握、医療機関への協力要請等を行う。

No.	項目	部署	業務内容	業務実施の目安					
				発災～ 3時間	～24 時間	～3日	～7日	～1か 月	1か月 ～
1	医療需要の把握	健康推進部	- 健康推進部は、本部作業室、市立病院災害対策本部から入手した被害情報等により、速やかに医療を必要とする人数、負傷状況等を把握する。 県、医師会、歯科医師会、薬剤師会の診療可能な医療機関を把握する。	●	●	●			

(2) 医療救護活動の実施【本部作業室・総務部・健康推進部】

発災後、1日までに医療救護所の設置、医療救護班の編成、トリアージ、負傷者の搬送、医薬品の確保、災害派遣医療チーム（DMA T等）の受援等を開始する。

No.	項目	部署	業務内容	業務実施の目安					
				発災～ 3時間	～24 時間	～3日	～7日	～1か 月	1か 月～
1	医療救護所の設置判断	健康推進部	- 健康推進部は、次の状況が発生したと判断した場合、本部作業室、市立病院部、医師会等の関係機関、保健所、コーディネーター等と調整の上、医療救護所の設置を判断する。 ①現地の医療機関が被災し、その機能が低下又は停止した場合 ②傷病者数と医療資源（医療従事者・医薬品・搬送能力）を勘案し、被災地での対応が必要な場合 - 医療救護所の設置を決定した場合は、市立病院部、草加八潮災害医療チーム、保健所、コーディネーター、消防署、警察署、埼玉県に対して、救護所の設置決定を周知する。 - 必要がある場合、医療救護所に草加八潮災害医療チームの派遣を要請する。 【No.1】医療救護所に関わる留意点 参照。	●	●	●			
2	医療救護所の開設・調整	健康推進部	あらかじめ定めている医療救護所を避難所に開設する。	●	●	●			
3		本部作業室	代替となる医療救護所設置個所が必要な場合、医師会等の関係機関との調整を踏まえ、決定する。		●	●			
4	医療救護所の設置・準備	健康推進部	健康推進部は、医師会等の関係機関と調整し、医療救護所の設置に必要な設備等を準備する。	●	●	●			
5	医療救護班の編成及び指揮	健康推進部	健康推進部は、医師会、歯科医師会、薬剤師会、日本赤十字社及び保健所等の協力を得て、医療救護班を編成し、医療救護活動を開始する。 【No.5】医療救護班の編成 参照。	●	●	●			
6	応援要請	健康推進部	健康推進部は、県及び自衛隊、災害派遣医療チーム等の関係機関への応援要請の必要性を市立病院部、草加八潮災害医療チーム、保健所、コーディネーター等とともに判断し、応援が必要な場合、本部作業室等へ応援要請を依頼する。	●	●	●			

No.	項目	部署	業務内容	業務実施の目安					
				発災～ 3時間	～24 時間	～3日	～7日	～1か 月	1か月 ～
7	トリアージの実施	健康推進部	・健康推進部は、診療可能医療機関や医療救護班等が実施するトリアージ状況を必要に応じ把握する。 【No.7】 トリアージの実施 参照。		●	●	●		
8	負傷者の搬送	健康推進部・本部作業室	・健康推進部は、負傷者の搬送状況を把握し、必要に応じ搬送支援者等の確保を本部作業室と調整する。 【No.8】 負傷者等の搬送 参照。		●	●	●	●	
9	医薬品の確保	健康推進部	・健康推進部は、各医療機関で医薬品や血液等が不足する事態が生じた際、次の手順で調達する。 ①薬剤師会と協力し、医薬品業者等から必要な医薬品調達する。 ②県災害対策本部の医療救急部を通して、医薬品及び血液の調達・供給を要請する(血液は県を通じて県赤十字血液センターが供給)。	●	●	●	●	●	
10	透析医療の確保	健康推進部	・健康推進部及び市立病院部は、クラッシュシンドローム患者や人工透析治療患者、特殊な医療措置を要する慢性疾患患者、重症心身障がい児等の重症化の可能性のある障がい者の対応可能な医療施設等の被災状況及び受入可能状況を把握する。 ・透析治療の継続可能な施設への優先的な給水を行うため、関係機関との調整を図る。	●	●	●	●	●	
11	精神科医療の確保	健康推進部	・健康推進部は、入院等が必要な精神障がい者が認められた場合、精神科医療機関の協力を得ながら、適切な診療体制を確保する。 【No.11】 精神障がい者の把握 参照。	●	●	●	●	●	

【No.1】医療救護所に関わる留意点

- 傷病者の初期診療については、市内の医療機関の被災状況及び傷病者の発生状況により、診療可能医療機関への過剰集中を防ぐため、医療救護班等を派遣した医療救護所に対応する。
- 次の状況の場合、本部作業室に、近隣の避難所への医療救護所設置の調整を要請する。
いずれの避難所においても医療救護所の設置が困難な場合、施設や公園等の空地の利用について本部作業室に対して調整を要請する。
 - ①被災状況などにより医療救護所として利用できない場合
 - ②該当箇所に人的被害が集中している場合

【No.5】医療救護班の編成

編成等における留意事項	① 草加八潮災害医療チームによる災害時医療救護本部が設置された場合 医療救護班の指揮及び調整等を同救護本部が行う。健康推進部は、同救護本部との調整連絡役を担い、必要に応じて本部作業室との連携を図る。 ② 草加八潮災害医療チームによる災害時医療救護本部が設置されていない場合 本部作業室が健康推進部と連携の上、医療救護班の編成を行い、必要な指揮及び調整等を行う。なお、健康推進部は医療救護班の編成に当たり、保健所をはじめとする関係医療機関との調整を行う。
業務内容	① 傷病者に対する診療 ② トリアージ （被災負傷者・病人の治療優先順位） ③ カルテの作成 ④ 医薬品の処方 ⑤ 助産救護 ⑥ 死亡の確認 ⑦ 近隣避難所等への往診 ⑧ 避難所の保健環境衛生 ⑨ 遺体の検案への協力（必要に応じて）

【No.7】トリアージの実施

災害時医療は同時に多数傷病者が発生するため、診療可能医療機関、医療救護班等は、トリアージを実施し、適切な災害診療活動を行う。

【No.8】負傷者等の搬送

救急隊による搬送	草加八潮消防組合等の救急隊は、災害現場でのトリアージによる優先順位等を考慮し、傷病者を医療機関等に搬送する。なお、軽症者については、自主防災組織等の協力が得られる場合、必要に応じて搬送を依頼する。
医療救護班による搬送調整	医療救護班は、消防、自衛隊、災害派遣医療チーム等と連携を図りながら活動する。重症の傷病者については、速やかに後方医療機関等への搬送を依頼する。
重症者の搬送	重症の傷病者については、市立病院部、県災害対策本部の医療救急部等と連携し、広域医療搬送等も考慮した医療機関等への収容を要請する。この場合、消防の救急車のほか、県防災航空隊、自衛隊等のヘリコプターの利用を含め搬送手段を検討の上、早期に要請・手配する。

【No.11】精神障がい者の把握

入院等が必要な精神障がい者については、草加八潮災害医療チーム及び県と協力して精神科医の往診活動、被災者向けの相談窓口の開設や巡回サービス等の対策活動を通じ、把握する。

第1章
総則
第2章
災害予防計画
第3章
災害応急対策計画

(3) 防疫・保健衛生活動【健康推進部・市民生活部】

被災地において防疫及び保健衛生活動を実施する。

No.	項目	部署	業務内容	業務実施の目安					
				発災～ 3時間	～24 時間	～3日	～7日	～1か 月	1か月 ～
1	需要の把握	健康推進部	- 健康推進部は、避難所等での要配慮者（妊産婦・乳幼児・高齢者・アレルギー・腎疾患等）をはじめとした避難者の健康状況等を把握する。 - 健康推進部は、本部作業室や関係対策部等から得られた情報や通報等に基づき、感染症その他の疾病の発生状況を把握する。			●			
2	保健衛生活動	本部作業室、健康推進部、市民生活部	- 本部作業室は、保健衛生活動に係る活動班を編成するため、草加八潮災害医療チームに医師、看護師、栄養士等の派遣を要請する。 - 本部作業室、健康推進部は、疾病発生状況等を勘案し、草加保健所や草加八潮災害医療チーム等と連携し、保健衛生活動に係る保健班を編成する。 - 保健班は、避難所等を巡回し、活動内容に基づく活動を実施する。 【No.2-1】活動班・各班の役割 参照。 【No.2-2】防疫・保健衛生用薬剤及び資器材の確保 参照。			●			
3	防疫活動	本部作業室、市民生活部	- 本部作業室は、防疫活動に係る活動班を編成するため、草加八潮災害医療チームに、保健師等の派遣を要請する。 - 本部作業室、市民生活部は、感染症発生状況や被災状況等を勘案し、草加保健所等と連携し、防疫活動に係る活動班を編成する。 - 各活動班は、避難所や被災家屋等を巡回し、それぞれ活動内容に基づく活動を実施する。 【No.2-1】活動班・各班の役割 【No.2-2】防疫・保健衛生用薬剤及び資器材の確保 参照 【No.3】食品衛生指導を行う主な内容 参照。			●			

【No.2-1】活動班・各班の役割

保健班	・避難所等における感染症等の早期発見（感染症患者又は病原菌保菌者を発見したときは草加保健所へ報告し、感染症指定医療機関への入院勧告又は入院措置を依頼） ・感染症予防に必要な防疫指導等の実施 ・避難所等における健康診断の実施 ・エコノミークラス症候群患者の発見及び医療機関への収容 ・風邪等に罹患した市民に対する受診指導（高年者や障がい者、幼児等への肺炎等発病に対する注意喚起） ・被災者に対する保温、うがいや手洗いの励行及びマスクの着用等の保健指導 ・避難所等への巡回栄養相談（高血圧等の慢性疾患により避難所での食事がとれない、又は、栄養が不足する人への配慮） ・インフルエンザ等の感染症の予防と、PTSD（心的外傷後ストレス障害）等の精神のケア
清掃・消毒班	・避難所での清掃指導 ・感染症患者等の発生又は発生のおそれのある地域に対する重点消毒 ・応急給水活動に伴う衛生検査及び消毒 ・避難所等での（仮設）トイレの消毒
そ族・昆虫の駆除班	・避難所、感染症等の発生又は蔓延のおそれのある地域でのそ族・昆虫類の駆除 ・町会・自治会、自主防災組織等を通じた薬剤の配布
予防接種班	・インフルエンザ等の感染性の予防接種の実施

【No.2-2】防疫・保健衛生用薬剤及び資器材の確保

- 各活動班は、防疫・保健衛生活動に必要な薬剤及び資器材について、次の方法で確保する。
- ① 市が保有・保管するものや備蓄品を優先して使用する。
 - ② 備蓄品でも不足する場合、市内の薬剤販売業者から調達する。
 - ③ 業者からの調達でも不足する場合、本部作業室を通じて薬剤等の調達を県に要請する。

(4) 食品衛生指導【健康推進部】

被災地の食中毒防止等のため、必要に応じ、食品衛生状態の確認や衛生指導の巡回について保健所への協力を要請し実施する。

No.	項目	部署	業務内容	業務実施の目安					
				発災～ 3時間	～24 時間	～3日	～7日	～1か 月	1か月 ～
1	食品衛生指導	健康推進部	・健康推進部は、本部作業室及び草加保健所と調整並びに各種団体と連携し、食品衛生状態の確認や衛生指導の巡回の実施を判断する。			●	●		
2	食品衛生指導	健康推進部	・健康推進部は、食品衛生状態の確認が必要な場合、本部作業室に報告の上、草加保健所に食品の衛生監視を要請する。			●	●		
3	食品衛生指導	健康推進部	・健康推進部は、衛生指導の巡回が必要な場合、本部作業室と巡回方法や巡回場所について調整し、草加保健所と協力し巡回を行う。 【No.3】食品衛生指導を行う主な内容参照。			●	●	●	
4	食品衛生指導	健康推進部	・健康推進部は、必要に応じ、支援物資担当と調整し、食事に配慮が必要な人の把握や支援物資供給の助言や協力を行う。			●	●	●	●

【No.3】食品衛生指導を行う主な内容

- 避難所や物資集積（保管）場所での食料等の保管及び取扱い
- 食品を取り扱う施設での衛生監視の状況（炊き出しや消費期限等）
- 避難所での食品衛生の保持に関する指導
- 避難所や物資集積（保管）場所での食料及び調理器具等の不良品排除
- 飲料水の衛生管理に関する指導
- 食中毒発生時の処置
- 食事に配慮が必要な人の把握と支援物資供給の助言・協力

(5) 入浴施設の確保【市民生活部】

市民の良好な衛生環境を確保するため、プライバシーの保護に配慮した入浴施設の確保を図る。

No.	項目	部署	業務内容	業務実施の目安					
				発災～ 3時間	～24 時間	～3日	～7日	～1か 月	1か月 ～
1	再開見込みの確認・報告	市民生活部	・市民生活部は、市内の入浴施設の被害状況を確認するとともに、営業の再開見込みを確認し、本部作業室に報告する。			●	●		
2	協定に基づく入浴支援に向けた調整	市民生活部	・市民生活部及び本部作業室は、入浴施設の被害状況等を踏まえ、被災者への入浴支援の必要性を判断する。 【No.2】被災者への入浴支援の必要性を踏まえた入浴支援 参照。			●	●		
3		市民生活部	・市民生活部は、協定事業者の活動内容を本部作業室に報告するとともに、本部作業室と連携し、状況に応じて活動内容を調整する。 【No.3】協定等に基づく入浴支援に向けた調整 参照。			●	●	●	
4	仮設入浴施設等の設置	市民生活部	・市民生活部は、本部作業室と連携し、必要に応じて仮設入浴施設等を設置する。 【No.4】仮設入浴施設等の設置 参照。			●	●	●	●

第1章
総則第2章
災害予防計画第3章
災害応急対策計画

【No.2】被災者への入浴支援の必要性を踏まえた入浴支援

- 被災者への入浴支援の必要性が判断された場合、本部作業室は、市民生活部に対して協定締結事業者への調整を依頼する。
- 被災者への入浴支援が必要とされない場合、市民生活部は、市内の営業の再開見込みなどの情報を確認し、必要に応じて本部作業室に報告する。

【No.3】協定等に基づく入浴支援に向けた調整

- 協定に基づく入浴支援の調整に当たり決定した、職員派遣の有無、利用可能な期間や費用負担などについては本部作業室に報告する。
- 職員が派遣できない場合や協定に定める内容を超える負担等を求められた場合、本部作業室を通じて調整を図る。なお、調整が整った後は本部作業室で広報活動を行い、市民生活部は市民への周知方法を協定締結事業者に通知する。

【No.4】仮設入浴施設等の設置

- 市民生活部は、入浴支援の利用状況を把握し、協定事業者の入浴施設のみでの対応が困難な場合、本部作業室に報告し、本部作業室において自衛隊等の協力による避難所等への仮設入浴施設等の設置を検討する。
- 本部作業室は、仮設入浴施設等の設置に向けて、女性・高年者・障がい者等の利用に配慮するとともに、支援要請と同時に設置のためのスペース等確保に向けて調整する。

(6) 遺体の取扱い【本部作業室・福祉部・市民生活部】

市民生活部等は、災害によって死亡したと推定される者の搜索と収容処理及び埋葬（火葬）の実施体制を構築する。

なお、遺体を取扱うときは、風俗、習慣、宗教等に配慮する。

No.	項目	部署	業務内容	業務実施の目安					
				発災～ 3 時間	～24 時間	～3 日	～7 日	～1 か 月	1 か月 ～
1	組 織 編 成	本部作業室	・本部作業室は、発災当初、遺体への対応を担う。	●					
2		福祉部	・福祉部は、遺体対応を統括し、遺体等の搜索、収容及び埋葬（火葬）の実施体制を構築する。		●	●	●		
3	行 方 不 明 者 に 関 する 相 談 窓 口 の 設 置	本部作業室	・本部作業室は、被災者相談窓口を設置し、行方不明者に関する問合せ等に対応する。 ・相談窓口の対応者は、相談を受けた内容を記録し、相談内容を本部作業室に報告する。			●	●		
4	搜 索 依 頼 の 受 付	本部作業室	・本部作業室は、被災者相談窓口等が受付けた搜索願及び行方不明者の情報を収集し、行方不明者のリストを作成し、草加警察署に提出する。			●	●		
5	搜 索 活 動	本部作業室	・本部作業室は、草加警察署、草加八潮消防組合、草加市消防団や自衛隊等に対し、行方不明者リストに基づき搜索活動を要請する。 【No.5】 搜索における留意点 参照。			●	●		
6	遺 体 安 置 所 の 確 保	本部作業室	・本部作業室は、遺体安置所を確保する。 ・本部作業室は、協定締結事業者に対し、遺体安置に必要な資機材の調達を要請する。 【No.6-1】 遺体安置所等の確保 参照。 【No.6-2】 納棺用品等の調達 参照。			●	●		
7	遺 体 の 搬 送	本部作業室	・本部作業室は、検視（見分）と検案が終了した遺体について、関係機関の協力を得て遺体安置所まで搬送する。 【No.7】 遺体搬送の留意点 参照。			●	●		
8	遺 体 安 置 所 で の 対 応	福祉部	・福祉部は、本部作業室と連携し、遺体安置所において、遺留品等の整理、警備及び遺族への対応を行う職員の派遣調整等を行う。 【No.8】 遺体安置所での対応 参照。			●	●	●	
9	遺 体 の 埋 ・ 火 葬	福祉部	・福祉部は、身元が判明しない遺体又は引き取り手のない遺体の（仮）埋・火葬を実施する。 【No.9】 身元が判明しない遺体又は引き			●	●	●	

No.	項目	部署	業務内容	業務実施の目安					
				発災～ 3 時間	～24 時間	～3 日	～7 日	～1 か 月	1 か月 ～
			取り手のない遺体等の（仮）埋・火葬参照。						
10	埋・火葬の受付	市民生活部	・市民生活部は、埋・火葬申請を受け付け、埋・火葬許可証を発行する。			●	●	●	
11	遺骨等の保管	福祉部	・福祉部は、焼骨については、遺留品とともに寺院等に一時保管を依頼し、身元が判明次第、縁故者に引き渡す。 ・引取り手のない遺骨等を遺留品とともに保管する。引取り手がないときは、市が指定する埋葬場に埋蔵する。				●	●	●
12	行方不明者、死亡者に関する公報	本部作業室、市民生活部	・本部作業室及び市民生活部は、県及び草加警察署と連携し、行方不明者、死亡者に関する報道機関への情報提供、問合せ窓口の開設や市民等への情報提供を行う。 ・市民生活部は、遺体収容所への掲示による周知を図る。				●	●	●

【No.5】 捜索における留意点

- 捜索の対象は、災害により行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により死亡していると推定される者とする。
- 捜索時、行方不明者を発見し既に死亡していると認められるときは、警察官による検視（見分）を依頼する。

【No.6-1】 遺体安置所等の確保

次の手順で、遺体安置所等を確保する。

- ①災害により死亡した者が少ない場合、遺族等へ引き渡すまで、医療機関の霊安室において遺体を収容する。
- ②収容場所が不足する場合、協定締結事業者との調整により、職員派遣人数、利用可能な期間や費用負担などについて決定する。
- ③協定事業者のみでの対応が困難な場合、被災地に近い寺院等に遺体安置所の設置を検討し、寺院等でも設置が困難な場合、公共施設への設置を検討する。
- ④安置所に遺体収容のための既存建物がない場合は、天幕・幕張り等の設備や必要器具（納棺用具等）を確保するための方法について改めて協定締結事業者の協力を求める。遺体安置所を決定した場合、県災害対策本部や警察等の関係機関に報告・連絡する。また、遺体安置所の運営に必要な職員体制について、草加警察署と協議の上、決定する。

【No.6-2】納棺用品等の調達

○ 福祉部は、遺体安置所において、次の納棺用品や仮葬祭用品等が不足する場合、協定締結事業者への協力を求める。なお、協定締結事業者から調達できない場合、本部作業室と連携の上、県災害対策本部医療救急部に調達を要請する。

- ①棺
- ②釘（棺用）
- ③金槌（納棺及びドライアイス破碎用）
- ④ドライアイス
- ⑤骨つぼ又は骨箱
- ⑥その他（花、線香等）

【No.7】遺体搬送の留意点

遺体搬送時、自主防災組織及び協定締結事業者等のほか、草加警察署、草加市消防団、自衛隊等の協力を得る。協力が困難な場合、本部作業室が作業員の雇上げ又はボランティアの活用等を検討の上、対応を図る。

【No.8】遺体安置所での対応

- 遺体安置所においては、検視（見分）、検案前の遺体や火葬前の遺体の一時保管、遺留品等の整理、警備及び遺族への対応を行う。
- 遺体は原則、遺族へ引き渡す。
- 遺体処理台帳として、遺体を記録し、事後確認のための遺体の写真撮影、遺留品等の保存措置を取る。
- 遺体の識別、確認の写真撮影を行うため、遺体の洗浄、縫合や消毒等の措置を協定締結事業者に依頼する。
- 死亡者が多数で遺体の身元確認に時間を要する場合は、一時的に遺体の集積・保存措置を取る。

【No.9】身元が判明しない遺体又は引き取り手のない遺体等の（仮）埋・火葬

- 福祉部は身元が判明しない遺体又は引き取り手のない遺体が発生した場合、（仮）埋・火葬の実施について、本部作業室を通じて本部長又は本部会議の判断を仰ぐ。実施に当たっては原則として、次の手順により対応する。
 - ①（仮）埋葬を行う必要がある場合は本部作業室と連携し、市内での（仮）埋葬場所を検討の上実施する。
 - ②市内で発生した遺体は谷塚斎場で火葬する。
 - ③遺体が多数あり谷塚斎場で処理できないときは、本部作業室と連携の上、県災害対策本部に対し応援を要請する。
 - ④遺体搬送が困難なときは、協定締結事業者や自衛隊等に協力を要請する。
- 遺体が他の市町村（災害救助法適用地域外）に漂着し、遺体の身元が判明している場合、原則として、その遺族・親戚縁者又は法適用地の市町村に連絡し引き取るよう調整を図る。ただし、法適用地が混乱のため引き取る暇がないときは、知事の行う救助を補助する立場において埋・火葬を実施（費用は県負担）する。
- 遺体の身元が判明しない場合で、罹災地から漂流してきたと推定できるときには、遺体を撮影する等記録して前記に準じた（仮）埋・火葬を実施する。

4 帰宅困難者対策

関係対策部は、帰宅困難者への情報提供等の各種支援及び徒歩による帰宅者の帰宅支援を実施する。

(1) 帰宅困難者対策【本部作業室・市民生活部・各対策部】

市民生活部等は、交通情報等を収集し、帰宅困難者に提供するとともに、安否確認手段を周知する。

No.	項目	部署	業務内容	業務実施の目安					
				発災～ 3時間	～24 時間	～3日	～7日	～1か 月	1か月 ～
1	帰宅困難者への情報提供	市民生活部	・市民生活部は、本部作業室と連携し、交通情報等を収集するとともに、随時、帰宅困難者に必要な情報が提供できているか確認する。	●	●				
2		市民生活部	・家族等への安否確認手段として、N T T災害用伝言ダイヤル 171 や災害用伝言版等の利用について、本部作業室が行う広報活動を補完する。	●	●				
3	駅での混乱防止	市民生活部	・本部作業室と連携し、駅周辺に帰宅困難者が発生している場合、交通情報、一時滞在施設情報、市の対応について鉄道会社又は各駅に伝達する。		●	●			
4		市民生活部	・一時滞在施設の開設まで、駅構内の一部の開放や一時滞在施設の開設等の広報を鉄道会社又は各駅に要請する。		●	●			
5	一時滞在施設の設置	市民生活部	・本部作業室と連携し、運転再開までの指定避難所の一時収容等の検討・調整を行う。		●	●			
6		本部作業室	・本部作業室は、該当する指定避難所に避難の集中が予見される場合や建物被害等により利用できない場合は、他の指定避難所や公共施設の一時滞在について調整する。			●			
7		市民生活部	・市民生活部は、協定を締結している駅周辺の民間事業者等に対して、帰宅困難者の一時滞在施設としての開設を要請する。			●			
8	一時滞在施設への誘導	市民生活部	・市民生活部は、駅前滞留者（市内4駅）に対して、一時滞在施設の開設及び位置を周知する。			●			
9		市民生活部	・草加警察署の協力を得て、帰宅困難者を一時滞在施設へ誘導する。 【No.9】一時滞在施設の人員、飲料水、食料等の確保 参照。			●			

No.	項目	部署	業務内容	業務実施の目安					
				発災～ 3時間	～24 時間	～3日	～7日	～1か 月	1か月 ～
10	帰宅行動者への支援	市民生活部	・本部作業室と連携し、帰宅困難者の帰宅行動を支援する事業者の支援策の広報、案内誘導を行う。 【No.10】 帰宅行動対策 参照。			●			
11	小中学校、保育園・児童クラブ等での帰宅困難者対策	各対策部	・教育総務部、こども未来部及び各施設を所管する対策部は、所管施設の利用者が帰宅困難となるおそれがある場合、施設に留めるべきか検討し、対応について本部作業室に報告する。 【No.11】 小・中学校、保育園・児童クラブ、公共施設の人員、飲料水、食料等の確保 参照。			●			

【No.9】一時滞在施設の人員、飲料水、食料等の確保

- 一時滞在施設への職員派遣を要する際に市民生活部では対応が困難な場合、本部作業室が職員派遣の要員について調整を図る。
- 本部作業室は、一時滞在施設への飲料水や食料等の供給を行う必要がある場合、総務部と連携し必要な調達を行う。なお、飲料水・食料等の提供に際しては、必要に応じて災害救助法の適用を県に要請する。

【No.10】帰宅行動対策

- 九都県市において「災害時における帰宅困難者支援に関する協定」を締結しているガソリンスタンドやコンビニエンスストア、外食店舗、ファミリーレストランや公共施設は、トイレ、水道水、情報、休憩所（ファミリーレストラン）の提供を実施する。
- 帰宅困難者の帰宅行動対策例は、次のとおり。

実施機関	項目	対策内容
県・市	一時滞在施設の提供	公共施設等の一部を休憩所・トイレとして開放
	飲料水、食料の配布	一時滞在施設等において、飲料水、食料の配布
	一時休憩所提供等の要請	災害時帰宅支援ステーション（ガソリンスタンド、コンビニエンスストア、ファミリーレストラン等）への休憩所等の提供を要請
鉄道機関	トイレ等の提供	トイレ及び休憩所としての施設等の提供
東京電力パワーグリッド(株)	沿道照明の確保	帰宅通路となる幹線道路への照明用電力の提供

【No.11】小・中学校、保育園・児童クラブ、公共施設の人員、飲料水、食料等の確保

- 小・中学校、保育園・児童クラブ、公共施設への職員派遣を要する際に各施設を所管する対策部では対応が困難な場合、本部作業室が職員派遣の要員について調整を図る。
- 本部作業室は、各施設への飲料水や食料等の供給を行う必要がある場合、総務部と連携し必要な調達を行う。なお、飲料水・食料等の提供に際しては、必要に応じて災害救助法の適用を県に要請する。

5 避難対策

関係対策部は、市民等への避難指示等の伝達、関係機関への避難誘導の協力要請を行う。

(1) 注意喚起・避難の呼びかけ【本部作業室】

本部作業室は、市民に正しい気象情報等を伝達するとともに、注意喚起や必要に応じて、自主的な避難を呼びかける。

No.	項目	部署	業務内容	業務実施の目安						
				発災前	発災～3時間	～24時間	～3日	～7日	～1か月	1か月～
1	情報提供	本部作業室	・気象情報や災害発生等に関する情報発信を行う。	●						
2	注意喚起・避難の呼びかけ	本部作業室	・降雨の状況や今後の予測等から、市民に注意喚起や自主的な避難を呼びかける。	●						
3	避難者の準備	本部作業室	・市民に対し、避難前の準備として、次の内容を中心に広報活動を行う。 【No.3】避難時に注意すること参照。	●						

【No.3】避難時に注意すること

- テレビ・ラジオ・インターネット等で確認し、最新の気象情報や避難指示等に関する情報を入手する。
- 避難のときは警察・消防・自主防災組織等の指示に従って行動する。
- 避難するときは、動きやすい格好で、二人以上での行動を心がける。
- 近所のお年寄りや子ども、病気の人等の避難に協力する。
- 車での避難は危険であり、徒歩で避難する。
- 川や用水路の様子を見に行かない。
- 立退き避難する時間がなく、外に移動することでかえって危険な場合は、在宅避難（2階以上への垂直避難）により、屋内での安全確保を図る。

(2) 要避難地域の把握【本部作業室・各対策部】

本部作業室及び各対策部は、要避難地域を把握する。

No.	項目	部署	業務内容	業務実施の目安					
				発災～ 3時間	～24 時間	～3日	～7日	～1か 月	1か月 ～
1	要避難 地域の 把握	本部作 業室・ 各対策 部	・「本章 第3節 3(3) 被害状況等の収集・分析」の手順に基づき、避難指示等の対応に備え、要避難地域の種別ごとに情報を収集する。 【No.1-1】避難指示等の対応に備えて把握すべき情報（要避難地域の種別）参照。 【No.1-2】避難情報発令の判断を要する状況（具体例）参照。	●	●				

【No.1-1】避難指示等の対応に備えて把握すべき情報（要避難地域の種別）

- | | |
|----------------------------------|--------------------------------------|
| ☐ 洪水浸水想定区域 | ☐ 道路冠水箇所 |
| ☐ 各河川の重要水防箇所 | ☐ 堤防の亀裂、水の噴出箇所 等 |

【No.1-2】避難情報発令の判断を要する状況（具体例）

- ☐ 気象台から洪水警報等が発せられ、避難が必要と判断されるとき
- ☐ 河川の水位観測所の水位が急激に上昇し、氾濫のおそれがあるとき
- ☐ 堤防に軽微な漏水・侵食等が発見されたとき
- ☐ 強い降雨を伴う前線や台風等が夜間から明け方に接近・通過することが予想されるとき
- ☐ 小河川からの氾濫が確認されたとき
- ☐ 上記のほか、市民の生命、身体を保護するために必要と認められるとき

(3) 避難情報の発令【本部作業室・草加八潮消防組合】

本部作業室は、大雨等による河川の急激な水位上昇や雨水流出等により浸水被害が発生又は発生のおそれがあるときは、避難を要する地区住民等に対し、避難情報を発令する。

No.	項目	部署	業務内容	業務実施の目安					
				発災～ 3時間	～24 時間	～3日	～7日	～1か 月	1か月 ～
1	避難情報	本部作業室	・避難情報の発令の必要が生じた場合、本部長の判断を仰ぐ。 【No.1】避難の指示の発令権者及び内容参照。	●					
2	避難情報の発令	本部作業室	・本部長は、あらかじめ定めた避難情報発令の判断基準に基づき、避難情報を発令する。 ・必要に応じて、草加八潮消防組合（草加市消防団）や関係対策部と協議し、伝達すべき事項を明確にし、あらゆる広報手段により避難情報を伝達する。 ・草加八潮消防組合（草加市消防団）に対し、現場での避難指示を要請する。 【No.2-1】避難指示等の考え方 参照。 【No.2-2】河川の避難指示等の発令判断基準 参照。 【No.2-3】避難指示で伝達すべき事項 参照。	●					
3	避難情報の伝達	本部作業室	・避難情報発令後、速やかに県知事に報告するとともに、各対策部と発令情報の共有を図る。 ・必要に応じて隣接する市区に報告する。	●					
4	避難指示の解除	本部作業室	・関係対策部と連携し、避難指示の発令後も引き続き、発令の要因となった災害の状況を随時確認する。 ・情報収集の結果、災害による危険がなくなったと判断される場合は、作業室長を通じて本部長又は本部会議の判断を仰ぐ。	●					
5			・避難指示が解除となった場合、関係対策部と調整し、避難先に対する伝達や必要な広報活動を行う。 ・避難指示の解除について、県知事に報告し、各対策部と情報の共有を図る。 ・発令時に報告を行った市区に対しても解除の報告を行う。	●	●				

【No.1】避難の指示の発令権者及び内容

発令権者	要件	根拠法令
市長（本部長）	・ 市民の安全、身体に危険を及ぼすと認めるとき	災害対策基本法 第60条
県知事	・ 災害の発生により市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき	災害対策基本法 第60条第6項
警察官	・ 市長が避難の指示ができないと認められ、かつ指示が急を要するとき ・ 市長から要請があったとき	災害対策基本法 第61条
	・ 人の生命又は身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害をおよぼすおそれがあり、指示が急を要するとき	警察官職務執行法 第4条
自衛官（災害派遣を命ぜられた部隊）	・ 危険な事態が生じ、警察官がその場にいないとき	自衛隊法 第94条
知事、その命を受けた職員、水防管理者	・ 洪水等により著しい危険が切迫していると認められるとき、必要と認める区域の住民に対し立ち退くことを指示する	水防法 第29条
消防吏員	・ 消防長又は消防署長が、火災の拡大又はガスの拡散等が迅速で、人命の危険が著しく切迫していると認めるとき	消防法 第23条の2

第1章
総則第2章
災害予防計画第3章
災害応急対策計画

【No.2-1】避難指示等の考え方

警戒レベル	避難情報	状況	住民等に求める行動
3	高齢者等避難	災害のおそれがある状況	<u>危険な場所から高齢者等は避難</u> 例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。
4	避難指示	災害のおそれが高い状況	<u>危険な場所から全員避難</u>
5	緊急安全確保	災害が発生又は切迫している状況	<u>命の危険 直ちに安全確保！</u>

【No.2-2】河川の避難指示等の発令判断基準

区分	基準
【警戒レベル3】 高齢者等避難	1～2のいずれかに該当する場合、高齢者等避難の発令を判断する。 1 本市に係る洪水予報対象河川の基準水位※が避難判断水位（レベル3水位）に達した場合 2 本市に係る洪水予報対象河川の基準水位※が氾濫危険水位（レベル4水位）に到達する予測が発表されている場合 3 堤防、護岸等で軽微な漏水等を確認した場合
【警戒レベル4】 避難指示	1～3のいずれかに該当する場合、避難指示の発令を判断する。 1 本市に係る洪水予報対象河川の基準水位※が氾濫危険水位（レベル4水位）に達した場合 2 本市に係る洪水予報対象河川の基準水位※が氾濫開始相当水位に到達する予測が発表されている場合 3 異常な漏水の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合 4 強い降雨を伴う台風等が接近・通過し、多量の降雨が予想される場合、又は、判断する時点（夕刻）で、深夜・早朝に避難が必要となることが想定される場合
【警戒レベル5】 緊急安全確保	1～4のいずれかに該当する場合、緊急安全確保の発令を判断する。 1 本市に大雨特別警報が発表された場合 2 堤防の決壊又は越水・溢水 ^{いっすい} が発生した場合 3 氾濫発生情報（警戒レベル5相当情報[洪水]）が発表された場合 4 本市に係る洪水予報対象河川の基準水位※が氾濫開始相当水位に達することが見込まれる場合

※ 水3-63 ページ「■本市に係る洪水予報対象河川の基準水位」参照。ただし、利根川、荒川、江戸川については、流域の自治体と調整し判断する。

【No.2-3】避難指示で伝達すべき事項

- ① 発令日時
- ② 発令者
- ③ 要避難対象区域・対象者
- ④ 避難を要する理由
- ⑤ 危険の度合い（風水害による被災状況や予想される二次災害（有害物質等の漏洩^{ろうえい}、感染症の流行等）の注意喚起等の説明）
- ⑥ 避難の時期（避難行動の開始時期と完了させるべき時期）
- ⑦ 立退き先
- ⑧ 避難先及び避難の経路（又は通行できない経路）
- ⑨ 市民の取るべき行動や注意事項（近所に声をかけながら、集団で避難すること等）

※なお、避難に当たっては「屋内安全確保（垂直避難）」を原則とするものの、「屋内安全確保（垂直避難）」を行うことがかえって危険を伴う場合、安全確保ができないと判断する場合等は、指定緊急避難所又は「近隣の安全な場所」への移動を行うべきことについて、市は、平時より市民等への周知・徹底に努める。

(4) 警戒区域の設定【本部作業室・草加八潮消防組合】

本部長は、災害が発生し、又は、まさに発生しようとしている場合において、特に必要と認める場合は、警戒区域を設定する。

No.	項目	部署	業務内容	業務実施の目安					
				発災～ 3時間	～24 時間	～3日	～7日	～1か 月	1か月 ～
1	警戒区域の設定	本部作業室	- 本部作業室は、次の基準をもとに「警戒区域の設定」の必要が生じた場合、本部長の判断を仰ぐ。 - 警戒区域の設定を行った場合、避難指示と同様に、関係機関及び区域住民に、その内容を周知する。 【No.1】警戒区域の設定権者及び内容参照。	●	●				

【No.1】警戒区域の設定権者及び内容

設定権者	要件	根拠法令
市長（本部長）	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域から退去を命ずることができる。	災害対策基本法 第 63 条
水防団長、水防団員又は消防機関に属する者	水防上緊急の必要がある場合においては、警戒区域を設定し同様の措置を取ることができる。	水防法 第 21 条
消防吏員又は消防団員	火災の現場においては、消防警戒区域を設定して、命令で定める以外の者に対して、その区域からの退去を命じ又はその区域への出入を禁止若しくは制限することができる。	消防法 第 28 条
警察官	市職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、警戒区域の設定を行うことができる。この場合、実施後直ちにその旨を市長等に通知しなければならない。	災害対策基本法 第 63 条第 2 項 水防法 第 21 条第 2 項
自衛官（災害派遣を命ぜられた部隊）	危険な事態が生じ、かつ、警察官がその場にいないとき、この職権を行うことができる。	災害対策基本法 第 63 条第 3 項

(5) 避難誘導【本部作業室・各対策部】

本部作業室は、市民の安全な避難誘導を促すため、警察、消防等と相互に協力しながら、安全な避難に向けた広報活動を行うとともに、避難所等まで避難誘導の体制を構築する。

No.	項目	部署	業務内容	業務実施の目安					
				発災～ 3時間	～24 時間	～3日	～7日	～1か 月	1か月 ～
1	避難者の準備	本部作業室	・避難者に対し、避難前の準備として、次の内容を中心に広報活動を行う。 【No.1】立退き避難における広報内容参照。	●					
2	避難誘導	本部作業室	・避難誘導の対応要員の確保に向けて、警察、消防や関係対策部と調整する。 ・避難誘導方法については、緊急性の高い地域から開始するほか、原則として次に示す「避難順位・方法」に基づき行うことを対応方針とする。 【No.2-1】避難順位・方法参照。 【No.2-2】避難行動一覧参照。	●					

【No.1】立退き避難における広報内容

- ① 浸水前に早めに避難すること
- ② 河川の近くは極力通らずに、指定避難所や洪水浸水想定区域の外の安全な場所へ避難する
- ③ 周囲の浸水が始まっている場合は、自宅の2階や近くにある頑丈な高い建物へ緊急的に避難し、救援を待つ
- ④ 大雨時は、地下やアンダーパスへの進入は避ける
- ⑤ 避難に際しては、必ず火気、危険物等の始末を完全に行い、電気ブレーカーを落とすこと
- ⑥ 工場等の事業所においては、浸水、破損等による油脂類の流出防止、発火危険のある薬品、電気及びガス設備等の保安措置を講ずること
- ⑦ 必要とする食料、水、タオル、ティッシュペーパー、最小限の下着類、照明器具、携帯ラジオ等を携行すること
- ⑧ 必要に応じ、マスク・消毒液・体温計（感染症対策）、防寒具等を携行すること
- ⑨ 過重な物品等を携行しないこと
- ⑩ 避難のための十分な時間を確保できない場合や浸水深等により、指定避難所等に避難することが適当でないと判断する場合は、自宅の2階への避難や近隣の安全な建物等への避難等状況に応じた避難を行うこと

【No.2-1】避難順位・方法

項 目	内 容
避難順位 (県地域防災計画を 準用)	① 病弱者（傷病者）、障がい者 ② 高年者、妊産婦、乳幼児（必要な介助者を含む）、児童 ③ 一般市民
避難誘導の方法	① 最も安全と考えられる避難経路を選定し、あらかじめ指示する。 ② 避難経路中に側溝やマンホール等危険箇所がある場合は、あらかじめ伝達する。 ③ 危険箇所には誘導員を配置し、避難中の二次災害を防止する。 ④ やむを得ず冠水している道を通る際は、杖のような棒を持って足元が大丈夫か確認しながら避難する。 ⑤ 夜間は照明器具を誘導員に携行させた上で配置し、可能な限り投光器等の照明器具を配置する（ただし、夜間の避難は大変危険なため、できるだけ明るい時間に避難する）。 ⑥ 状況に応じて、誘導ロープ等により安全を確保する。 ⑦ 出発と到着時、随時、人員点検を行い、事故防止の注意を徹底する。 ⑧ 警察官、消防吏員、消防団員等により現場警戒区域を設定し、危険防止その他必要な警戒を行う。
避難行動要支援者の避難	避難行動要支援者は介助者の不在、補装具等の破損、避難所及び避難経路の未把握等により、自力で避難できない場合も想定される。 このため、本部作業室では福祉部（又は要配慮者支援チーム）と連携の上、避難を要する区域に居住する避難行動要支援者の情報を共有し、避難支援等関係者に対象者の発見に努めるよう要請する。 また、必要に応じて、福祉部（又は要配慮者支援チーム）は、ケースワーカー等の福祉関係者からの協力について調整を図る。

【No.2-2】避難行動一覧

避難行動	行動内容	避難先	避難行動をとる 避難情報
屋内安全確保	自宅の上階や上層階に留まること ※ 最初に優先する避難行動 ※ 自らの判断で取る行動 ※ ハザードマップを事前に確認	・ 自宅等の浸水しない上階へ移動 ・ 自宅等の浸水しない上層階に留まる	警戒レベル3 （高齢者等避難） 警戒レベル4 （避難指示）
立退き避難	浸水想定区域等の危険な場所から安全な場所へ移動すること	・ 指定緊急避難場所 ・ 安全な自主避難先 （親戚・知人宅、ホテル・旅館等）	警戒レベル3 （高齢者等避難） 警戒レベル4 （避難指示）
緊急安全確保	その時点で居る場所よりも相対的に安全である場所に直ちに移動すること	・ 建物の少しでも浸水しにく高い場所へ移動 ・ 近隣の少しでも高い頑丈な建物へ移動	警戒レベル5 （緊急安全確保）

(6) 広域避難【本部作業室・避難所統括チーム】

市内の避難所に被災者を受け入れることが困難となった場合、被害が比較的少ない市区町村への移送を実施する。また、県や協定締結市区町村から被災者の受入れ要請があった場合、受入れを実施する。

なお、荒川上流流域においての広域避難については、荒川上流河川事務所で実施している広域避難に関する協議会の検討内容に基づき、市においても対応する。

No.	項目	部署	業務内容	業務実施の目安					
				発災～ 3時間	～24 時間	～3日	～7日	～1か 月	1か月 ～
1	他の市区町村への避難する場合	本部作業室	・近隣の被害が比較的少ない市区町村への移送を、県災害対策本部に要請する。			●	●	●	●
2		本部作業室	・移送を要請する際は、避難所統括チームと連携し、添乗する責任者（職員）を定めるとともに、総務部と連携し、移送に必要な輸送手段について調整する。			●	●	●	●
3	他の市区町村からの被災者を受け入れる場合	本部作業室	・避難所統括チームと連携しながら、受入可能な避難施設を定める。 ・県又は協定締結市区町村との調整により、受入れに当たって必要な人員や資器材等について協議・調整する。			●	●	●	●
4		本部作業室・避難所統括チーム（チーム設置前は市長室。）	・移送された被災者が避難した場所の運営は原則、移送元の市区町村が行うこととし、運営を補完・協力する。			●	●	●	●

(7) 避難所等の開設・運営【本部作業室・避難所統括チーム・地区参集部】

河川の氾濫等による浸水害の発生等、被害の発生が予想される場合、本部の判断により、指定緊急避難場所又は指定避難所等を開設する。なお、自主避難所（一時的な避難場所、食事や寝具等の提供なし）の開設も必要に応じ検討する。

町会・自治会、避難者、施設管理者及び市の職員による避難所運営委員会を組織し、互いに協力しながら避難所の運営を行う。

No.	項目	部署	業務内容	業務実施の目安					
				発災～ 3時間	～24 時間	～3日	～7日	～1か 月	1か月 ～
1	地区参集部職員が参集する避難所への対応	地区参集部	- 地区参集部職員は、あらかじめ指定された施設に参集し、施設管理者と協力し、避難所等を開設する。 - 管理者、地区参集部職員は、避難所等の使用に先立ち、施設の安全性を確認する。 【No.1-1】指定緊急避難場所・自主避難所の開設基準 参照。	●	●				
2		本部作業室・避難所統括チーム（チーム設置前は市長室。以下同様）	- 本部作業室は、地区参集部職員と密に連携し、避難所に関する情報を随時集約して統括し、必要な対応を図る。 - 避難所運営委員会への協力の必要性を検討し、必要がある場合、各委員長に参集を要請する。	●	●				
3	避難所が使用できない場合の対応	当該避難所の地区参集部職員	避難所が被災し使用できない場合は、本部作業室（又は避難所統括チーム）に連絡し、近隣の指定避難所又は公共施設を臨時の避難所として確保・開設し、避難者を誘導する。 【No.3】避難所の収容場所の考え方 参照。	●	●				
4	避難所が使用できない場合の対応	本部作業室・避難所統括チーム	- 臨時避難所開設の目的、日時、場所、箇所数及び収容人員等の見込みなどを取りまとめ、避難所情報を市民に周知するための広報活動を実施するとともに、県に報告する。 - 各対策部との情報共有を図るほか、必要に応じて隣接する市区にも情報を共有する。	●	●				

No.	項目	部署	業務内容	業務実施の目安					
				発災～ 3時間	～24 時間	～3日	～7日	～1か 月	1か 月～
5	避難所 が使用 できない場合 の対応	本部作 業室・ 避難所 統括チ ーム	- 指定避難所以外の施設に避難者が集結していることを把握した場合、施設を所管する対策部等に対して、避難者を指定避難所への避難を促すよう要請する。 - ただし、指定避難所が避難者の収容能力を超えた場合、近隣の指定避難所や臨時の避難所を確保・開設し、避難者を誘導するようにする。 【No.5】避難者の受入れまでの流れ 参照。	●	●				
6	避難所 の運営	地区参 集部	地区参集部職員は、施設管理者及び避難所運営委員会と協力し、マニュアル等に基づき、避難所を運営する。 【No.6-1】避難所運営で留意すべき事項等 参照。 【No.6-2】避難所における感染症対策 参照。 【No.6-3】避難所運営に携わる職員が特に留意すべき点 参照。		●	●			
7	避難所 運営体制の構 築	避難所 統括チ ーム、 地区参 集部	- 地区参集部職員は、避難所開設後、参集している避難所運営委員会の委員と連携し、運営委員会の再編成や運営補佐を行う。 - 避難所運営に携わる職員（主に地区参集部職員）は、本部作業室から示された労務管理方針に基づき、勤務ローテーションを協議し定める。 【No.7-1】避難所運営委員会組織図（例） 参照。 【No.7-2】避難所運営委員会・地区参集部・施設管理者の主な役割 参照。 【No.7-3】避難所運営委員会の再編成の考え方 参照。			●	●		
8	7日間 を超える避難 所の開設	本部作 業室	災害救助法が適用される（可能性がある）場合は、本部作業室が県と調整の上、期間の延長（災害救助法適用の避難所の開設期間は7日間）に関し、県知事から事前承認の手続を行う。				●		
9	避難所 の閉鎖 （縮小）	本部作 業室・ 避難所 統括チ ーム	避難所を開設する必要がなくなった場合、又は施設の本来の機能を回復する必要がある場合、「避難所の開設・閉鎖（縮小）の考え方」を参考に、閉鎖又は縮小を検討する。 【No.9】避難所の開設・閉鎖（縮小）の考え方 参照。				●	●	●

No.	項目	部署	業務内容	業務実施の目安					
				発災～ 3時間	～24 時間	～3日	～7日	～1か 月	1か月 ～
10	避難所の閉鎖 (縮小)	本部作業室・ 避難所統括チ ーム	・避難所の閉鎖(縮小)が決定された 場合、閉鎖日時、閉鎖後の配置方針 を避難所担当職員に伝達する。				●	●	●
11	避難所の閉鎖 (縮小)	避難所担 当職員 (主に 地区参 集部職 員)	・閉鎖(縮小)までの手順(や縮小後 の利用空間や利用方法等)を協議の 上、その旨を避難者をはじめとする 関係者に周知する。				●	●	●
12		本部作 業室・ 避難所 統括チ ーム	・必要に応じ、閉鎖の広報活動を実施 するとともに、県への報告のほか、 各対策部との情報共有を図る ・必要に応じて隣接する市区にも情報 を共有する。				●	●	●
13	車中泊 ・避難 所外避 難者へ の支援	本部作 業室・ 避難所 統括チ ーム	・地区参集部職員を通じ、避難所運営 委員会や自主防災組織等の協力に より、指定避難所外にいる避難者 (場所、人数、支援の要否・内容等) の把握に努める。		●	●			
14		本部作 業室・ 避難所 統括チ ーム	・指定避難所以外に避難した避難者や 車中泊避難者について、近隣で開設 する指定避難所を支援拠点に定め、 避難所運営委員会や自主防災組織 等の協力により、必要な支援(物 資・食料、医療救護等)を受けられ るようにする。 【No.14】車中泊避難者・避難所外避難 者への支援に当たっての留意点 参 照。		●	●			

【No.1-1】指定緊急避難場所・自主避難所の開設基準

【指定緊急避難場所の開設基準】

- 河川の氾濫等による浸水害の発生が想定される場合、原則として、洪水ハザードマップにおける浸水が想定されない地域（当該河川の浸水想定区域外）の指定緊急避難場所を開設する。
- 小規模な風水害の場合、市内 32 か所の第 1 避難所を全て開設するのではなく、コミュニティブロック毎に 1 つの指定緊急避難場所の開設を検討する。
- 台風の接近、線状降水帯の発生等に伴い、低い土地の浸水、河川の増水等が想定される場合で、市民の不安が増長されるときは、災害警戒本部の判断により、一時的な避難場所となる自主避難所の開設を検討する。

【指定緊急避難場所】

- 居住者等が災害から命を守るために緊急的に避難する施設又は場所

【自主避難所の開設基準】

次のいずれかの場合で、市民の不安が増長されるときに、災害警戒本部の判断により、自主避難所の開設を検討する。

なお、自主避難所の開設に当たっては、避難行動に危険が伴う夜間の避難とならないように配慮する必要がある。

- 台風の接近や線状降水帯の発生等に伴い、大雨による低い土地の浸水（内水氾濫）が想定される場合
- 台風の接近や線状降水帯の発生等に伴い、大雨による河川の増水等が想定される場合

【自主避難所】

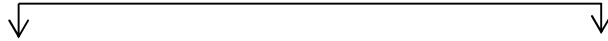
災害対策基本法に基づき地域防災計画に定める避難情報発令を行う際に開設する「指定避難所」とは異なり、自宅に居ることに身の危険を感じる、又は安全を確保するための適切な場所が確保できない方で、自らの判断で事前の避難を希望する方を対象として開設する避難所のことである。自主避難所は、一時的な避難場所であるため、原則として、食料等の提供はなく、災害等のおそれが無くなったときは、閉鎖される。

【No.3】避難所の収容場所の考え方

- 避難者の収容場所は、屋内運動場（体育館）やホール、特別教室等のあらかじめ定めた屋内空間を優先する。
- 収容面積が不足する場合、管理者の同意を得た上で、教室やその他の部分も使用できるものとする。
- 緊急措置として校庭等の屋外の使用も検討対象として考慮する。

【No.5】避難者の受入れまでの流れ

1. 地区参集部員の参集
2. 被害などの情報収集・分析（本部作業室）
3. 施設の安全確認と二次災害の防止（施設管理者・地区参集部）
4. 避難者受入れの判断（施設管理者・地区参集部）



■避難所を開設できる場合■

5. 避難者受入れの準備
6. 避難者収容場所の確保
7. 避難所運営会議の開催
8. 避難者の受入れと誘導
9. 避難所開設後の対応

■避難所を開設できない場合■

5. 追加避難所の開設指示（本部）
6. 追加避難所の調査・確保 → 近隣の避難所
7. 避難者の振り分け・誘導

【No.6-1】避難所運営で留意すべき事項等

- 避難所運営で参考とする資料
 - ・ 避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針（内閣府 平成 25 年 8 月）
 - ・ 避難所運営ガイドライン（内閣府 平成 28 年 4 月）
 - ・ 草加市避難所運営マニュアル
 - ・ 各避難所の避難所運営委員会が策定したマニュアルがある場合は同マニュアル
- 避難所運営を担う人材の確保

避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、あらかじめ組織された避難所運営委員会の委員以外からも、運営を担える避難者の協力を得られるよう努める。
- 女性や要配慮者のニーズの把握及び運営への反映

避難者や在宅被災者のうち、特に、女性や要配慮者（高年者、障がい者、乳幼児、妊産婦、外国人）のニーズの把握に努める。また、女性の避難所運営への参画を促すなど、これらのニーズを避難所運営に反映できるよう配慮する。
- 性的マイノリティへの支援
 - ・ 避難所のトイレ、更衣室、共同浴場等の使用における配慮
 - ・ 性自認に応じた必要物資の配付（生理用品、衣類、下着、ひげ剃り、化粧品等）
 - ・ 申請受付や相談、支援等を実施する際のプライバシーへの配慮
 - ・ 避難者名簿の性別欄への記載を強制しない等
 - ・ 本人と同性のパートナー等が世帯として一緒に居られるよう配慮
 - ・ 避難所を運営する側に、多様な性への理解があること
 - ・ 性別にかかわらず、プライベートを確保できる居住空間の確保
 - ・ 同性パートナーと暮らしている方を家族として扱う
 - ・ 多様な性を尊重して物資支給が受けられるよう配慮
- 生活環境の維持

避難所における生活環境に注意し、良好な生活の確保に努め、避難者のプライバシーの確保に配慮する。
- 避難者の健康への配慮

避難生活では心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、良好な衛生状態を保つよう努め、避難者の健康状態を把握する。また、避難所運営委員会と連携しながら、必要に応じて救護所を設けるなど対応を図る。
- 避難所において感染症の伝播のおそれがある場合は、危機管理課と健康推進部、草加保健所が連携し、次頁【No.6-2】の対策を取る。

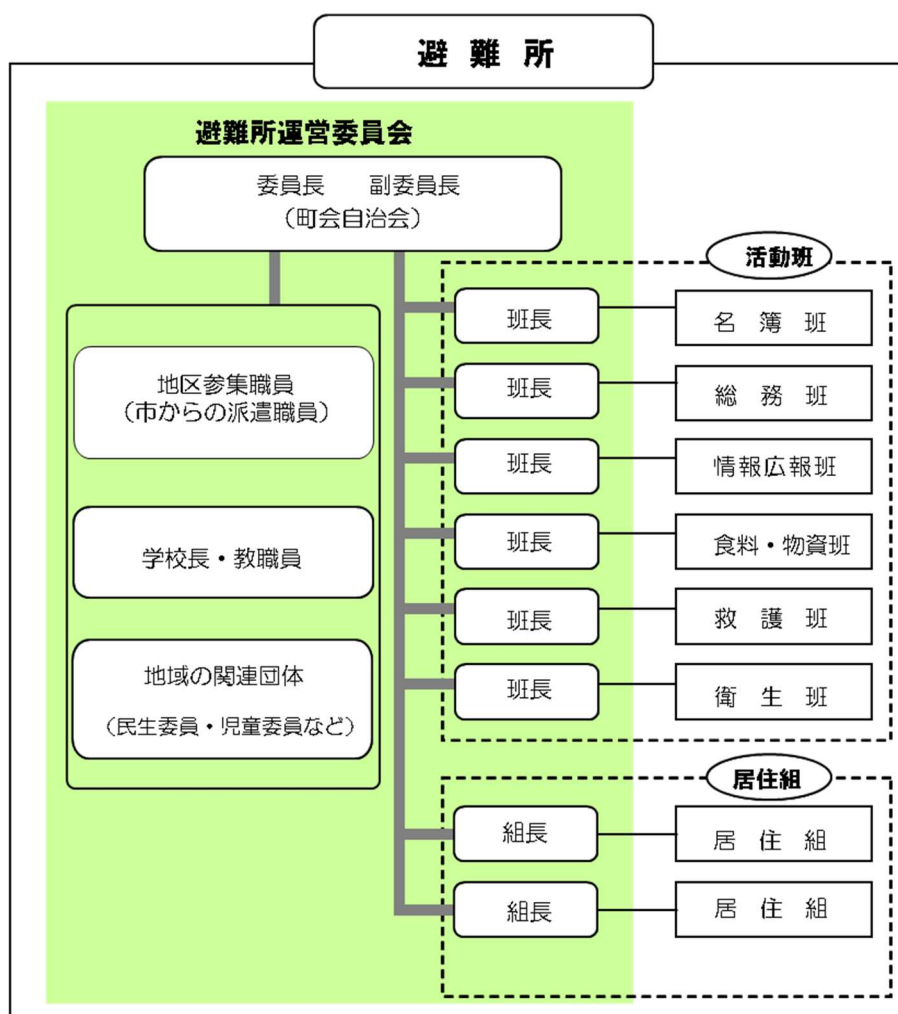
【No.6-2】避難所における感染症対策

- 可能な限り多くの避難所の開設
 - ・ 発災した災害や被災者の状況等によっては、避難所の収容人数を考慮し、あらかじめ指定した指定避難所以外の避難所を開設するなど、通常の災害発生時よりも可能な限り多くの避難所の開設を図るとともに、ホテルや旅館等の活用等も検討する。
- 親戚や友人の家等への避難の検討
 - ・ 災害時に避難生活が必要な方に対しては、避難所が過密状態になることを防ぐため、可能な場合は親戚や友人の家等への避難を検討していただくことを周知する。
- 自宅療養者等の避難の検討
 - ・ 自宅療養等を行っている感染症の軽症者等への対応については、健康推進部、草加保健所と十分に連携の上で、適切な対応を事前に検討する。
- 避難者の健康状態の確認
 - ・ 避難者の健康状態の確認について、健康推進部と適切な対応を事前に検討の上、「避難所における感染対策マニュアル」（平成 22 年度厚生労働科学研究費補助金「新型インフルエンザ等の院内感染制御に関する研究」研究班作成）における症候群サーベイランスの内容も参考として、避難所への到着時に行うことが望ましい。
 - ・ また、避難生活開始後も、定期的に健康状態について確認する。
- 手洗い、咳エチケット等の基本的な対策の徹底
 - ・ 避難者や避難所運営スタッフは、頻繁に手洗いするとともに、咳エチケット等の基本的な感染対策を徹底する。
- 避難所の衛生環境の確保
 - ・ 物品等は、目に見える汚れがあるときに、家庭用洗剤を用いて清掃するなど、避難所の衛生環境をできる限り整える。
- 十分な換気の実施、スペースの確保等
 - ・ 避難所内については、十分な換気に努めるとともに、避難者が十分なスペースを確保できるよう留意する。
- 発熱、咳、下痢等の症状が出た者のための専用のスペースの確保
 - ・ 発熱、咳、下痢等の症状が出た者は、専用のスペースを確保する。その際、スペースは可能な限り個室にするとともに、専用のトイレを確保することが望ましい。
 - ・ 同じ兆候・症状のある人々を同室にすることを避ける。やむを得ず同室にする場合は、パーティションで区切るなどの工夫をすることが望ましい。
 - ・ 症状が出た者の専用のスペースやトイレは、一般の避難者とはゾーン、動線を分ける。
 - ・ 避難所のスペースの利用方法等について、事前に関係部署や施設管理者等と調整を図る。
- 避難者が感染症を発症した場合
 - ・ 感染症を発症した場合の対応については、平時から危機管理課と健康推進部、草加保健所が連携し、適切な対応を検討する。

【No.6-3】避難所運営に携わる職員が特に留意すべき点

発災直後～3日 (目安)	・施設管理者と施設使用の調整及び教職員等との協力体制の確立 ・本部作業室（避難所統括チーム）への連絡体制の確立 ・避難所運営に係わる職員の役割・勤務ローテーションの確立 ・避難所運営ルールの徹底 ・傷病者の把握と応急処置（救護所の設置） ・要配慮者の把握及び対応措置 ・避難者数の把握（避難者名簿の作成）及び報告 ・被災者（在宅被災者を含む）への給食、給水、生活必需物資等の配給 ・男女別・両性用仮設トイレの設置及び増設等必要な措置の実施 ・安否確認等への対応 ・災害関連情報（市の応急対策状況、医療、生活関連情報等）の伝達・提供 ・食料及び生活必需物資等の要請及び受入れ ・要配慮者への対応措置の再確認及び他施設等への移動の要否の検討 ・女性・乳幼児専用スペースの検討 ・避難所内外における防犯対策
4日目～2週間 (目安)	・避難者による自主運営体制の整備 ・避難者数の把握と避難者名簿の点検及び報告 ・安否確認等への対応 ・市の応急対策状況、医療及び生活関連情報等の提供 ・暑さ寒さ対策、入浴・洗濯の機会の確保、食品衛生（食堂）の確保 ・施設内でのプライバシーの保護策についての検討 ・避難所の閉鎖・縮小を考慮・意識した運営 ・避難所を閉鎖する場合には、避難所運営委員会と施設管理者との調整
2週間～ (目安)	・避難者数の把握と避難者名簿の点検及び報告 ・避難者の健康管理及び栄養指導についての協議

【No.7-1】避難所運営委員会組織図（例）



※「活動班」は避難所に必要な活動を実施する班で、地域の実情に合わせ規模や名称を変更したり、独自の活動班を設けたりすることができる。

資料：仙台市避難所運営マニュアル（事前準備解説編）（平成 25 年 4 月）

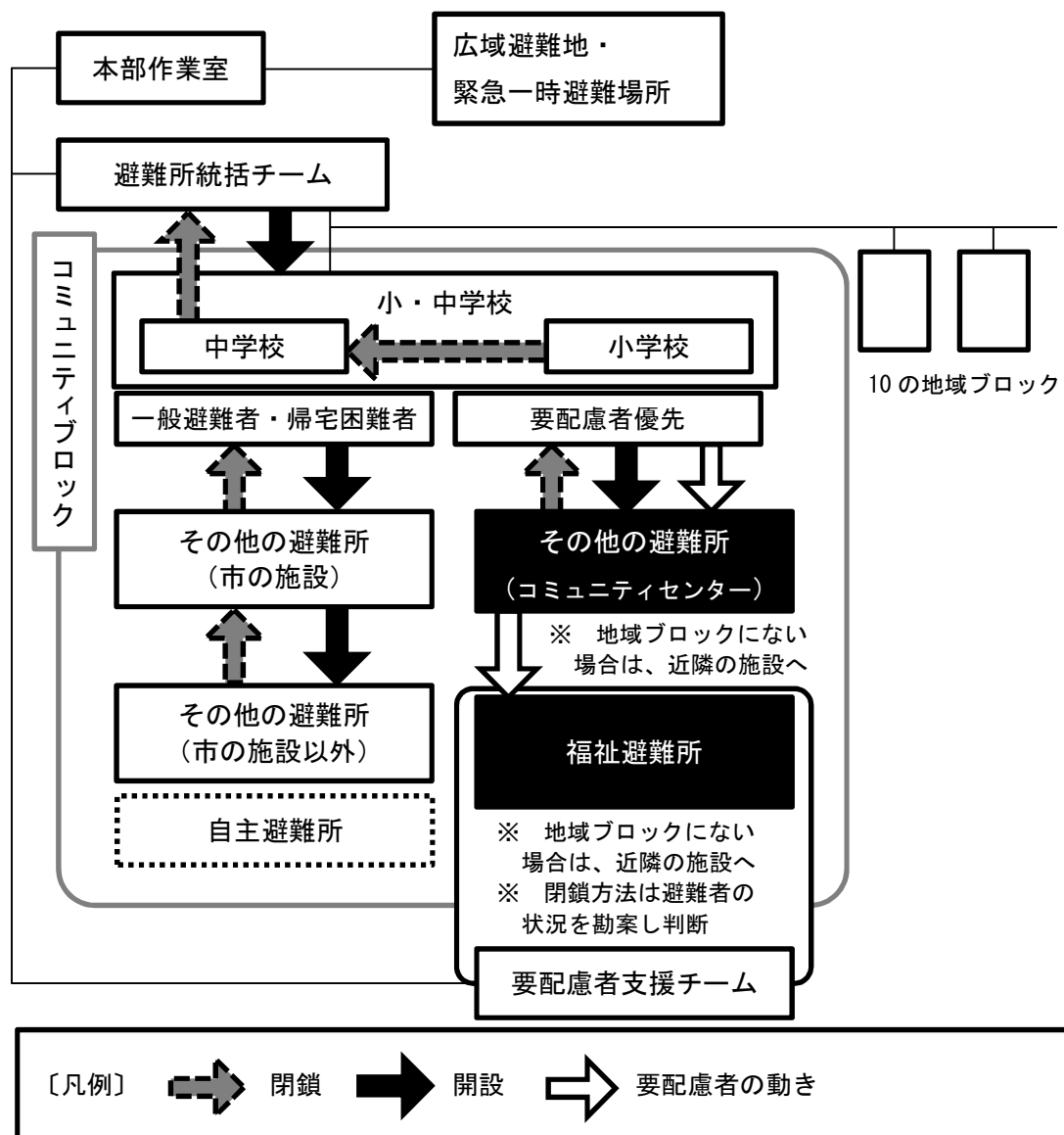
【No.7-2】避難所運営委員会・地区参集部・施設管理者の主な役割

避難所運営委員会	○運営方法等の決定 ○避難所生活ルールの作成 ○役割分担の決定（活動班の設置） ○避難者カード・名簿の作成 ○市からの連絡事項の伝達 ○食料・物資の配給 ○清掃等、避難所の環境保持 ○避難者の要望等の取りまとめ ○要配慮者対応 等
地区参集部 （市職員）	○本部作業室との連絡 ○避難者カード・名簿の管理 ○情報の提供、広報 ○医療救護班、防疫・保健衛生に係る活動班との連携・調整 ○施設管理者、ボランティア等との調整
施設管理者（施設職員・教職員）	○避難所の施設利用に関する調整 ○避難所運営への協力・支援（原則、発災から72時間までが目安） ○地区参集部業務への協力・支援（原則、発災から72時間までが目安）

【No.7-3】避難所運営委員会の再編成の考え方

- 避難所の運営において、必要に応じ、避難所「委員長」・「副委員長」のほか、各活動班の名称・内容・人員（規模）について変更する。
- 女性を各活動班に平均的に振り分けられると理想的だが、女性が少ない（又は、いない）活動班は、女性からの意見を聞くなどニーズに把握に努め、女性や子どもの視点に立った避難所運営に努める。

【No.9】避難所の開設・閉鎖（縮小）の考え方



【No.14】車中泊避難者・避難所外避難者への支援に当たっての留意点

- 避難者によっては特別な事情等によって、定めた支援拠点への移動が困難な場合も想定されるため、できるだけ柔軟な対応が可能な支援体制を構築する。
- エコノミークラス症候群の予防
エコノミークラス症候群を予防するため、ストレッチ、水分補給、ゆったりとした服装等と呼びかける。
- 排気ガス車内充満の予防（積雪時）
積雪時、排ガスの車内充満等を予防するため、マフラー付近の除雪を呼びかける。

(8) 防犯対策【本部作業室・避難所統括チーム・地区参集部・市民生活部】

被災地において、凶悪犯罪や性的犯罪、暴力犯罪等の各種犯罪を防止し、地域及び避難場所の治安維持を図る。

No.	項目	部署	業務内容	業務実施の目安					
				発災～ 3時間	～24 時間	～3日	～7日	～1か 月	1か月 ～
1	避難所での防犯対策	避難所に携わる職員（主に地区参集部職員）	・施設管理者や本部作業室（避難所統括チーム）と連携し、避難所での秩序を維持するとともに、女性・幼児・高年者等を犯罪から保護するため、避難者、避難所運営委員会や自主防災組織による防犯体制が確立されるよう調整を図る。 【No.1】避難所での防犯対策等に当たり、特に留意すべき点 参照。			●	●		
2	被災地での防犯対策	市民生活部	・本部作業室と連携し、草加警察署、草加市消防団、自主防災組織や防犯活動団体等による警戒態勢を構築する。 【No.2】被災地での防犯対策等に当たり、特に留意すべき点 参照。			●	●	●	

第1章
総則第2章
災害予防計画第3章
災害応急対策計画

【No.1】避難所での防犯対策等に当たり、特に留意すべき点

性別及び身体能力に適合した避難所内設備	トイレ・更衣室等は、人が常駐する施設の近くに設置し、照明等を配備する。
避難所内の警備	関係者以外の立入りを制限し、防犯（防火を含む）警備・巡回体制を構築する。
相談窓口の設置	避難所運営委員会と協議の上、相談窓口（担当）を定める。なお、窓口には複数の女性が配置されるよう考慮する。

【No.2】被災地での防犯対策等に当たり、特に留意すべき点

- ① 盗難（空き巣）被害の抑制（必要に応じた応急措置）
- ② 火災の予防、通電火災等の出火防止、早期発見・応急措置
- ③ 交通安全上、大きな支障となる危険個所の発見・応急措置

6 要配慮者対策

関係対策部は、避難支援等関係者による避難行動要支援者の安否確認活動の支援、情報収集及び安全確保並びに要配慮者の生活支援、福祉避難所の開設等を行う。

(1) 要配慮者支援対策【本部作業室・要配慮者支援チーム】

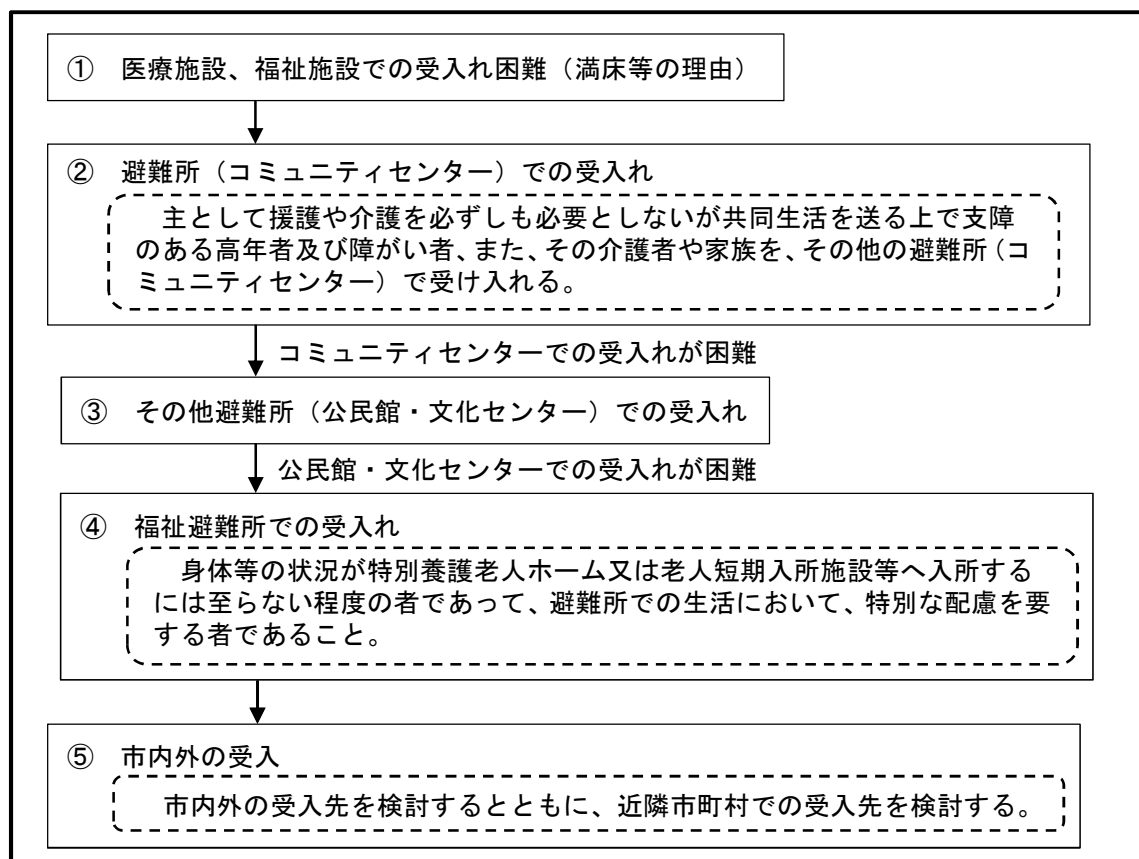
要配慮者等の実情に応じて、地域住民や関係機関、関係団体等の協力を得ながら安全確保を第一とする要配慮者支援に取り組む。

No.	項目	部署	業務内容	業務実施の目安					
				発災～ 3時間	～24 時間	～3日	～7日	～1か 月	1か月 ～
1	要配慮者に対する体制の確立	福祉部	- 本部作業室と連携し、災害の状況に応じて本部長又は本部会議の判断に基づき、要配慮者支援チームを設置・編成する。 - チームの設置・編成に当たり、人的支援が必要な場合は、県等に応援を要請するよう本部作業室と調整する。	●	●				
2		要配慮者支援チーム	警察、消防等と連携し、要配慮者の安否、避難先及び社会福祉施設の被害状況と福祉ニーズに関する情報の一元化を図り、円滑な支援活動を実施する。	●	●				
3	要配慮者に関する情報の収集	要配慮者支援チーム（チーム設置前は福祉部。以下同様）	本部作業室と連携し、消防、警察と協力しつつ、民生委員・児童委員、福祉施設、ケアマネジャー等福祉関係者、町会・自治会、避難所運営委員会、自主防災組織等と連携・協力し、要配慮者の避難先等の情報を収集する。	●	●	●			
4	情報の集約・共有化	要配慮者支援チーム	- 応急活動を実施するために収集した情報を整理する。 - 本部作業室と調整の上、避難行動要支援者を災害から保護する必要があると必要と認められた場合、避難支援等の実施に必要な範囲で、関係機関・団体等と情報を共有する。	●	●	●			
5	要配慮者に対する避難支援	要配慮者支援チーム	- 避難行動要支援者名簿を活用し、総務部・関係者等の関係機関・団体の協力を得ながら、要支援者の避難誘導を支援する。 - 避難行動要支援者についての避難誘導後の安否確認結果を整理し、本部作業室に報告する。 - 本部作業室は、避難行動要支援者の安否確認結果の報告を踏まえ、避難	●	●	●			

No.	項目	部署	業務内容	業務実施の目安					
				発災～ 3時間	～24 時間	～3日	～7日	～1か 月	1か月 ～
			行動要支援者のうち、行方不明者、安否不明者に関する報道機関への情報提供、問合せ窓口の開設や市民等への情報提供を行う。						
6	要配慮者に対する避難支援	要配慮者支援チーム	- 福祉施設の入所者・利用者及び職員の安否の確認・所在の把握を行うとともに、施設の被害状況や援護状況を収集する。 - 本部作業室と連携しながら、入所者の避難誘導等を援助するため、近隣の福祉施設、自主防災組織、避難所運営委員会、関係機関・ボランティア団体等に協力を要請する。 - 福祉施設機能の早期回復を図るため、ライフライン事業者に対し、電気、ガス、水道等の優先復旧を要請する。	●	●	●			
7	物資の供給	要配慮者支援チーム	- 福祉施設での食料、飲料水、生活必需品等の不足が見込まれる場合、本部作業室を通じて、ニーズに応じた物資の調達及び施設への輸送を手配する。 - 必要に応じ、国によるブッシュ型支援により物資を調達する。		●	●			
8	在宅援護	要配慮者支援チーム	- 在宅被災者のうち、援護が必要な要配慮者に対し、次の援護を検討し必要に応じて実施する。 - ホームヘルプサービス - 入浴サービス - 介護・看護の訪問指導 - 日常生活用具の給付 - ガイドヘルパーの派遣 - ボランティアによる援助（災害ボランティアセンターと要調整）		●	●			
9	緊急入所等の実施	要配慮者支援チーム・本部作業室	- 本部作業室からの要請に基づき、福祉避難所開設が必要と判断される場合は、協定締結先に福祉避難所の開設を要請する。 - 福祉施設等での生活が困難で、援護を必要とする要配慮者等について、本部作業室と連携し、受入れ先を調整するとともに、要配慮者の搬送を本部作業室と調整する。 【No.9-1】要配慮者の緊急入所等の検討に当たっての手順例 参照。 【No.9-2】要配慮者のトリアージ 参照。			●	●		
10	相談窓口の設	要配慮者支援	要配慮者を対象とした相談窓口を開設し、相談活動を実施する。			●	●		

No.	項目	部署	業務内容	業務実施の目安					
				発災～ 3時間	～24 時間	～3日	～7日	～1か 月	1か月 ～
	置	チーム	・相談内容について、何らかの対応が必要と考えられる場合は、関係課に報告する。						
11	巡回サービスの実施	要配慮者支援チーム	・関係機関等と協力し、在宅要配慮者、施設入所者、避難所及び仮設住宅の要配慮者を対象に、巡回相談体制を整備し、介護やメンタルケア等のサービスを検討・実施する。			●	●		
12	埼玉県災害派遣福祉チームの派遣要請	要配慮者支援チーム	・要配慮者へのさらなる支援体制が必要と判断される場合は、本部作業室と連携し、県に対し災害派遣福祉チームの派遣を要請する。 【No.12】埼玉県災害派遣福祉チームの概要 参照。			●	●		

【No.9-1】要配慮者の緊急入所等の検討に当たっての手順例



【No.9-2】要配慮者のトリアージ

福祉避難所に位置付けられた施設には、平時からの入所者・通所者がいるため、対象となる避難者全員を受け入れることが困難となる。したがって、入所に際しては、より必要性の高い方（重度の方）を優先することとする。

【No.12】埼玉県災害派遣福祉チームの概要

名称	埼玉県災害派遣福祉チーム
目的	大規模災害の発生時に、避難所において要配慮者への支援を行い、要配慮者の二次被害の防止を図るために組織化
構成団体 (チーム員)	県、県社会福祉協議会、事業者団体（県社会福祉法人経営者協議会他 11 団体）、職能団体（埼玉県社会福祉士会他 4 団体）、市町村（さいたま市、越谷市、川越市）
活動内容	大規模災害時に要配慮者への福祉支援を円滑に実施できるよう、県内の福祉関係団体が連携して、要配慮者のスクリーニングや相談対応、避難所環境の整備、福祉施設等への応援業務等の活動を行う。
チームの派遣手順	チームは、先遣チームと支援チームで構成される。先遣チームは、被災地の状況、福祉ニーズ、現地の受入体制等を調査し、支援チームの派遣が必要かどうかを県に報告する。支援チームは、先遣チームの調査の結果、県が派遣の必要を認めた場合に、被災地に派遣し、避難所等で要配慮者の福祉支援を行う。 大規模災害の発生 ↓ 先遣チームの派遣 ↓ 県が派遣基準に基づき派遣の要否を決定 （派遣基準） 1 県内で大規模災害が発生した場合であって、県がチームを派遣する必要があると認めるとき。 2 県内で大規模災害が発生した場合であって、被災地の市町村から県に対してチームの派遣要請があったとき。 3 県外で大規模災害が発生した場合であって、国又は被災地の都道府県から県に対してチームの派遣要請があったとき。 4 その他特に必要であると県が認めるとき。 ↓ 県が県社会福祉協議会を通じて協力団体にチーム員の派遣を依頼 ↓ 県社協は派遣可能なチーム員によりチームを編成するとともに、派遣計画を作成し県に報告 ↓ 県は派遣計画を決定し、協力団体に通知し、派遣要請市町村にチームを派遣

第1章
総則
第2章
災害予防計画
第3章
災害応急対策計画

(2) 外国籍市民等の安全確保【総合政策部・災害ボランティアセンター】

総合政策部、災害ボランティアセンターは、外国籍市民等の安全を確保する。

No.	項目	部署	業務内容	業務実施の目安					
				発災～ 3時間	～24 時間	～3日	～7日	～1か 月	1か 月～
1	避難誘導の実施	総合政策部	・本部作業室と連携し、町会・自治会、自主防災組織、避難所運営委員会やボランティア団体等と協力し、外国籍市民等の避難誘導に努める。	●	●				
2	相談・支援窓口の設置	総合政策部	・災害ボランティアセンターの設置に合わせ、ボランティア団体等と協力し、災害ボランティアセンターに「多言語支援センター」を設置する。 ・多言語支援センターの運営等については、別途、マニュアルに定める。			●			

7 物資供給・輸送対策

関係対策部は、民間物流事業者、物資輸送拠点、輸送経路、輸送手段等を確保する。

(1) 救援物資等の集積・配送【総務部】

総務部は、救援物資等の集積・配送を実施する。

No.	項目	部署	業務内容	業務実施の目安					
				発災～ 3時間	～24 時間	～3日	～7日	～1か 月	1か月 ～
1	救援物資の集積に係る方針の決定	総務部	・本部作業室と調整の上、市民体育館、記念体育館又は他の施設の役割を補完する防災拠点のうち、1箇所又は複数箇所に、仮の集積場の開設を検討する。	●	●				
2		総務部	・草加高校（県防災拠点に指定）や他の高校、大学等の施設を集積場として利用することについて調整する。	●	●				
3		総務部	・集積所のスペース不足等が明白な場合は、民間物流倉庫を利用できるよう、協定締結団体・事業者、民間物流事業者等との調整を行う。 ・調整結果に基づき、救援物資の集積に係る方針を定め、本部作業室を通じて本部長又は本部会議の判断を仰ぐ。	●	●				
4	集積場の受入れ・管理	総務部	・本部作業室と調整の上、ボランティア等と協力し、救援物資を受け入れるとともに、品目毎に整理を行い、在庫を管理する。	●	●				
5		総務部	・市での対応が困難な場合は、民間物流事業者が持つノウハウのほか、人的資源や重機の活用、倉庫等の施設使用について検討し、調整を図る。	●	●				
6		総務部	・民間物流事業者と連携し、物資の流入量、搬出先や在庫量等の情報を一元的に管理し、救援物資を受入れ、要請に応じて所定の避難所等へ配送する。	●	●				
7	個人又は団体からの救援物資の取扱い	総務部・本部作業室	・避難所等への直接持ち込める場合、当該避難所等に係る職員を通じて、総務部又は本部作業室が受入れの可否を判断する。 ※救援物資は原則、県で集約されたものを受け入れるものとし、宅配便等で寄せられた個人・団体の発送物や持ち込みによる救援物資は、原則として受け付けない。	●	●				

(2) 食料・生活必需品の供給体制の確立【総務部・教育総務部】

総務部・教育総務部は、食料、生活必需品等を調達・管理・供給する。

No.	項目	部署	業務内容	業務実施の目安					
				発災～ 3時間	～24 時間	～3日	～7日	～1か 月	1か月 ～
1	ニーズ の把握	総務部	・本部作業室と連携し、食料・生活必需品の供給対象者の数を随時集計し、把握する。 【No.1】食料・生活必需品の供給対象者 参照。		●				
2	能力の 把握	教育総 務部	・市内小・中学校等の給食能力を有する施設（給食施設、調理室等）の被害状況及び要員の確保状況を把握し、本部作業室を通じ総務部に報告する。		●				
3	供給に 係る方 針の決 定	総務部	・対応困難なニーズに対応できるよう、協定締結事業者との調整を行う。 ・「食料の供給に係る基準」（震災予防計画参照。）を参考に、供給に係る方針を定め、本部作業室を通じて本部長又は本部会議の判断を仰ぐ。		●	●			
4	提供又 は貸与	総務部	・供給に係る方針に基づき、必要な物資等を提供又は貸与する。 【No.4】提供又は貸与の手順 参照。			●	●		

【No.1】食料・生活必需品の供給対象者

供給対象者	備考
① 避難所の収容者	
② ミルクを必要とする乳児	該当乳児数の把握が必要
③ 住家が被害を受けた人（在宅被災者）で、炊事のできない人	
④ 通常の配給機関が機能を停止し、主食の提供が受けられない人	
⑤ 旅行者等で現に食を得ることができない状態にある人	
⑥ 応急活動に従事する人	
⑦ アレルギーや持病等で食材又は調理法に制約を持つ人	禁止食品又は調理方法の把握が必要
⑧ 宗教上の理由で食材に制約を持つ人、又は、現に食が取れない人	禁止食品又は調理方法の把握が必要
⑨ おむつ等を必要とする人（乳児・高年者・障がい者等）	サイズの把握が必要
⑩ 下着を必要とする人（概数）	種類・サイズの把握が必要
⑪ 生理用品を必要とする人（概数）	成人女性の人数の把握が必要

【No.4】提供又は貸与の手順

調 達	総務部は、小・中学校のランニングストック（流通在庫）のほか、備蓄倉庫に備蓄する食料・生活必需品から提供する。 なお、不足する場合には、事前に協定を締結した指定業者等から調達する。協定を締結した指定業者等からの調達が困難な場合は、本部作業室と連携して、県に物資の調達を要請する。
運送の手配	『本章第3節本部業務5 物資・輸送の管理』による。
配 付	調達した食料・生活必需品は、避難所運営委員会等の運営責任者へ引き渡し、避難所運営委員会等を通して避難者等に配付する。 また、自ら食料を受け取りに来ることができない高年者や障がい者等の在宅避難者へは、要配慮者支援チームと連携し、配付できる体制を構築する。

8 生活の早期再建

関係対策部は、災害救助法の適用検討、被害認定調査、罹災証明書の発行等を行う。

(1) 罹災証明書の交付【罹災証明チーム】

罹災証明チーム（チームが設置されていない場合は総務部）は、罹災証明書を交付する。なお、火災に関する罹災証明書は、草加八潮消防組合が業務を担う。

No.	項目	部署	業務内容	業務実施の目安					
				発災～ 3時間	～24 時間	～3日	～7日	～1か 月	1か月 ～
1	罹災証明チームの編成	総務部	・通常業務体制では罹災証明書の発行業務の遂行が困難と想定される場合、作業室長を通じ、罹災証明チームの設置の可否について本部長又は本部会議の判断を仰ぐ。			●	●	●	
2	罹災証明に当たっての業務計画の作成	罹災証明チーム（チーム設置前は総務部。以下同様）	・罹災証明チームを編成した場合、本部作業室と連携し、罹災証明発行に当たり必要となる被害家屋調査の実施計画を作成する。 ・罹災証明書の交付申請・発行会場を調整し決定する。 ・罹災証明チームを編成していない場合は、これに準じた体制の確保及び広報を実施する。			●	●	●	
3		本部作業室	・罹災証明発行に当たっての必要な広報を行うとともに、罹災証明チームと連携し、業務開始に当たって必要な準備を行う。 【No.3】罹災証明に係る事務開始に先立ち、必要な広報内容 参照。			●	●	●	
4	県への支援要請	罹災証明チーム	・短期に被害判定を終了することが困難な場合は、調査員及び発行業務従事者の受援等、県等への支援要請事項について検討する。			●	●	●	
5		本部作業室	・罹災証明チームから要請を受けた支援内容について、必要に応じて本部長又は本部会議の判断を仰ぐとともに、県等への支援要請を行う。			●	●	●	
6	被害家屋調査の実施	罹災証明チーム	・「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（内閣府）に基づき、「損害割合」により被害の程度を判定することを原則とする。 ・おおむね1か月以内の状況（部位別・表面的）を基に、「被害家屋損害割合判定表」を作成し、これに基づき調査を実施する。 ・県・近隣市町村・関係団体等からの協力が必要な場合や調査に必要な要員・資器材等が不足する場合					●	●

No.	項目	部署	業務内容	業務実施の目安					
				発災～ 3時間	～24 時間	～3日	～7日	～1か 月	1か月 ～
			は、随時、本部作業室と調整を図る。 【No.6-1】被害家屋調査の準備事項 参照。 【No.6-2】被害家屋調査の実施方法 参照。						
7	罹災証明書の発行	罹災証明チーム	・発災後2週間までに草加市罹災証明書交付要綱に基づき、罹災証明書の発行を開始する。 【No.7】罹災証明書発行の留意事項 参照。				●		
8	被災証明書の発行	罹災証明チーム	・家屋以外の構造物や家財道具等が被災した場合で、証明が必要な被災者に対し、被災証明書の発行を開始する。 【No.8】罹災証明書と被災証明書の違い 参照				●		
9	被害状況調書（罹災台帳）	罹災証明チーム	・被害家屋認定調査の結果を踏まえ、家屋データ、所在地番、住居表示、住民基本台帳等をもとに被害状況調書（罹災台帳）を作成する。					●	
10	罹災証明チームの解散	罹災証明チーム	・災害対策本部の廃止等、状況に基づき、罹災証明チームを解散するとともに、引継ぎの広報、集計結果の報告を行う。 【No.10】罹災証明チームの解散の手順 参照。					●	

【No.3】罹災証明に係る事務開始に先立ち、必要な広報内容

受付期間	災害発生日から原則1か月以内（被害状況に応じて最大3か月まで延長可）
受付場所・相談窓口	本部作業室との調整により定めた場所
受付時間	原則として開庁時間（被災の状況により柔軟に対応）
交付対象者	罹災証明の対象（全壊・半壊・一部損壊・流失・床上浸水・床下浸水、又は、火災による全焼・半焼となった家屋）の所有者、占有者及び一時滞在者
手数料	無料
自己判定方式の周知	受付後、原則として現地調査を行うが、現地調査を省略することができる「自己判定方式」で申請することも可能であることの周知 「自己判定方式」： 調査を簡素化し罹災証明書の交付の迅速化を図るため、家屋の損害が「準半壊に至らない（一部損壊）」であることが確認でき、その判定結果に同意いただける場合は、自己判定方式により 罹災証明書を交付できる。

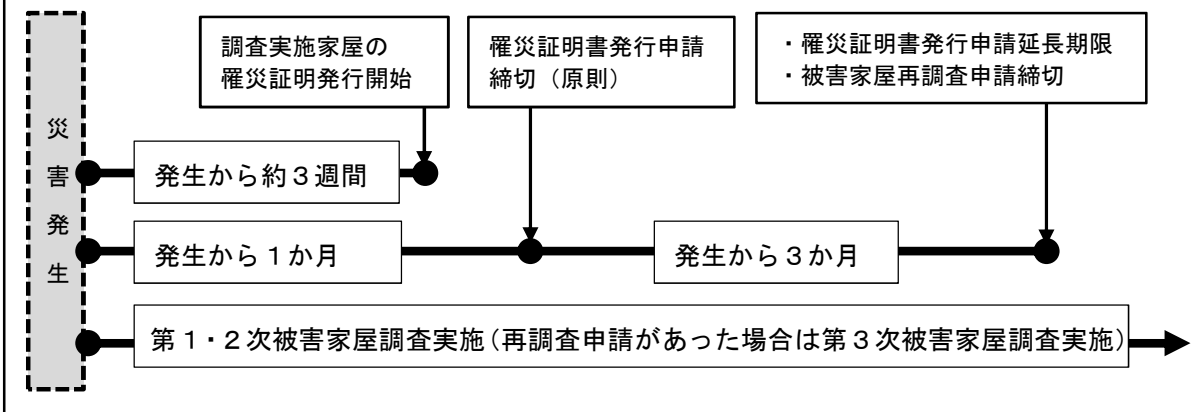
【No.6-1】被害家屋調査の準備事項

- 1 航空写真の撮影（被災範囲が市全域に及ぶ場合。必要に応じて）
- 2 県を通じた調査員の動員の要請の検討
- 3 調査備品・携帯品等の調達・準備（調査票、家屋図面、土地家屋現況図又は住宅地図等）
- 4 調査班の編成と調査地区割りの検討
- 5 調査員等の輸送、宿泊所の手配
- 6 罹災証明チーム及び班の編成
- 7 調査員に対するガイダンス 等

【No.6-2】被害家屋調査の実施方法

- 1 調査体制
 - (1) 罹災証明チーム（チームを編成していない場合は総務部）が調査を実施する。
 - (2) 調査は、原則、2人一組で実施する。
- 2 風害
調査は、外観の損傷状況の目視による把握、住家の傾斜の計測及び住家の主要な構成要素ごとの損傷程度等の目視による把握により行う。調査により把握した住家の外観の損傷状況、住家の傾斜及び部位ごとの損傷程度等をもとに被害認定基準等に照らして、住家の被害の程度を判定する。
- 3 水害
 - ・ 第1次被害家屋調査（第1次判定）
第1次調査の対象は、木造・プレハブ戸建て、非木造が対象である。外観の損傷状況及び浸水深の目視による把握を行い、被害認定基準等に照らして、住家の被害の程度を判定する。
 - ・ 第2次被害家屋調査（第2次判定）
第2次調査の対象は、第1次調査を実施した住家の被災者から申請があったもの、第1次調査を実施したが判定には至らなかったもの、又は第1次調査の対象に該当しないものが対象である。
第2次調査は、外観の損傷状況の目視による把握、住家の傾斜の計測、浸水深の確認及び内部立入り調査による住家の主要な構成要素ごとの損傷程度等の目視による把握を行い、被害認定基準等に照らして、住家の被害の程度を判定する。
- 4 調査時期
災害発生日からおおむね3週間とする。ただし、調査対象家屋が多く、おおむね3週間以内に調査が完了しないときは、調査時期を災害発生日から起算して3か月まで延長するものとする。

※災害発生後、速やかに手続の周知開始



資料：災害に係る住家の被害認定基準運用指針（令和3年3月、内閣府）

【No.7】罹災証明書発行の留意事項

1 被害状況が確認できる場合

申請者から提出のあった被災を受けた箇所の写真等により、建築物の損傷の程度が明白である場合、その写真等をもとに被害状況を判定し、被害状況調書（罹災台帳）を作成し、罹災証明書を発行する。なお、罹災台帳作成に当たっては必要事項の記載とともに、提出のあった写真等を添付する。

2 被害状況が確認できない場合（申請内容と判断結果が異なる場合を含む）

被災者がやむを得ない理由により、被災を受けた箇所の写真等を提出できない場合、又は提出を受けた写真等をもとに被害状況の判定ができない場合は、市職員による被害家屋認定調査（外観目視調査及び内部立入調査）を実施し、被害状況を判定した上で罹災証明書を交付する旨を申請者に伝える。

3 自己判定方式

自己判定方式について、家屋全体の損害割合（10%未満）や提出する写真の内容（被害状況のわかる写真）等判定内容を明確化し、調査の透明性を確保するとともに、市民に周知する。

【No.8】罹災証明書と被災証明書の違い

	罹災証明書	被災証明書
証明内容	住居の被害やその程度を証明 （被災者支援の判断材料）	災害による被害を受けたという事実を証明
証明の対象	災害によって被害を受けた家屋	・家屋に付随する門柱、門扉等の構造物 ・自動車、家財道具その他の動産 ・上記の他に市長が認めるもの
調査内容	・国の「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」等に基づき、被害の程度を判定する。 ・申請者が「準半壊に至らない（一部損壊）」という被害の程度に同意できる場合は、自己判定方式（写真による判定）も可能である。	・被災した構造物や家財道具等の被害調査を行う（被害程度の判定は行わない。） ・ただし、被害状況がわかる写真等により、被災状況が確認できるときは、実地調査を省略することができる。

【No.10】罹災証明チームの解散の手順

- 罹災証明チームを編成していた場合、災害対策本部の廃止とともに同チームは解散する。
- 申請受付・調査・発行の進捗を踏まえ、解散する必然性が予見される場合、作業室長を通じて、罹災証明チームの解散予定時期について本部長又は本部会議の判断を仰ぐ。
- 本部作業室は罹災証明チームと連携の上、業務の引継について広報する。
- 解散前に罹災証明チームは、全体の集計結果について本部作業室を通じて本部長に報告する。
- 罹災証明チームは必要な業務の引継ぎが総務部において対応できると判断された時点において、改めて、作業室長を通じて本部長又は本部会議に解散の時期を報告する。

(2) 日本赤十字社に係る義援金及び被災者支援基金の受付・配分【総合政策部・福祉部】

関係対策部は、各方面から寄託される義援金及び草加市被災者支援基金について、受付及びこれらの配分等を適切に実施する。

No.	項目	部署	業務内容	業務実施の目安					
				発災～ 3時間	～24 時間	～3日	～7日	～1か 月	1か月 ～
1	支給準備	本部作業室・福祉部	- 本部作業室は、弔慰金等の支給対象の候補となる者についての情報を福祉部に提供する。 - 弔慰金の支給に関する事項を審査する審査会の設置及び運営について県への委託を調整するとともに、委託とならなかった場合は、審査会を設け、審査する。	●	●				
2	受入れ・募集	福祉部	- 発災後7日までに義援金受付窓口を設置し、受付記録を作成して保管の手続きを行うとともに、寄託者に受領書を発行する。 - 義援金は被災者に配分するまでの間、指定金融機関に専用口座をつくり保管する。 - 日本赤十字社埼玉県支部、インターネット等を通じて募集を依頼する（原則として、市から直接、義援品の募集は行わない）。	●	●	●	●		
3	配分計画	総合政策部・福祉部	- 発災後3週間前までを目安とし、県から交付される義援金と整合を取りながら「第1次配分計画」の検討を開始し、配分計画を審議する配分委員会を設置する。 - 配分計画は、罹災地区、罹災人員及び世帯、罹災の状況等を勘案し、本部作業室及び福祉部と連携して定める。 - 第1次配分計画の素案作成後、配分委員会の開催・審議を経て義援金の配分を決定する。					●	
4	分配	福祉部	県又は日本赤十字社奉仕団等関係団体の協力を得て分配する。					●	●
5	受入れ	総合政策部	- 草加市被災者支援基金条例に基づき、基金への寄附金を受け入れる。 - 災害の状況等に応じて、別途、臨時受付場所の設置を検討する。					●	●

No.	項目	部署	業務内容	業務実施の目安					
				発災～ 3 時間	～24 時間	～3 日	～7 日	～1 か 月	1 か月 ～
6	募集	総合政 策部	- 被災者支援に一定の支出を伴う災害であることが予見される場合、基金への寄附金を募集する。 - 募集に当たり、新聞・ラジオ・テレビ等報道機関に協力を求めるとともに、本部作業室を通じて関係対策部と連携しながら、各種団体等に広く募集を呼びかける。					●	●
7	被災者への分配	総合政 策部	- 被害状況の確認又は確定後に被災者へ分配する。 - 当初の配分計画から大きな乖離^{かいり}が生じている場合、改めて配分計画を見直す。 - 分配に当たっては、支援を必要とする個人に行き渡るよう分配方法の工夫に努める。					●	●
8	被災者支援施策への分配	総合政 策部	被災者支援施策への基金は、草加市被災者支援基金条例及び同施行規則の趣旨に基づき分配を決定し、執行する。					●	●

(3) 被災者の生活確保【福祉部・本部作業室】

福祉部は、災害弔慰金や災害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付を行う。また、国、県、社会福祉協議会や関係団体等と連携しながら、各種制度による資金の貸付け等の運用を図る。

No.	項目	部署	業務内容	業務実施の目安					
				発災～ 3時間	～24 時間	～3日	～7日	～1か 月	1か月 ～
1	支給準備	福祉部	- 本部作業室は、集約した情報及び遺族等の意向を踏まえて整理した弔慰金等の支給対象の候補となる者についての情報を福祉部に提供する。 - 弔慰金の支給に関する事項を審査する審査会の設置及び運営について県への委託を調整するとともに、委託とならなかった場合は、審査会を設ける。						●
2	災害弔慰金	福祉部	草加市災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき、自然災害により死亡した市民の遺族に対し災害弔慰金を支給する。						●
3	災害障害見舞金	福祉部	草加市災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に対して災害障害見舞金を支給する。						●
4	災害援護資金	福祉部	草加市災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき、自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して災害援護資金を貸し付ける。						●
5	生活保護	福祉部	生活保護法に基づく保護の要件に適合している被災者に対し、その実情を調査の上、困窮の程度に応じた最低生活を保障する。						●
6	被災者生活再建支援制度	福祉部	被災者生活再建支援制度の申請に関する窓口及び取りまとめのほか、支給に伴う県との連絡調整を行う。 【No.6】被災者生活再建支援制度 参照。						●
7	埼玉県・市町村被災者安心支援制度	福祉部	- 埼玉県・市町村被災者安心支援制度の申請に関する窓口及び取りまとめのほか、支給に伴う県との連絡調整を行う。 1～2号配備の災害の場合（災害対策本部が設置されない場合）は、危機管理課が同制度の運用に係る業務を行う。 【No.7】埼玉県・市町村被災者安心支援制度 参照。						●

No.	項目	部署	業務内容	業務実施の目安					
				発災～ 3時間	～24 時間	～3日	～7日	～1か 月	1か月 ～
8	草加市被災者支援基金	総合政策部	・竜巻や火災時に家を失った方等に対し、被災者支援基金を支給する。						●
9	その他の資金貸付	福祉部	・本部作業室が設置した総合相談窓口（本部が設置されていない場合は広聴相談課）や福祉部に寄せられた生活再建に係る相談について、市で取り扱う支援制度や他の団体等が設けている制度をはじめとした各種被災者支援制度の紹介を行う。 【No.9】その他の資金貸付 参照。						●
10	郵便物の特別扱い	本部作業室	・災害が発生した場合、日本郵便㈱では被害状況及び実状に応じて、郵便事業に係る災害特別事務取扱及び救護対策の措置を講じる。 ・本部作業室は日本郵便㈱から同措置を講じることについて情報提供を受けた後、速やかに必要な広報活動を行うとともに、各対策部と情報を共有する。 【No.10】郵便物の特別扱い 参照。						●

【No.6】被災者生活再建支援制度

自然災害により、その生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、被災者生活再建支援法に基づき、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金が支給される。

区分	基準内容																																					
1 制度の対象となる自然災害	暴風、洪水、地震その他政令で定める自然災害で、次のいずれかに該当する場合 ① 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村 ② 10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村 ③ 100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県 ④ ①又は②の市町村を含む都道府県で5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口10万人未満に限る) ⑤ ①～③の区域に隣接し、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口10万人未満に限る) ⑥ ①若しくは②の市町村を含む都道府県又は(ウ)の都道府県が2以上ある場合に、 5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口10万人未満に限る) 2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口5万人未満に限る)																																					
2 制度の対象となる被災世帯	上記の自然災害により、 ① 住宅が全壊した世帯 ② 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯 ③ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯 ④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯(大規模半壊世帯) ⑤ 住宅が半壊し、大規模な補修には至らないが、相当規模の補修を要する世帯(中規模半壊世帯)																																					
3 支援金の支給額	支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。 ただし、世帯の構成員が1人の場合は3/4の金額になる。 <table><tr><th rowspan="3">被災世帯の区分</th><th rowspan="3">損害割合(※)</th><th colspan="3">支援金の支給額</th></tr><tr><th rowspan="2">基礎支援金</th><th colspan="2">加算支援金</th></tr><tr><th>住宅の再建手段</th><th>支給額</th></tr><tr><td rowspan="3">①全壊 ②解体 ③長期避難</td><td rowspan="3">50%以上</td><td rowspan="3">100万円</td><td>建設・購入</td><td>200万円</td></tr><tr><td>補修</td><td>100万円</td></tr><tr><td>賃借</td><td>50万円</td></tr><tr><td rowspan="3">④大規模半壊</td><td rowspan="3">40%台</td><td rowspan="3">50万円</td><td>建設・購入</td><td>200万円</td></tr><tr><td>補修</td><td>100万円</td></tr><tr><td>賃借</td><td>50万円</td></tr><tr><td rowspan="3">⑤中規模半壊</td><td rowspan="3">30%台</td><td rowspan="3">—</td><td>建設・購入</td><td>100万円</td></tr><tr><td>補修</td><td>50万円</td></tr><tr><td>賃借</td><td>25万円</td></tr></table> ※住家の主要な構成要素の経済的被害の住家全体の価値に占める割合であり、市町村による被害認定調査により判定され、罹災証明書における「全壊」「大規模半壊」等の記載に反映されるもの。	被災世帯の区分	損害割合(※)	支援金の支給額			基礎支援金	加算支援金		住宅の再建手段	支給額	①全壊 ②解体 ③長期避難	50%以上	100万円	建設・購入	200万円	補修	100万円	賃借	50万円	④大規模半壊	40%台	50万円	建設・購入	200万円	補修	100万円	賃借	50万円	⑤中規模半壊	30%台	—	建設・購入	100万円	補修	50万円	賃借	25万円
被災世帯の区分	損害割合(※)			支援金の支給額																																		
				基礎支援金	加算支援金																																	
		住宅の再建手段	支給額																																			
①全壊 ②解体 ③長期避難	50%以上	100万円	建設・購入	200万円																																		
			補修	100万円																																		
			賃借	50万円																																		
④大規模半壊	40%台	50万円	建設・購入	200万円																																		
			補修	100万円																																		
			賃借	50万円																																		
⑤中規模半壊	30%台	—	建設・購入	100万円																																		
			補修	50万円																																		
			賃借	25万円																																		
4 市の対応	① 住宅の被害認定 ② 罹災証明書等必要書類の発行 ③ 被災世帯の支給申請等にかかる窓口業務 ④ 支給申請書等の必要書類の取りまとめ及び県への送付																																					
5 県の対応	① 被害状況 ② 災害が法適用となる場合の内閣府等への報告及び公示 ③ 支給申請書等の必要書類の取りまとめ及び支援法人への送付																																					

【No.7】埼玉県・市町村被災者安心支援制度

■ 埼玉県・市町村生活再建支援金の概要

- 同一災害であるにもかかわらず、市が被災者生活再建支援制度の要件に満たず、同制度が適用されないことも考えられる。その場合には、埼玉県・市町村被災者安心支援制度による支援の活用を図る。

区分	基準内容																		
対象災害	自然災害（暴風、豪雨、豪雪、高潮、洪水、地震、津波、噴火、その他の異常な自然現象より生ずる災害）																		
対象災害の規模	自然災害の規模は問わない。ただし、対象は被災者生活再建支援法が適用とならなかった地域に限る。																		
制度の対象となる被災世帯	上記の自然災害により、 ① 住宅が全壊した世帯 ② 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、倒壊防止等やむを得ない事由により住宅を解体した世帯 ③ 災害が継続し、長期にわたり居住不能な状態が継続することが見込まれる世帯 ④ 大規模半壊の被害を受けたと認められる世帯 ※被災者生活再建支援法の規定と同様の内容																		
支援金の支給額	支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる （※ 世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3／4の額） ① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金） <table><tr><th>住宅の被害程度</th><th>全壊</th><th>解体</th><th>長期避難</th><th>大規模半壊</th></tr><tr><td>支給額</td><td>100万円</td><td>100万円</td><td>100万円</td><td>50万円</td></tr></table> ② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金） <table><tr><th>住宅の再建方法</th><th>建設・購入</th><th>補修</th><th>賃借（公営住宅以外）</th></tr><tr><td>支給額</td><td>200万円</td><td>100万円</td><td>50万円</td></tr></table> ※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200（又は100）万円 ※被災者生活再建支援法の規定と同様の内容	住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊	支給額	100万円	100万円	100万円	50万円	住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借（公営住宅以外）	支給額	200万円	100万円	50万円
住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊															
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円															
住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借（公営住宅以外）																
支給額	200万円	100万円	50万円																
市の対応	① 住宅の被害認定 ② 罹災証明書等必要書類の発行 ③ 被災世帯の支給申請等にかかる窓口業務 ④ 支給申請書等の必要書類の取りまとめ、第1次審査及び県への書類送付																		
県の対応	① 被害状況の取りまとめ ② 支給申請書等の受領、審査（第2次）、支給の可否の決定 ③ 被災世帯主への支給可否の決定通知、申請受理市町村へ決定通知の写し送付 ④ 被災世帯主へ支援金の支給 ⑤ 各市町村へ本支援制度に係る負担金の請求 ⑥ 申請期間の延長決定																		

※法改正に伴い、制度の一部を見直す予定あり。

■ 埼玉県・市町村半壊特別給付金の概要

区分	基準内容
目的	災害救助法が適用とならなかった地域の半壊世帯に対し、埼玉県・市町村半壊特別給付金を支給し、被災世帯の生活再建を支援する。
対象災害	自然災害（暴風、豪雨、豪雪、高潮、洪水、地震、津波、噴火、その他の異常な自然現象より生ずる災害）
対象災害の規模	自然災害の規模は問わない。ただし、対象は災害救助法が適用とならなかった地域に限る。
支給対象世帯	埼玉県・市町村生活再建支援金及び埼玉県・市町村半壊特別給付金に関する要綱第2条第1項(2)オで定める住家が半壊した世帯
給付金の額	50万円 (※世帯人数が1人の場合は、37万5千円)
市の対応	① 住宅の被害認定 ② 罹災証明書等必要書類の発行 ③ 被災世帯の支給申請等にかかる窓口業務 ④ 支給申請書等の必要書類の取りまとめ、第1次審査及び県への書類送付
県の対応	① 被害状況の取りまとめ ② 支給申請書等の受領、審査（第2次）、支給の可否の決定 ③ 被災世帯主へ支給可否の決定通知、申請受理市町村へ決定通知の写し送付 ④ 被災世帯主へ給付金の支給 ⑤ 各市町村へ本支援制度に係る負担金の請求 ⑥ 申請期間の延長決定

※埼玉県・市町村半壊特別給付金の支給手続は、埼玉県・市町村生活再建支援金と同じ。

【No.9】 その他の資金貸付

1 生活福祉資金

県社会福祉協議会が草加市社会福祉協議会の協力を得て、災害救助法が適用にならない災害によって被害を受けた低所得者世帯に対して災害援護資金及び住宅資金の貸付けを予算の範囲内で行う。

なお、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護資金の貸付対象となる世帯は、原則としてこの資金の貸付対象とはならない。

2 住宅復興資金

住宅金融支援機構が「独立行政法人住宅金融支援機構法」に基づき、大災害により住宅を失い、又は、破損した被災者に対して、住宅の建設、補修、購入、宅地整備等を行えるよう災害住宅復興資金を融資している。

※ その他の支援制度に関しては、「被災者支援に関する各種制度の概要」（内閣府）を参考とする。

【No.10】郵便物の特別扱い

1 被災者に対する郵便葉書の無償交付等

被災者（法人を除く）は、料額印面の付いた郵便葉書及び郵便書簡を無償で交付を受けることができる。また、被災者が差し出す郵便物の料金（特殊取扱の料金を含む。）を免除することができる（郵便法第18条）。

2 救助用の郵便物等の料金の免除

被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体に宛てた救助用のものを内容とする郵便物の料金（特殊取扱の料金を含む。）を免除することができる。

(4) 農業・中小企業への支援【自治文化部・本部作業室】

自治文化部は、風水害により被害を受けた農業者又は農業団体、中小企業に対し、活用できる各種融資制度の周知を図り、再建の促進を図る。

No.	項目	部署	業務内容	業務実施の目安					
				発災～ 3時間	～24 時間	～3日	～7日	～1か 月	1か月 ～
1	農業制度資金（県）	自治文化部	・農業用施設の補修や建て替えに必要な資金や農作物の植え替え等の経営に必要な資金を融資する。						●
2	農業制度資金	自治文化部	・被災された農業者等に対する各種貸付を行う。（日本政策金融公庫）						●
3	農業保険	自治文化部	・農業保険に加入している個人、法人に対し、農機具や農業施設等に対する補償、収入減少の補てんを行う。						●
4	経営安定資金	自治文化部	・激甚災害指定の災害等の影響を受け、罹災証明を受けた中小企業者に対し融資を行う。						●
5	経営あんしん資金	自治文化部	・災害の影響を受け、売上高や利益率が減少している中小企業者に対し融資を行う。						●
6	災害復旧貸付	自治文化部	・災害により被害を受けた中小企業・小規模事業者等に対して、事業所復旧のための資金を融資する。（日本政策金融公庫、商工組合中央金庫）						●

(5) 職業のあっせん【市民生活部】

市民生活部は、離職者の状況を把握し、災害により離職を余儀なくされた被災者に対する職業のあっせんについて、国（公共職業安定所）に報告の上、対応を要請する。

No.	項目	部署	業務内容	業務実施の目安					
				発災～ 3時間	～24 時間	～3日	～7日	～1か 月	1か月 ～
1	職業のあっせん	市民生活部	・災害によって離職を余儀なくされた被災者の早期再就職を促進し、必要に応じて、次の措置を講じるよう要請する。 【No.1】公共職業安定所による職業のあっせん 参照。						●

【No.1】公共職業安定所による職業のあっせん

- 1 被災者のための臨時職業相談窓口の設置
- 2 公共職業安定所へ出向くことが困難な地域における臨時職業相談所の開設又は巡回相談の実施
- 3 職業訓練、職業転換給付金制度の活用等
- 4 雇用保険の失業給付に関する特別措置
 - ① 証明書による失業の認定

災害によって失業の認定日に出向くことのできない受給資格者に対しては、事後に証明書によって失業を認定し、失業給付を行う措置
 - ② 激甚災害による休業者に対する基本手当の支給

風水害が「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下、「激甚法」という。）第25条に定めた措置を適用される場合は、災害による休業によって賃金が受給できない雇用保険の被保険者（日雇労働被保険者を除く。）を失業とみなし、基本手当を支給する措置
 - ③ 被災事業主の概算保険料等の延納、徴収免除又は労働保険料の納付の猶予

風水害により労働保険料の所定の期限までに納付できない事業主に対し、必要があると認めるときは、概算保険料の延納方法の特例措置、延滞金、若しくは追徴金の徴収免除又は労働保険料の納付の猶予を行う措置

(6) 市税等の徴収猶予及び減免等【総務部、各関係部】

総務部及び各対策部は、市税等の徴収猶予及び減免等の措置を行う。

No.	項目	部署	業務内容	業務実施の目安					
				発災～ 3時間	～24 時間	～3日	～7日	～1か 月	1か月 ～
1	市税等の徴収猶予及び減免等	総務部・各対策部	・徴収猶予及び減免等の措置の規定がある市税等（下記参照。）は、発災後3週間までに災害によって被害を受けた市民の状況に応じて、申告・申請・請求・その他書類の提出のほか、納付又は納入に関する期日の延長、地方税（延滞金を含む）の徴収猶予及び減免の措置を行う。 【No.1】市税等の徴収猶予及び減免等参照。						●
2		総務部	・上記の情報について、本部作業室と連携して一元化し、被災者に情報提供できる体制を整える。						●

【No.1】市税等の徴収猶予及び減免等

- ① 市税の徴収猶予及び減免
- ② 国民年金保険料の免除
- ③ 老人ホーム措置費用の徴収額の減免
- ④ 介護保険料の減免
- ⑤ 介護保険サービスの利用者負担額の減免
- ⑥ 障害福祉サービス利用料の減額・免除
- ⑦ 国民健康保険一部負担金の減免
- ⑧ 後期高齢者医療制度に係る一部負担金の減免^{（注）}
- ⑨ 後期高齢者医療保険料の徴収猶予及び減免^{（注）}
- ⑩ 児童クラブ保育料の減免
- ⑪ 保育園保育料の減免
- ⑫ 学校授業料等の減免

※国税等の徴収猶予及び減免

（注）後期高齢者医療制度の審査等の事務に関しては、埼玉県後期高齢者医療広域連合で行う。

(7) 文教対策【教育総務部】

教育総務部は、小・中学校等の応急対策等を講じ、児童・生徒等の生命及び身体の安全並びに教育活動の確保に努めるとともに、施設・設備の被災により、通常の教育が実施できない場合において必要な文教対策を検討の上、実施する。

また、文化財の応急措置を実施する。

No.	項目	部署	業務内容	業務実施の目安					
				発災～ 3時間	～24 時間	～3日	～7日	～1か 月	1か月 ～
1	事前対策	教育総務部	・風水害が発生するおそれがある場合、「本章第2節1 災害発生前の対応」に基づき対策を行う。	発災前					
2	発災直後における緊急措置	教育総務部	・発災直後における対応は、「本章第2節2 災害発生直後の対応」による。	●					
3	学校での対応状況の把握	教育総務部	・避難所となっている学校での対応状況を把握する。 【No.3】避難所となっている学校での対応 参照。		●	●			
4		教育総務部	・学校長が実施する応急教育状況を把握し、必要に応じ、支援する。 【No.4】応急教育の方法 参照。				●	●	
5	転校手続	教育総務部	・学校長は被災等によって県内外へ転校する児童・生徒が多数にのぼる場合、転校手続の円滑化を図るため、教育総務部を通じて県教育委員会に手続の簡素化及び弾力化を要請する。					●	●
6	給食等の措置	教育総務部	・学校給食は、災害復旧又は社会の混乱が沈静化するまで原則として行わない。 ・学校給食施設・設備が被災した場合、速やかに応急処理を行い、保管中の食材料が被害を受けた場合、応急調達の措置を講じる。 ・学校給食の再開に当たっては衛生管理に十分注意し、給食に起因する感染症、食中毒の発生のないよう努める。 ・被災した児童・生徒の給食費は、準要保護世帯における給食費補助の措置を講じる。					●	●

No.	項目	部署	業務内容	業務実施の目安					
				発災～ 3時間	～24 時間	～3日	～7日	～1か 月	1か月 ～
7	被災した児童・生徒への支援	教育総務部	・災害により学用品を失った児童・生徒に対し、必要な教材、学用品を支給する。学校長を通じて給与の対象となる児童・生徒数を把握し、本部作業室を通じて罹災者名簿と学籍簿を照合し、教科書、学用品や文房具について小・中学校別に学用品購入（配分）計画表を作成する。 【No.7】被災した児童・生徒への支援 参照。					●	●
8			・学用品購入（配分）計画表に基づき、教科書の県による一括調達の可否について確認の上、教科書とともに文房具、学用品の調達・購入し、各学校に分配の上、学校から対象の児童・生徒に支給する。なお、調達が困難な場合には、県に調達を依頼する					●	●
9	文化財の保護	教育総務部	・文化財の被害状況を把握し、滅失しないよう、応急措置を迅速に実施する。 ・被害状況調査や修復等に当たり、支援にが必要と判断した場合は、文化庁の文化財レスキュー事業等の活用を検討する。 【No.9】文化財の保護 参照。					●	●

【No.3】避難所となっている学校での対応

1 被災者への対応

学校長は発災直後の対応後もしばらくは、地区参集部職員及び「避難所運営委員会」と連携を図りながら、避難者の対応に当たる。

なお、地区参集部職員や「避難所運営委員会」とともに、使用する学校施設や教職員・調理士等の役割を協議し、可能な限り避難所の運営に協力する。

2 授業の確保

学校長は、被災者の生活再建の進展に伴う避難者の縮小に応じて、地区参集部職員や「避難所運営委員会」と協議の上、段階的に教室を確保し授業の再開に備える。

3 学校給食施設・設備及び調理士等の対応

学校長は、学校給食施設・設備が被災者用の炊き出しに利用されることも想定されることから、調理士等と協議し、学校給食施設・設備の復旧に向けた調整を図り、必要に応じて応急処理を行う。

また、調理士等がいる学校については学校給食の再開時期を見据えながら、学校給食施設・設備の活用のほか、調理士の派遣等について検討するなど、避難所において実施する炊き出し等に対してできる限り協力を行う。

【No.4】 応急教育の方法

1 児童・生徒の安全確保

学校長は、児童・生徒の安否及び被災状況を確認する。

2 休校等の措置

学校長は、学校の被災状況、避難所の利用、児童・生徒等の被災状況等を教育総務部に報告し、休校等の措置を講じる。

3 場所の確保

学校長は施設の被害・復旧状況を随時、調査・確認し、本部作業室及び教育総務部と連携を取りながら、応急復旧により使用できる場合は、速やかに復旧のうえ使用する。校舎の全部又は大部分が使用できない場合は、使用禁止等の措置を行い、二次災害の防止に努めながら、応急教育の実施に必要な場所を確保する。なお、修繕で対応できる被害の場合、被害の程度を十分に調査し、ガラス修理、給排水設備の改修等の応急整備を実施する。

被害の程度に応じた応急教育の予定場所

被害の程度	応急教育のための予定場所
校舎の一部	被害を免れた学校内施設
校舎全体	隣接学校の学校内施設（利用が困難な場合には近隣公共施設）
特定の地域での大きな被害	最も近い被災のない学校（利用が困難な場合は公共施設） ※応急仮設校舎の設置を検討

※いずれの場合も、近隣校への分散、昼間二部授業、時差通学、短縮授業、家庭学習等の方策を合わせて検討する。

4 授業の再開

学校長は、児童・生徒や家族の被災、校舎の損壊、交通機関や水道・ガス等の復旧状況等を考慮し、教育総務部及び関係機関と協議の上、必要に応じて臨時の学級編成等を行い、授業を再開する。

教職員が被災し、十分な人員が確保できない場合は、教育総務部を通じて、県教育委員会と連携し学級編成の組替えや近隣学校の応援等により対処する。

なお、教育総務部は授業の再開見込みなどの各学校の対応状況を取りまとめ、本部作業室に報告する。本部作業室では報告を受けた内容をもとに必要な広報活動を実施するとともに、各対策部との情報共有を図る。

5 応急教育の要領活動

教育総務部は応急教育の実施に当たっての教育内容・生徒指導の指針を立案する。

また、授業が実施できない場合、代替教育として家庭学習の方法等を指導する。

■ 主な留意事項

① 教育内容

教科書や学用品等の損失状況を考慮。健康指導、生活指導、安全教育に重点を置く。

② 生活指導

児童・生徒の「こころのケア」対策を行う。なお、必要に応じて、関係機関と連携・協力しながら、電話相談やカウンセリング等の対策を実施する。

【No.7】被災した児童・生徒への支援

支給期間	・教科書（教材を含む） 災害発生日から1か月以内に支給 ・文房具（通学用品を含む） 災害発生日から15日以内に支給 ※ 交通、通信の途絶等により調達が困難な場合は、必要な期間を延長する。
調達に係る費用について	災害救助法が適用された場合、学用品の給与に要した費用は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」の範囲内において、県に請求する。

【No.9】文化財の保護

被害状況の調査	災害発生後、文化財の所有者及び管理者等の安否を確認し、文化財等の被害状況について、情報収集と把握に努める。
被害状況の報告	文化財等の所有者及び管理者等から寄せられた被害状況を整理し、国及び県等の関係機関に報告する。
文化財の保護措置	応急措置や協力要請等、次の措置により文化財を保護する。 ① 応急救済措置及び現場保存の開始、並びに支援要請の発出 ② 関係機関等への実施した応急救済措置の内容報告 ③ 文化財等の移送及び一時保管 文化財等の保管場所が被害を受けた場合は、管理体制及び設備の整った公共施設等に一時保管の措置を取る。

(8) 保育対策【こども未来部】

こども未来部、施設長（民間認可保育所・放課後児童クラブ・児童館等の施設長を含む）は、災害時における園児の安全確保を図るため、次の応急措置を講じる。

No.	項目	部署	業務内容	業務実施の目安					
				発災～ 3時間	～24 時間	～3日	～7日	～1か 月	1か月 ～
1	事前対策	こども未来部	・風水害が発生するおそれがある場合、「本章第2節1 災害発生前の対応」に基づき対策を行う。	発災前					
2	発災直後における緊急措置	こども未来部	・発生直後の対応は、「本章第2節2 災害発生直後の対応」による。 【No.2】応急保育の内容（施設長の対応）参照。	●					
3	特別保育の実施	こども未来部	・臨時休園（休室）を決定した場合、速やかに特別保育の実施体制を整え、対象児童を受け入れる。	●					
4	施設の被害状況の確認	こども未来部	・各施設への情報及び指令の伝達について万全の措置を講じる。	●	●				
5	通園できない園児の対応	こども未来部	・通園（室）できない園児等を確認した場合、各施設の情報を集約した上で、地域ごとの実状に応じた臨時編成の実施を検討する。			●			
6	既存施設で保育が実施できない場合の対応	こども未来部	・既存施設で保育が実施できない場合、職員の臨時編成を行い、受入れ可能な園児等を保育園等において保育する。 ・状況によっては、本部作業室と調整の上、臨時的な保育所として避難所での応急保育も視野に入れた対応を行う。			●	●		
7	保育の再開	こども未来部	・保育の再開について、各施設と協議するとともに、再開見込みなどの各施設の対応状況を取りまとめ、本部作業室に報告する。			●	●		
8		本部作業室	・報告を受けた内容をもとに、必要な広報活動を行うとともに、各対策部との情報共有を図る。			●	●		
9	育児用品の確保	こども未来部	・危機管理課と連携し、粉ミルク、哺乳瓶、ポット、ベビーベッド、紙おむつ等の育児用品の確保に努める。 ・これらの育児用品が不足する場合には、本部作業室を通じて、県に支援を要請する。			●	●		

※施設長の対応については、【No.2】応急保育の内容（施設長の対応）を参照。

【No.2】 応急保育の内容（施設長の対応）

- 1 園児等の安全確保
施設長は、園児等の安否及び被災状況を確認する。
- 2 施設の被害状況の確認及び復旧
施設長は、既存施設の被害状況を確認し、その復旧に努めるとともに、職員及び保護者に被害状況等を伝達する。
- 3 被災により通園（室）できない園児等の対応
施設長は、被災により通園（室）できない園児等を確認した場合には、こども未来部に対し情報提供を行う。
- 4 保育の再開
施設長は、災害の推移を把握し、こども未来部と連携・協議しながら、平常保育の再開に努める。
また、再開の時期を決定したら、早急に保護者に連絡する。

(9) 災害廃棄物・し尿の処理【市民生活部】

市民生活部は、「草加市災害廃棄物処理計画」に基づき、災害廃棄物の適正かつ円滑な処理を実施する。また、被災状況に応じた適切なし尿処理を行う。

No.	項目	部署	業務内容	業務実施の目安					
				発災～ 3時間	～24 時間	～3日	～7日	～1か 月	1か月 ～
1	ごみの 排出量 の把握 (推定)	市民生 活部	・災害時の廃棄物処理計画に基づき実 施する。			●			
2	人員及 びごみ 収集車 の調達	市民生 活部	・本部作業室と連携し、早期の収集体 制を確立するとともに、災害の規模 によっては、県及び相互応援協定に 基づき他市町村の応援を要請する。			●			
3	リサイ クルセ ンター の早期 復旧	市民生 活部	・緊急時におけるごみ処理の円滑化を 図るため、被災後施設の被害調査を 速やかに行うとともに、施設の早期 復旧を図る。			●			
4	市民等 への広 報	市民生 活部	・本部作業室と連携し、ごみの収集に 関する広報活動を行う。 【No.4】ごみの収集に関する広報内容 参照。			●	●		
5	応援要 請	市民生 活部	・ごみ処理に長い期間を要すると判断 した場合は、必要とする車両、人員 や資器材等について、本部作業室と 連携の上、東埼玉資源環境組合や県 災害対策本部に応援要請を行う。 【No.5】ごみの収集・処理体制 参照。				●	●	
6	避難 所・福 祉避難 所のご み対策	市民生 活部	・避難所及び福祉避難所のごみ処理対 策を講じる。 【No.6】避難所のごみ処理対策 参照。			●	●		
7	不法投 棄対策	市民生 活部	・ごみの不法投棄防止対策及び処理対 策について検討する。					●	
8	仮設ト イレの 設置	市民生 活部	・避難所及び福祉避難所に仮設トイレ を設置する。 【No.8】トイレの設置基準 参照。		●				
9	し尿処 理	本部作 業室 各対策 部	・し尿処理に当たり、水洗トイレの使 用の可否等の状況に応じて、雨水貯 留槽等による水の確保を検討する。 【No.9】し尿処理の考え方 参照。			●			
10		市民生 活部	・仮設トイレのし尿回収を業者に委託 し、衛生環境の確保を図る。 【No.10】し尿の処理方法 参照。		●	●			
11		市民生 活部	・し尿を処理場へ運搬するバキューム 車の確保を図る。		●	●			

No.	項目	部署	業務内容	業務実施の目安					
				発災～ 3時間	～24 時間	～3日	～7日	～1か 月	1か月 ～
12	し尿の 収集・ 処理体 制の確 保	市民生 活部	・し尿処理体制を速やかに確保するため、被害を受けた施設の早期復旧に向けた調整を進める。				●	●	
13	がれき 排出量 の把握 (推定)	市民生 活部	・被害状況をもとに、がれきの排出量を見積もる。					●	●
14	がれき 処理体 制の確 立	市民生 活部	・本部作業室と連携しながら、全壊・解体建物棟数に係る情報を整理し、早急な復旧・復興を促進するため、特例的な排出・収集・処理方法等を検討する。 【No.14-1】がれき処理の基本方針等 参照。 【No.14-2】がれき処理に関する広報内容 参照。					●	●
15	仮置場 の確保	市民生 活部	・災害時に発生したがれき等の一時集積場所を確保する。 ・仮置場でのがれきの分別が困難な場合は、本部作業室と連携し一時集積場所、最終処分場の確保について県に応援を要請する。					●	●
16	搬送ル ートの 設定	市民生 活部	・道路管理者及び草加警察署と協議の上、災害廃棄物の搬送ルートを設定する。					●	●

【No.4】 ごみの収集に関する広報内容

- ① ごみの収集処理方針（収集不能期間、仮置場の場所・開設時間等）の周知
- ② 生活ごみとその他災害廃棄物の分別への協力
- ③ 臨時集積所の周知
- ④ 臨時集積所への直接搬入の依頼

【No.5】ごみの収集・処理体制

分別収集体制の確保	・ 早期に復旧を図るため、発災当初から分別収集体制の確保に努める。
ごみ処理施設の確保	・ 処理能力を超えたごみが排出された場合、本部作業室と連携の上、県及び近隣市町村のほか、民間の廃棄物処理業者の協力等を得てごみ処理施設の確保を図る。
仮置場の確保	・ 道路交通の途絶や渋滞のため処理施設への搬出が困難な場合、本部作業室と連携の上、仮置場を確保し、場合によっては、夜間作業も含めた処理を図る。 ・ 仮置場は、周辺的环境や衛生・防火対策等に配慮し、必要に応じて本部作業室との調整により確保に努める。 ・ 仮置場に搬入する車両の増加による渋滞のおそれが生じるため、草加警察署への連絡調整を行う。

【No.6】避難所のごみ処理対策

- ① 避難所は保健衛生上の観点等から、週3日以上のごみ収集体制を確立する。
- ② ごみ箱は、分別を意識して設置する。
- ③ 避難所縮小時における毛布、畳、ポリタンク、段ボール等の一時期に大量の排出が予想されるものについては、再利用・リサイクルの方策と合わせて処理計画を定める。

【No.8】トイレの設置基準

設置基準	初動対応	約 50 人当たり 1 個（現有備蓄トイレ又は災害用トイレで対応）
	後続対応	約 20 人当たり 1 個 （行政相互の広域応援、流通在庫の調達により基準数を設置）
個数算定基準		・ 災害時に利用可能な施設のトイレの個室（洋式便器で携帯トイレを使用）に、災害用トイレを合計して数を算定する。 ・ バリアフリートイレは設置基準の個数にかかわらず、避難者の人数やニーズに合わせて確保する。 ・ 避難所ではトイレの待ち時間に留意し、避難者数（男女毎、両性用も含む）に見合ったトイレの個数と処理・貯留能力の確保に努める。

【No.9】し尿処理の考え方

- ① 井戸や雨水貯留等により処理用水を確保するとともに、下水道機能を有効活用する。
- ② 上記の対策と併せ、仮設トイレ等を使用する。
- ③ 貯留したし尿は原則として東埼玉資源環境組合・第二工場汚泥再生処理センター（汚泥再生処理センターが被災し搬入不可となった場合は中川水循環センター）へ投入し処理するほか、凝固させたし尿は、焼却処分する。

【No.10】し尿の処理方法

一部地域	水洗トイレ 使用地域	・ プールや貯水槽により処理用水を確保し、トイレ用水として下水道管に流下 ・ 公園等に整備された災害用トイレを活用 ・ 公園等に仮設トイレ設置
	マンション 等集合住宅	・ 公園等に整備された災害用トイレを活用 ・ 仮設トイレ設置
その他地域		・ 被害状況に応じて仮設トイレを設置
指定避難所・指定緊急避難場所		・ プールや貯水槽により処理用水を確保し、トイレ用水として下水道管に流下 ・ 整備されているトイレ用テント及び簡易便座による応急対応 ・ 仮設トイレ設置
事業所		・ 仮設トイレ等の備蓄と地域の衛生環境の維持

【No.14-1】がれき処理の基本方針等

基本方針	① 危険なもの、通行上の支障のあるもの等を優先的に収集・運搬する。 ② 選別・保管できる仮置場の十分な確保を図る。 ③ 大量のがれきを最終処分する処理ルートを確認する。 ④ がれきの処理・処分の進捗状況を踏まえ、破碎・分別等を徹底し、木材やコンクリート等のリサイクルを図る。
分 別	柱材・畳・金属・コンクリート・土砂等混合不燃物・瓦・タイル・処理困難物（石膏ボード） ^{せっこう} ・有害物（石綿を含む資材）等
その他の 注意事項	次の留意事項等について、「草加市災害廃棄物処理計画」に基づき、本部作業室と連携しながら、適切な対応を図る。 ① 倒壊建物の解体に伴う粉じん・アスベスト対策・指導 ・ 吹き付けアスベスト使用建築物の事前確認 ・ 工事着手前の現地調査の実施 ・ 工事におけるアスベスト飛散防止対策 ・ 作業員の安全対策（マスク着用、着衣の洗濯等） ・ 付近住民へのマスクの配付及び広報 ② 冷蔵庫等からのフロンの回収 ・ フロン回収業者へ回収等を依頼 ③ 不法投棄のチェック ・ 許可書はカラーコピーできない特殊な用紙を使用 ・ 監視要員の配置 ・ 固定資産税台帳と車検証の写しの添付等

【No.14-2】がれき処理に関する広報内容

① がれきの撤去・収集方針の周知 ② 災害廃棄物の分別への協力 ③ 臨時集積所の周知 ④ 臨時集積所への直接搬入の依頼
--

(10) 住宅への障害物の除去【建設部】

建設部は、風水害等により住宅に流れ込んだ樹木等の障害物を除去し、住宅の応急復旧に努めるとともに、必要に応じて国及び県に応援を要請する。

No.	項目	部署	業務内容	業務実施の目安					
				発災～ 3時間	～24 時間	～3日	～7日	～1か 月	1か月 ～
1	活動方針	建設部	・災害発生日から1～3週間の完了を目指し、市が保有する機械及び器具を使用して、障害物除去活動を行う。 ・活動をする上で、建設業振興会等と連携して対応を図る。 ・人員及び機械力が不足する場合は、本部作業室と連携しながら、国及び県に応援を要請するとともに、隣接市町等からの応援を求める。 【No.1】障害物の除去の実施対象 参照。				●	●	
2	対象者の選定	建設部	・本部作業室を通じて、各対策部と情報を共有しつつ、半壊及び床上浸水家屋の数を把握した上で、想定される障害物除去戸数を算定する（算定基準は、原則、仮設住宅入居者資格基準の例示を準用）。 ・算定した結果を踏まえ、本部作業室に障害物除去対象者の選定基準及び対象戸数を報告する。 ・必要に応じて、本部作業室を通じ本部長又は本部会議での判断を仰ぐ。				●	●	
3	対象者の選定	本部作業室	・建設部からの報告をもとに、障害物除去に当たって必要な広報を実施する。 ・対象者の選定に当たっては、要配慮者を優先することに考慮する。				●	●	
4	実施結果	建設部	・選定対象となった障害物の除去が完了次第、全体の集計結果について本部作業室を通じて本部長に報告する。 ・報告を行った後、本部作業室で、実施結果を県に報告する。				●	●	

【No.1】障害物の除去の実施対象

住家に流れ込んだ樹木などの障害物の除去は、次の条件に該当する場合に実施する。

- ① 障害物のために、当面の日常生活が営めない状態にあること。
- ② 障害物が、日常生活に欠くことのできない場所に運び込まれていること。
- ③ 居住者自らの資力では、除去できない状況であること。
- ④ 住家が半壊又は床上浸水したものであること。
- ⑤ 原則として、当該災害により直接被害を受けたものであること。

(11) 被災住宅の応急修理【都市整備部】

都市整備部は、災害によって住居が半壊、半焼等の被害を受けた住宅について、自己の資力で応急修理のできない被災者に対し、日常生活に欠くことのできない必要最小限の部分の応急修理を行う。

No.	項目	部署	業務内容	業務実施の目安					
				発災～ 3時間	～24 時間	～3日	～7日	～1か 月	1か月 ～
1	活動方針	都市整備部	- 建設業・建築業団体等と連携して、被災住宅の応急修理を行う。 - 人員及び機械力が不足する場合は、本部作業室と連携し、県に対して応援を要請するとともに、隣接市町等からの応援を求める。 【No.1】 応急修理の対象 参照。				●	●	
2	修理の決定・実施	都市整備部	- 災害救助法が適用された場合は、本部作業室及び各対策部と連携し、住宅の被害認定等をもとに、県の委任を受けて応急修理を行う。 - 災害救助法が適用されない場合は、各対策部と情報を共有しながら、想定される修理戸数を算定の上、修理実施の可否について、本部作業室を通じ本部長又は本部会議での判断を仰ぐ。 - 修理を開始する際や進捗に応じて、随時、実施状況を本部作業室に報告する。 【No.2】 修理の方法 参照。				●	●	
3	県が実施する修理住宅の選定への協力	都市整備部	県が修理住宅の選定を行う際、被害程度の調査等に協力する。				●	●	

【No.1】 応急修理の対象

災害救助法が適用された場合	① 災害により住家が半壊、半焼の被害を受け、自己の資力では応急修理ができない者 ② 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者（大規模半壊） 準半壊世帯：損害割合 10%以上 20%未満の住家
災害救助法が適用されない場合	上記①、②の要件を満たすとともに、市長が特別に認めた場合

【No.2】 修理の方法

- ① 居室、炊事場、便所等の生活上欠くことのできない部分のみを対象とする。
 ② 対象数は世帯を単位とする（同一住家に二以上の世帯が同居している場合は一世帯として扱う）。
 ③ 責任者を定め、次の帳簿類を整備し保管する。
- ・救助実施記録日計票
 - ・住宅の応急修理記録
 - ・住宅の応急修理のための契約書、仕様書等
 - ・住宅の応急修理関係支払証拠書類

(12) 応急住宅の供給【都市整備部】

都市整備部は、早期に被災者の住居を確保するため、既存の公営住宅等への一時入居支援や応急仮設住宅の建設等を行う。

No.	項目	部署	業務内容	業務実施の目安					
				発災～ 3時間	～24 時間	～3日	～7日	～1か 月	1か月 ～
1	供給対象世帯の把握	都市整備部	・発災後1週間をめどに、被害の程度、被災宅地危険度判定、避難者の世帯数等から必要な応急住宅の概数の把握に努める。				●		
2	公営住宅等の確保	都市整備部	・応急住宅の必要性が認められる場合は、直ちに本部作業室を通じて、総合政策部に対し市営住宅の活用検討を要請する。 ・応急住宅等の確保について、県との調整を依頼する。 【No.2】 公営住宅等の確保に当たり、県との調整事項 参照。				●		
3	民間賃貸住宅の借上げ又は斡旋	都市整備部	・県宅地建物取引業協会（埼玉東支部）を通じて民間賃貸住宅の借上げ又は斡旋を要請し、供給住宅の確保に努める。					●	
4	応急仮設住宅の建設に向けた準備	本部作業室	・都市整備部に対して、応急仮設住宅の建設に向けた準備を要請する。					●	●
5		都市整備部	・応急仮設住宅建設予定地での建設の可能性を検討し、ライフライン等の被害、交通の状況、教育、保健衛生、地域のコミュニティ等を考慮の上、適当な公有地を選定する。					●	●

No.	項目	部署	業務内容	業務実施の目安					
				発災～ 3 時間	～24 時間	～3 日	～7 日	～1 か 月	1 か月 ～
			【No.5】 応急仮設住宅建設適地の選定基準 参照。						
6	応急仮設住宅の供給の決定	本部作業室・都市整備部	・発災後3週間までに応急仮設住宅の供給の必要性を判断する。					●	
7		都市整備部	・仮設住宅の必要性がある場合は、総合政策部と連携し、建設予定地やその供給世帯数等を定め、本部作業室を通じて本部長又は本部会議での判断を仰ぐ。					●	●
8		都市整備部	・応急仮設住宅建設の際は、原則、災害救助法が適用された場合を想定し、本部作業室を通じて県に応急仮設住宅の建設を要請する。					●	●
9		都市整備部	・応急仮設住宅の建設に当たり、建設業者等と連絡調整し、冷暖房設備の設置、玄関・浴槽の段差解消、手すりの設置等を考慮した福祉仮設住宅を設置するよう要請する。					●	●
10	入居者の選定	都市整備部	・本部作業室と連携し、応急住宅の入居者の選定基準を定めるとともに、入居者を選定する。 【No.10】 公営・公的住宅の入居者の選定 参照。					●	●

【No.2】 公営住宅等の確保に当たり、県との調整事項

- ① 公営住宅の斡旋及び受付要員の派遣
- ② 企業等の社宅の借上げ
- ③ 公営・公的住宅入居者資格を有する被災者※の優先入居

※災害が大規模な場合に被災市街地復興特別措置法第21条の規定に該当する者

【No.5】 応急仮設住宅建設適地の選定基準

- 1 原則として市有地とする。ただし、契約や協定（例：防災協力農地として協定を締結した生産緑地等）により、災害時に無償で使用可能な応急仮設住宅建設適地として確保できる場合には、選定対象とする。
 - 2 校庭やヘリポートは選定対象外とする。ただし、学校教育やヘリポートとしての利用に支障が生じない範囲は選定対象に加えることができる。
 - 3 次の基準に該当する用地とする。
 - ① 近隣 100m以内に給水管が敷設されていること。
 - ② 公共下水道管が敷地内や隣接地に敷設されていること、又は、公共下水道に接続できない場合には、生活雑排水の放流が可能な水路等に接する敷地であること。
 - ③ 近隣に電気が敷設されていること。
 - ④ 4 t 車以上の工事車両が進入可能な敷地であること（敷地の出入口に面する道路幅が 6 m 以上）。
 - ⑤ 高低差の少ない土地であること（約 2 / 10 以内）。
 - ⑥ 今後、造成する必要のないこと。
 - ⑦ 今後、おおむね 3 年を超えて空地として存することが確実なこと。
 - ⑧ 10 戸以上の建設が可能であること。
- ※ 応急仮設住宅で必要な敷地面積
 駐車場・集会場・多目的広場・ごみ置場などの附属施設の設置を踏まえ、1 戸当たり 90 m²とする。ただし、近隣駐車場が確保できたり交通利便性が良かったりするなど駐車場の確保が不要な場合は 1 戸当たり 70 m²とすることができる。
- ⑨ 二次被害を受ける危険性の少ない敷地であること。
 - ⑩ 交通の便等利便性を考慮した敷地であること。

資料：応急仮設住宅建設適地調査（県消防課・住宅課照会）調査票記載要領

【No.10】 公営・公的住宅の入居者の選定

- 被災者の申込に基づき、福祉関係職員、民生委員等による協議会を開催し、その意見を参考に入居者を選定する。
- 選定の結果は、県に報告し県知事の決定を受けて入居者に通知する。
- 選考に当たっては、要配慮者の優先（外国人を除く）入居に努める。
- 入居に際しては、それまでの地域的な結び付きや近隣の状況、飼育動物の状況等に対する配慮を行い、コミュニティの形成に努める。

(13) 住宅の建設【都市整備部】

都市整備部は、恒久的な住宅の供給を開始する。

No.	項目	部署	業務内容	業務実施の目安					
				発災～ 3 時間	～24 時間	～3 日	～7 日	～1 か 月	1 か月 ～
1	住宅の 建設	都市整備部	・応急仮設住宅への一定期間居住後の住宅として、自己の資金では住宅の再建が困難な人を対象に、災害公営住宅の整備に向けた計画を定める。 ・県に対し、災害公営住宅の整備における適切な指導・支援を要請する。						●

9 公共施設等の応急復旧

公共施設等の被害点検及び被害状況を把握するとともに、避難所、福祉避難所等の代替施設の確保等を図る。

(1) 避難所が不足する事態への対応【本部作業室】

本部作業室は指定避難所のみでの受入れが困難となった場合に備え、公共施設を所管する関係対策部と調整しつつ、公共施設等への避難所設置を検討する。

No.	項目	部署	業務内容	業務実施の目安					
				発災～ 3時間	～24 時間	～3日	～7日	～1か 月	1か月 ～
1	避難所が不足する事態への対応	本部作業室	・ 指定避難所のみでの受入れが困難となった場合に備え、関係対策部と調整しつつ、発災後3日までを目途に、避難所、福祉避難所等の代替施設を確保する。			●			
2		本部作業室	・ 直ちに公共施設での受入れが困難な場合は、ホテル・旅館等の宿泊施設の被害を確認の上、避難者の受入れを調整する。 ・ 上記のほか、近隣市区町村の避難所での受入れや屋外テント等の設置による代替策の実施について、県を通じて応援要請を調整・検討する。			●	●		

(2) 公共施設の復旧【本部作業室・総合政策部・関係対策部】

関係対策部は、本部作業室及び総合政策部と連携しながら、公共施設が重大な被害を受けた場合に、早期に公共施設の復旧を図り、施設の機能回復に努める。

No.	項目	部署	業務内容	業務実施の目安					
				発災～ 3時間	～24 時間	～3日	～7日	～1か 月	1か月 ～
1	公共施設の復旧	関係対策部	・発災後速やかに公共施設等の被害点検を実施する。	●					
2		関係対策部	・本部作業室及び総合政策部と連携し、公共施設が重大な被害を受けた場合は、状況に応じて使用禁止等の措置を行うとともに、施設の機能維持に必要な場所を確保する。			●			
3		関係各部	・修繕で対応できる場合は、発災後1週間までを目標に、ガラス修理、給排水設備の改修等の応急整備を実施する。				●		
4		総合政策部	・本部作業室及び公共施設を所管する関係対策部と連携しながら、発災後3週間までに、被害を受けた公共施設の復旧計画を策定する。					●	

(3) 道路・河川・公園被害応急復旧【建設部・都市整備部】

関係対策部は、道路・河川・公園の被害状況を把握し、損壊、破損・変形等により使用不能となったこれらの施設の応急復旧を実施する。

No.	項目	部署	業務内容	業務実施の目安					
				発災～ 3時間	～24 時間	～3日	～7日	～1か 月	1か月 ～
1	被害点 検の実 施	建設部 ・都市 整備部	・発災後速やかに道路・河川・公園施設の被害点検を実施する。	●					
2	道路・ 河川・ 公園施 設の応 急復旧	建設部 ・都市 整備部	・道路・河川・公園施設の被害や障害物等により交通障害が発生している道路や利用不能となっている施設の把握に努め、応急復旧活動を実施する。 【No.2-1】道路・河川・公園施設の応急復旧の手順 参照。 【No.2-2】道路・河川・公園施設の応急復旧の基本方針 参照。				●		
3	復旧状 況の報 告	建設部 ・都市 整備部	・本部作業室に、新たに被害が判明した箇所や復旧状況を随時報告する。				●	●	
4	復旧状 況の広 報	本部作 業室	・本部作業室は、関係対策部と情報を共有しつつ、通行不能箇所、う回路、利用可能な範囲・条件、復旧見込み等に関する広報を行う。				●	●	

第1章
総則第2章
災害予防計画第3章
災害応急対策計画

【No.2-1】道路・河川・公園施設の応急復旧の手順

調査方法及び 判定基準の整合	・パトロールの実施に当たっては、国及び県の調査方法及び判定基準との整合を図るとともに、国及び県と連携を図り、それぞれの役割について互いに共有する。
パトロールによる 被害状況の把握	・パトロールの要員及び車両等が不足する場合は、協定を締結する建設業振興会や造園業協力会等の関係団体と連携し、その不足を補う。 ・ただし、これらの方法によっても対応が困難な場合は、国道及び県道を管理する国・県の関係行政機関との調整を図るとともに、必要に応じて本部対策室を通じ応援を要請する。
技術者の派遣要請	・橋りょう等の構造物の危険度を判定できる技術者の派遣が必要と判断した場合には、本部作業室を通じて県に職員の派遣を要請する。

【No.2-2】道路・河川・公園施設の応急復旧の基本方針

■道路

建設部は次の考え方に基づき、道路施設応急復旧に関する方針を定め、応急復旧活動を実施する。

- ① 市内の道路の被害状況を記す災害時活用路線図を作成し、活動等を円滑に実施できるようにする。
- ② 緊急輸送道路、救助活動のための道路及び避難者の利用する道路を、優先的に復旧する。
- ③ 市が管理する道路が被害を受けた場合は、速やかに県（越谷県土整備事務所）に報告（必要に応じて本部作業室を通じて報告）し、排土作業、盛土作業及び舗装作業等、被害状況に応じた応急復旧作業を行い、交通路の確保に努める。被害の状況により応急措置ができない場合は、警察等の関係機関と連絡を図り、通行止め又は標識の設置等の必要な措置を講じる。
- ④ 国道や県道に関する被害情報についても、適宜、国及び県（越谷県土整備事務所）に報告するとともに、必要に応じて応急復旧の応援を要請する。
- ⑤ 上下水道、電気、ガス、電話等に係る道路占有施設に被害が生じた場合は、当該施設の管理者に通報する。また、緊急を要する場合は、当該事故を知った機関が可能な範囲で応急措置を行い、事後に施設の管理者に連絡する。
- ⑥ 復旧資機材等に不足が生じた場合は、協定を締結する建設業振興会等の関係団体のほか、適宜関係事業者等に協力を求める。

■河川

建設部は次の考え方に基づき、河川施設応急復旧に関する方針を定め、応急復旧活動を実施する。

- ① 一級河川に被害発生箇所がある場合は、国土交通省江戸川河川事務所又は越谷県土整備事務所に報告する。
- ② 報告を受けた国土交通省江戸川河川事務所又は越谷県土整備事務所が応急措置に関する技術的援助があった場合や、復旧の実施計画の策定に関する調整を求められた場合には、その対応に基づき必要な活動を実施する。
- ③ 復旧資機材等に不足が生じた場合は、協定を締結する建設業振興会等の関係団体のほか、適宜関係事業者等に協力を求める。

■公園施設

都市整備部は次の考え方に基づき、公園施設応急復旧に関する方針を定め、応急復旧活動を実施する。

- ① 災害によって被害を受けた公園を把握する。
- ② 避難場所など、既に被災者の用に供している公園で被害が発生している場合には、一部立入禁止措置を講じるなど、必要な安全管理の措置を講じ、利用可能な範囲や条件を本部作業室に報告する。
- ③ 本部作業室と連携し、避難場所が不足する事態が生じている場合や救援・救護活動の場となる公園などで被害が生じている場合は早急に応急復旧を実施する。
- ④ 復旧資機材等に不足が生じた場合は、造園業協会等の関係団体のほか、適宜関係事業者等に協力を求める。

(4) 道路・河川の復旧計画【建設部】

建設部（各施設管理者）は、道路・河川の被害状況を調査し、復旧に努める。

No.	項目	部署	業務内容	業務実施の目安					
				発災～ 3時間	～24 時間	～3日	～7日	～1か 月	1か月 ～
1	復旧計画策定	建設部	・発災後3週間までに道路・河川の復旧計画を策定する。 【No.1】復旧計画の基本方針 参照。					●	
2	復旧事業の促進	建設部 （各施設管理者）	・道路・河川の被害状況を調査し、復旧に努める。特に、公共の安全確保上、緊急に復旧を要するものについては、迅速かつ計画的な復旧を行う。 【No.2-1】道路施設の復旧 参照。 【No.2-2】河川施設の復旧 参照。					●	●
3		建設部	・復旧事業費が決定され次第、本部作業室や関係対策部と調整を図り、速やかな事業実施に努める。					●	●

【No.1】復旧計画の基本方針

復旧事業実施体制	災害によって被害を受けた施設の復旧を迅速に行うため、国・県のほか、指定地方行政機関、指定公共機関や指定地方公共機関等と連携を図りながら、実施に必要な職員の配備、職員の応援、派遣等の活動体制について、必要な措置を行う。
災害復旧事業計画	被災施設の復旧事業計画を速やかに作成する。なお、県又は市その他の機関に対しては、国又は県による費用の一部負担又は補助の対象となる事業について、復旧事業費の決定を受けるための査定計画を作成し、その査定実施が速やかに行われるよう、連携を図る。
緊急査定の促進	被災施設の災害の程度によっては、緊急の場合に応じて公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法、その他に規定する緊急査定が実施されるよう、必要な措置を講じ、復旧工事が迅速に行われるよう努める。
災害復旧事業期間の短縮	復旧事業計画の策定に当たっては、二次被害の発生可能性を縮減するため、関係機関と十分な連絡調整を図り、事業期間の短縮に努める。

【No.2-1】道路施設の復旧

道路、橋りょう、道路付属物等を復旧する場合は、公益占用物件等の復旧計画と調整を図る。なお、公共の安全確保上、緊急に復旧を行う必要のある対象は、次のとおりとする。

- ① 道路、橋りょう、道路付属物の被害により交通が不可能又は著しく困難であるもの
- ② 道路、橋りょう、道路付属物の被害で、これを放置することにより、二次災害が生じるおそれのあるもの

【No.2-2】河川施設の復旧

国・県管理河川については各河川管理者に復旧の依頼を行うものとし、市管理河川及び国・県管理河川に占用している市の施設については建設部において復旧を行う。

なお、公共の安全確保上、緊急に復旧を行う必要のある対象は、次のとおりとする。

- ① 堤防の決壊で市民の日常生活に重大な影響を与えているもの
- ② 護岸等の決壊で破堤のおそれのあるもの
- ③ 河川の護岸等の脚部の深掘れで、根固めをする必要があるもの
- ④ 河川の埋塞で、流水の疎通を著しく阻害するもの
- ⑤ 河川施設(排水機場や小型ポンプ、ゲート等)が機能せず、大雨時に市民の日常生活に重大な影響を与えている場合

(5) 農地、農作物、農業施設の応急復旧【本部作業室・自治文化部】

自治文化部は、災害によって被害を受けた農地、農作物及び農業用施設の応急復旧対策を実施する。

No.	項目	部署	業務内容	業務実施の目安					
				発災～ 3時間	～24 時間	～3日	～7日	～1か 月	1か月 ～
1	被害状況の把握	自治文化部	・本部作業室と連携し、農産物、農業用生産施設、農地、農業用施設の被害状況を把握する。			●			
2	被害状況の把握	自治文化部	・農産物、農業用生産施設、農地、農業用施設の被害状況を調査し、記録する。			●			
3	作業体制の確立	自治文化部	・復旧計画の作成を進めるとともに、作業員等と復旧工事用資機材を確保し作業体制を確立する。 ・広域的な範囲で被害が発生したときは、必要に応じて本部作業室を通じて県、関係機関に対して協力を要請する。			●	●		
4	応急復旧	自治文化部	・農業用生産施設、農地、農業用施設等の応急復旧を開始する。 ・農作物対策（病虫害予防薬剤の散布、種苗対策、土壌消毒、等）を実施する。 ・用排水路、揚排水機等の公共施設が被災した場合には、応急対策を速やかに実施する。				●		

(6) 上下水道施設の応急復旧【本部作業室・上下水道部】

上下水道部は迅速かつ的確な応急対策活動を実施するため、防災拠点施設において、上下水道施設の復旧が優先的に実施されるよう調整を図る。

No.	項目	部署	業務内容	業務実施の目安					
				発災～ 3時間	～24 時間	～3日	～7日	～1か 月	1か月 ～
1	被害状況の把握	上下水道部	- 本部作業室と連携し、発災後速やかに下水道施設の被害状況を把握する。 - 状況把握に要する人員及び車両等が不足する場合は、建設業振興会等の関係団体のほか、建設部や都市整備部と連携し、その不足を補う。 - これらの方法によっても対応が困難な場合は、必要に応じて本部対策室を通じ応援を要請する。	●					
2	被害による影響	上下水道部	被害状況調査に基づき、下水道（排水）が利用できない地域や影響戸数等を把握し、本部作業室に報告する。			●			
3		本部作業室 上下水道部	上記の報告に基づく広報活動を実施する。			●			
4	被害状況の把握	上下水道部	上水道の被害状況を調査し、被害状況、作業内容を写真撮影し記録する。	●	●				
5		上下水道部	- 復旧計画の作成を進めるとともに、技術者及び作業員等の配置と復旧工事用資機材を確保し作業体制を確立する。 - 広域的な範囲で被害が発生したときは、必要に応じて本部作業室を通じて県及び（公財）日本水道協会等に対して協力を要請する。			●	●	●	
6	応援要請	上下水道部	- 復旧計画に対応した作業体制を確保することが困難な場合は、協定締結関係団体のほか、建設部や都市整備部と連携した対応について調整を図る。 - 必要とされる車両、人員や資機材等について、本部作業室と連携を図りながら、受入計画への組入れ及び宿舍、食料等の手配を行う。 - 必要に応じて、（公社）日本下水道管路管理業協会との協定により、同協会に支援を要請し、下水道施設の巡視、点検、調査、清掃、修繕等の業務を行う。			●	●		

No.	項目	部署	業務内容	業務実施の目安					
				発災～ 3時間	～24 時間	～3日	～7日	～1か 月	1か月 ～
7	応急復旧	上下水道部	・ 上水道施設等の応急復旧を開始する。 ・ 復旧作業は、浄・配水場を最優先とし、その後、原則として浄水場に近い配水管路から行うが、必要に応じて緊急性を考慮の上、実施する。 ・ 救護所、医療施設、社会福祉施設、避難所の施設等を優先して作業を実施する。 【No.7-1】下水道の復旧方針 参照。 【No.7-2】施設別対策の順序 参照。			●	●	●	●
8	浄・配水場施設の確保	上下水道部	・ 浄・配水場施設の火災による施設への類焼、並びに、危険物の流出等による被害拡大の防止を図る。			●	●		
9	復旧状況の報告及び広報	上下水道部	・ 本部作業室に新たに被害が判明した箇所や復旧状況を随時、報告する。			●	●		
10		上下水道部	・ 関係対策部に情報共有を図りながら、利用可能な範囲・条件、復旧見込み等に関する広報を実施する。			●	●		

【No.7-1】下水道の復旧方針

本部作業室及び中川水循環センターと調整を図りながら、次の優先順位を基準として復旧に関する方針を作成する。

- ① 幹線管渠^{かんきょ}の復旧（緊急避難路及び緊急輸送路の確保）
- ② 応急復旧を優先すべき防災拠点

【No.7-2】施設別対策の順序

- ① 浄・配水場施設の復旧
 - ② 特に重要と認められる管路及び施設の復旧
 - ③ 配水管等一般管路の復旧
 - ④ 給水装置等の復旧
- ※ 給水を開始する際は、水質の保全に注意し、配管内の洗浄及び塩素滅菌を行う。

(7) 給水体制の確立【上下水道部】

上下水道部は、避難所生活者や在宅被災者等に対して、応急給水を実施する。

実施に当たっては、(公財)日本水道協会に応援を要請する。

No.	項目	部署	業務内容	業務実施の目安					
				発災～ 3時間	～24 時間	～3日	～7日	～1か 月	1か月 ～
1	応急給水の需要把握	上下水道部	・断水エリアを把握するとともに、本部作業室において集約された情報を得て、飲料水を得ることのできない被災者数の概数を算定する。	●	●				
2	応急給水方針の作成	上下水道部	・給水需要の程度や給水施設の被害状況に照らし合わせ、応急給水方針を作成し、本部作業室に報告する。 【No.2】 応急給水方針の基準 参照。		●	●			
3	応援要請	上下水道部	・応急給水に当たり、給水用資機材や要員に不足が生じた（生じると見込まれる）場合には、必要に応じて本部作業室を通じて、関係機関等に対して応援を要請する。 【No.3】 応援要請 参照。		●	●			
4	給水の実施	上下水道部	・作成した応急給水方針に基づき、速やかに応急給水を実施する。 ・応急給水拠点の設置場所、給水実施日時等が決まり次第、本部作業室に報告する。 【No.4】 水質の安全性確保 参照。			●			
5	広報活動	本部作業室 上下水道部	・報告を受けた内容をもとに、広報活動を行い、応急給水の実施について周知を図る。 ・応急給水拠点場所及びその周辺には「給水所」の掲示物を設置する。			●			

【No.2】 応急給水方針の基準

1 応急給水量（飲料水の給水量）

- ① 災害発生から3日まで：1人1日3ℓを目途
- ② 災害発生から4日～7日：1人1日20ℓを目途
- ③ 災害発生から8日～14日：1人1日40ℓを目途
- ④ 15日以降：施設の復旧状況に応じ、順次給水量を増量

2 応急給水方法

- ① 拠点給水 浄・配水場、草加市水道庁舎（氷川町2118番地5）、市内小中学校にて給水
- ② 運搬給水 給水車等で、緊急を要する医療機関及び避難所等へ飲料水を運搬し、貯水槽へ注水

【No.3】 応援要請

応援要請先	・ 上下水道部は、(公財)日本水道協会に対して応援要請を行う。 ・ (公財)日本水道協会による応援が見込めない場合や不足が見込まれる場合、又は、一定の期間を要することが想定される場合には、速やかに本部作業室に報告の上、県を通じて「自衛隊」等に応援要請を行う。
給水車及び応急給水用資機材運搬車両	・ 給水車及び応急給水用資機材の運搬車両等は「上下水道部」が保有する車両を使用するが、不足する場合は、「(公財)日本水道協会」等の関係団体へ要請の上、確保する。
応急給水用資機材	・ 応急給水用資機材は、「上下水道部」が備蓄する資機材を使用するが、不足する場合は、「(公財)日本水道協会」等の関係団体に要請の上、確保する。

【No.4】 水質の安全性確保

○ 応急給水の実施に当たっては、水質の安全性を確保するため、残留塩素濃度を適宜測定する等により、適切に消毒されていることを確認する。 ○ 残留塩素が確保されていない場合は、塩素消毒剤により消毒を徹底し、遊離残留塩素濃度が0.3mg/L以上であることを確認した上で、給水する。

(8) 電力施設の応急復旧

東京電力パワーグリッド(株)川口支社は、非常災害が発生した場合、可能な限り電力供給を継続するために、復旧措置を講ずる。

No.	項目	部署	業務内容
1	危険予防措置	東京電力パワーグリッド(株)川口支社	・電力需要の実態に鑑み、災害時においても原則として供給を継続するが、警察、消防機関等から要請等があった場合等には、送電停止等適切な危険予防措置を講じる。 ・在宅で人工呼吸器等の医療機器を使用しており、バッテリー等の代替電源がない要配慮者から、小型発電機等の貸し出しの連絡があった場合、可能な範囲で対応する。
2	対策要員の確保		・災害発生のおそれがある場合又は発生した場合、あらかじめ定められた各対策要員は所属事業所に出動する。
3	情報の収集		・受持区域内全般の被害情報、当社被害状況および東京電力グループの被害状況等の情報を収集し、総合的被害状況の把握に努める。
4	復旧計画		・非常災害対策本部は、各設備の被害状況を把握し、復旧計画を立てる。
5	復旧順位		・災害状況、各設備の被害状況、各設備の被害復旧の難易度を勘案して、供給上復旧効果の最も大きいものから復旧を行う。
6	復旧要員の広域運営	東京電力パワーグリッド(株)川口支社	・他電力会社、株式会社J E R A、電源開発株式会社、並びに広域機関と復旧要員の相互応援体制を整えておくとともに、復旧要員の応援を必要とする事態が予想され、又は、発生したときは応援の要請を行う。
7	広報活動	東京電力パワーグリッド(株)川口支社	・災害の発生が予想される場合、又は、発生した場合は、電力施設被害状況及び復旧状況についての広報を行う。 ・災害による断線、電柱の倒壊、折損等による公衆感電事故や電気火災を未然に防止するため、広報活動を行う。

※業務実施の目安については、状況に応じて適宜調整を行う。

(9) ガス施設の応急復旧

東京ガス(株)・東京ガスネットワーク(株)は、ガス施設の災害及び二次災害の発生を防止し、発生した被害の早期復旧を図るため、危険予防措置や応急復旧工事等を実施する。

No.	項目	部署	業務内容	業務実施の目安					
				発災～ 3時間	～24 時間	～3日	～7日	～1か 月	1か月 ～
1	情報収集	東京ガス(株)・ 東京ガスネットワーク(株)	・巡回点検及び出社途上の調査等により、気象情報や被害情報、ガス施設の被害状況等を速やかに収集する。	●					
2	要員の確保		・対策要員は定められた動員計画に基づき、速やかに指定の場所に出動する。 ・勤務時間外に災害発生のおそれがある場合、定められた対策要員は、気象情報その他の情報に留意し、非常体制の発令に備える。	●					
3	危険予防措置		・ガスの漏えいにより被害が拡大するおそれのある場合は、避難区域の設定、火気使用の禁止、ガスの供給停止等の適切な危険予防措置を講ずる。	●					
4	復旧用資機材の確保		・復旧用資機材の在庫量を確認し、速やかに必要な資機材を調達・確保する。		●				
5	応急工事		・可能な限り迅速、適切に被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先とした工事を行う。		●				
6	他会社との協力		・協力会社等と災害発生時に直ちに出勤要請ができる連携体制を確立し、必要に応じて出勤を要請する。 ・自社のみでは早期復旧が困難であると考えられる場合は、他のガス事業者に応援を要請する。		●				
7	広報活動		・ガス供給停止時及び復旧作業中等、その他必要な場合に適宜状況に応じた広報を行う。		●				

第1章
総則第2章
災害予防計画第3章
災害応急対策計画

(10) 通信施設の応急復旧

東日本電信電話(株)埼玉南支店は、災害等により電気通信設備に著しい被害が発生し、又は発生するおそれがある場合、次の復旧措置を講ずる。

No.	項目	部署	業務内容	業務実施の目安					
				発災～ 3時間	～24 時間	～3日	～7日	～1か 月	1か月 ～
1	災害対策本部の設置	東日本電信電話(株)埼玉南支店	・災害の迅速かつ適切な復旧を図るため、埼玉南支店に災害対策本部を設置し対応する。	●					
2	情報連絡・収集		・行政機関の災害対策本部やその他の関連機関と密接に連絡を取るとともに、被害状況をはじめ、各種情報の把握に努める。	●					
3	応急措置		・電気通信設備に災害が発生した場合、重要回線の確保、特設公衆電話の設置、通信の利用制限、災害用伝言ダイヤルの提供等の応急措置を実施する。	●	●	●			
4	応急復旧対策		・復旧工事に要する要員・資材及び輸送の手当を行い、行政機関、ライフライン事業者と連携し、早期に復旧工事を実施する。	●	●				
5	通信の輻輳対策		・通信が輻輳するおそれがある場合は、災害時優先電話等の救済を目的とした対地別の規制等の措置を講ずる臨時通信回線設定の考慮及び対地別の規制等の措置を講ずる。		●	●			
6	応援要請		・復旧に時間を要する場合は各部門等からの応援措置を講ずる。 ・被害が甚大で社内措置のみでは復旧が困難な場合は、社外復旧要員の応援措置を講ずる。		●	●			
7	復旧工事		・災害対策本部の指示により、復旧工事を実施する。		●	●	●		
8	広報活動		・被災した電気通信設備等の応急復旧状況等の広報を行い、通信の疎通ができないことによる社会不安の解消に努める。		●	●	●		

(11) 交通施設の応急対策

東武鉄道(株)は、管理する鉄道施設等の被害状況について早急に把握し、対処する。

No.	項目	部署	業務内容	業務実施の目安					
				発災～ 3時間	～24 時間	～3日	～7日	～1か 月	1か月 ～
1	対策本部の設置	東武鉄道(株)	- 本社内に対策本部を設置し、鉄道事業本部長を対策本部長として災害時における応急処置及び災害発生現場への指示、支援等を行う。 - 災害現場付近には現地対策本部を設置する。	●					
2	情報連絡体制	東武鉄道(株)	社内通信網により、社内及び関係他機関と密接な情報連絡を行い、情報収集を行う。	●					
3	初動措置	東武鉄道(株)	発災後、速やかに被害拡大防止のため関係列車の停止手配、負傷者等の救護等の措置をとる。	●					
4	列車の脱線転覆等の対応	東武鉄道(株)	列車の脱線転覆等により死傷者が発生した場合は、運転取扱い実施基準及び鉄道運転事故応急処理手続等により処理する。	●					
5	避難誘導	東武鉄道(株)	乗客の安全確保を第一とし、状況に応じて適切機敏に乗客を誘導する。	●					